

資料編

資料 I

平成 19 年 9 月

各位

財団法人 知的財産研究所

タイプフェイス及びフォントの利用の実態に関する アンケート調査ご協力のお願い

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当研究所の活動にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年度、当研究所におきましては、特許庁からの委託を受け、タイプフェイスの保護のあり方に関する調査研究を行っております。

デジタル化の進展に従い、各種メディアにおけるタイプフェイス（書体デザイン）の重要性が高まっております。タイプフェイスの製作には一定の労力とコストのかかる一方、印刷物等から容易に模倣することができます。しかしながら、現行の知的財産権制度においては、タイプフェイスの保護を明文化した規定はありません。

こうしたことから、本調査研究では、現在の企業等におけるタイプフェイスの活用状況、問題点等を把握・整理するとともに、保護の必要性の有無、仮に保護とした場合の保護対象の単位や侵害行為の内容等を中心に検討を行い、我が国におけるタイプフェイスの保護のあり方について適切な方向性を得るための調査研究を行うことを目的としております。

ここで、当研究所では、本調査研究の一環として、タイプフェイスの法的保護を行う必要があるかについて検討するための基礎資料作成を目的として、貴社におけるタイプフェイスに関する契約、使用の実情及びそれらに関する問題点を調査させていただきたく存じます。

タイプフェイスを保護することについての具体的なニーズや問題点等について整理し、タイプフェイスの保護に関する課題や問題点を漏れなく整理するためにも、本アンケート調査へのご協力を賜れますようお願い申し上げます。なお、アンケートの結果は、取り纏めた上、来年度初頭に、ご希望の各位に対して、ご報告させていただく予定でございます。

本アンケートは回答者の属性にあわせた間を用意しており、回答者の属性にもよりますが、概ね半分程度か、それ以下の間にお答えいただくことになります。

お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

アンケート調査

財団法人 知的財産研究所

【アンケートの記入にあたって】

1. ご回答は平成 19 年 8 月 1 日現在の業務等に基づいてご記入をお願いします。
2. ご回答は一部のみでも構いません。
3. ご回答いただいた内容は、統計的に処理し、本調査の目的以外には一切使用致しません。担当部門の必要最低限の従業員のみがアクセス可能とし、外部からのアクセスは厳重に管理し、個別情報を公表するなどのご迷惑をおかけすることは決してございません。ありのままをご記入くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
4. 本調査では、ご回答いただいたアンケート調査結果に基づき、電話や訪問によるヒアリング調査を重ねてお願いする場合がありますので、その際には、重ねてのご協力をよろしくお願い申し上げます。

【ご記入上のお願い】

1. ご回答は、この調査票に直接ご記入ください。
2. ご回答は、選択肢形式と自由記述形式とがあります。選択肢形式では、特に指定のない場合は、あてはまる番号を1つだけ選び、番号あるいは該当する項目を○あるいは□で囲んでください。自由記述形式では、記入欄にご記入ください。
3. 調査票は、平成 19 年 9 月 28 日までに、同封の返信用封筒にてご返送いただきますよう、お願いします。切手は不要です。

【アンケート返信先】

1. 郵送で返信する場合
〒921-8147 石川県金沢市大額 1-342-3 株式会社 アドレス
*本アンケートの集計に関しまして、上記調査専門機関である株式会社アドレスに委託しております。
尚、当該機関とは、「個人情報保護管理に関する誓約書」を取り交わしております。
2. 電子メールで返信する場合
＜返信先メールアドレス：typface@iip.or.jp>

【お問い合わせ先】

本アンケート調査の趣旨や記入等に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

財団法人 知的財産研究所

〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-4 トラスティ麹町ビル 3 F

TEL：03-5275-5281

FAX：03-5275-5324

担当：中塚 智子(E-mail：nakatsuka-tomoko@iip.or.jp)

稲林 芳人(E-mail：inabayashi-yoshihito@iip.or.jp)

◆差し支えなければ、ご連絡先を教えてください◆

ご記入いただいた方で、「アンケート調査結果の要否」の欄において「必要」を選択され、E-mail アドレスをご記入いただいた方には、本アンケートの調査結果をまとめた PDF データを E-mail にてお送りいたします。

御社名：

ご所属部署：

ご住所：

お名前：

E-mail アドレス：

電話番号：

ファクシミリ番号：

アンケートの調査結果の要否 ☐必要 ☐不要

【語句の定義】

この調査では、次のように語句を定義しています。

・ タイプフェイス（書体）

「タイプフェイス」とは、一定のルールで形状を様式化（デザイン）された文字等¹の集合をいう。タイプフェイス自体は無体物であるので、印刷等に用いる場合は、機器にあわせてフォント化して（タイプフォントにして）利用する。

・ タイプフォント（フォント）

「タイプフォント（フォント）」とは、タイプフェイスを印刷や表示をする機器で使えるようにするためのものをいい、写真植字機で用いられる写植文字盤のようなアナログフォント、電子計算機で用いられる文字を表示・印刷するためのプログラムであるデジタルフォントがある。

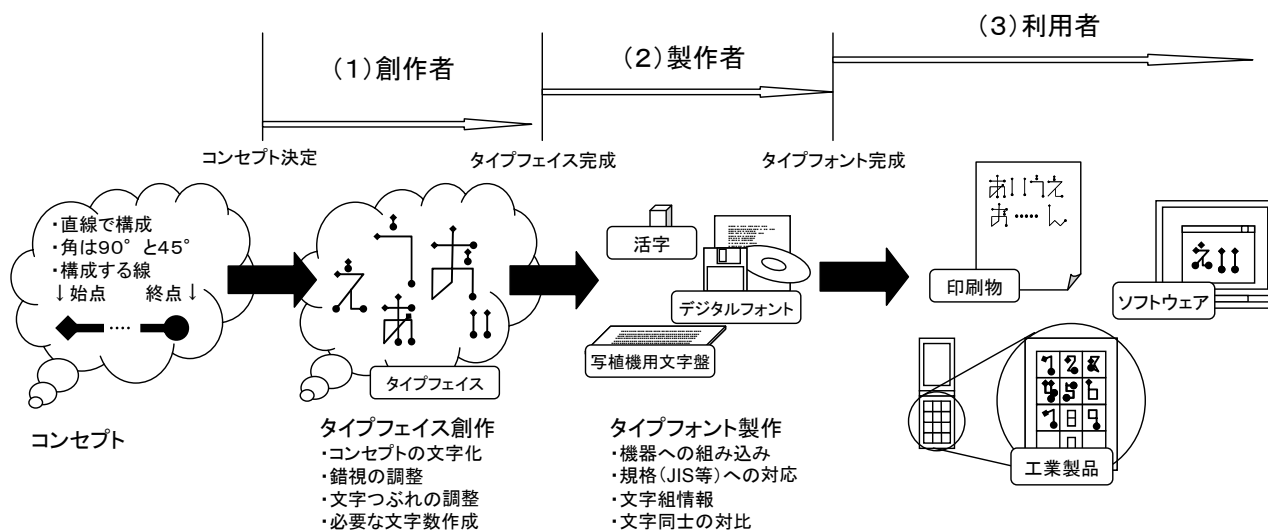
本調査においては、

（１）タイプフェイスの文字の形状を創作する方を創作者（ロゴ等のデザインのために数文字程度創作する方を除く）

（２）タイプフェイスを基にフォントを製作する方を製作者

（３）タイプフェイスやフォントを製品のデザインや印刷等に、業として利用する方を利用者と定義しています。

近年のデジタルフォントの開発の現場等では、フォント開発ソフトで文字の形状を創作しつつ同時にフォントを作成する（創作と製作が同時進行される）、ということもあるようです。その場合は、創作者であり製作者でもある、となります。



それぞれの立場に該当する方に回答いただくページは以下の通りです。

（１）創作者 ３～４ページ、５～１３ページ、２７～３７ページ

（２）製作者 ３～４ページ、１４～２１ページ、２７～３７ページ

（３）利用者 ３～４ページ、２２～２６ページ、２７～３７ページ

なお、それぞれのページ上部に、質問の対象者について、上記区分を記載しています。

¹ 文字の他、句読点、慣用記号等も含む。

1. 基礎的事項

問1. あなたは、以下のいずれにあたりますか。

- 1. フリーの創作者
- 2. 10 人未満の企業の従業員
- 3. 10 人以上、50 人未満の企業の従業員
- 4. 50 人以上、300 人未満の企業の従業員
- 5. 300 人以上、1,000 人未満の企業の従業員
- 6. 1,000 人以上、5,000 人未満の企業の従業員
- 7. 5,000 人以上の企業の従業員
- 8. その他 ()

問2. あなた又はあなたの会社の主たる事業は以下のいずれにあたりますか (複数選択可)。

- 1. タイプフェイスデザイン
- 2. フォント製作
- 3. 印刷業
- 4. ソフトウェア製作
- 5. コンピュータ製造
- 6. 電子機器製造
- 7. グラフィックデザイン
- 8. その他 ()

2. 創作、契約、利用の実態について

タイプフェイスは無体物であるため模倣の実態が顕在化しにくい面があります。そのため、本調査研究ではタイプフェイス、フォントとの関わり方として、以下の(1)～(3)の3つの立場に分けております(三者の関係については2ページ参照)。

(1) タイプフェイスの文字の形状をデザインする創作者

(2) タイプフェイスをフォントとして製品化する製作者

(3) フォントを業として印刷に用いる、製品に組み込む、又は電子計算機等で利用する利用者

それぞれの立場にあわせ、タイプフェイスの契約の実情等について質問にお答えください。複数の立場に該当する方は、全ての該当する立場でお答えください。

なお、創作者について、ロゴ等のデザインのために一部の文字のみを創作する方についてはこの調査ではタイプフェイスの創作者に該当せず、製作者について、印刷物又はデジタル化された文字データを基にフォントを作成する方とし、他者のフォントを購入(又は販売契約)し、全く内容を変えずに販売(いわゆる、OEM販売)をしている方は、製作者には該当しないものとさせていただきます。

問3. あなた又はあなたの会社は、以下のいずれにあたりますか(複数選択可)。

1. タイプフェイスの文字の形状それ自体のデザインをしている創作者

2. タイプフェイスをフォント化している製作者

3. フォントを機器に組み込む又は印刷等に利用する利用者

(1) 創作者

問4～30は、創作者（タイプフェイス、フォントの文字のデザインをしている方）に向けた質問です。そのため、特に文字の形状を創作せずに、（他の人が創作した文字の形状を）フォントを製作している方は（2）製作者（14ページ）へ進んでください。また、文字の形状の創作もしておらず、フォントの製作もしておらず、専らフォントを機器に組み込む、印刷に利用する等、利用するのみという方は、（3）利用者（22ページ）へ進んでください。

問4. 今まであなたの新規創作したタイプフェイスの総数はどのくらいになりますか。そのうち、漢字、かな等からなる和文総合書体、かな書体、欧文書体の数もお答えください。また、改良・復刻したタイプフェイスはどのくらいになりますか。なお、ここでいう「新規創作したタイプフェイス」とは、新たにコンセプトから創作したタイプフェイスをいい、「改良・復刻タイプフェイス」とは、過去の自分自身の、又は他人の書体を字母として、改良等することで新たに開発したタイプフェイスをいいます。

新規創作したタイプフェイスの総数	(	書体程度)
うち、漢字、かな等からなる和文総合書体	(	書体)
うち、かな（平仮名、片仮名）のみのかな書体	(	書体)
うち、アルファベット、数字のみの欧文書体	(	書体)
復刻、改良タイプフェイスの総数	(	書体程度)
うち、漢字、かな等からなる和文総合書体	(	書体)
うち、かな（平仮名、片仮名）のみのかな書体	(	書体)
うち、アルファベット、数字のみの欧文書体	(	書体)

問5. 近年のタイプフェイス開発状況についてお答えください。

2006年度	新規創作 (	書体)	改良・復刻 (	書体)
2005年度	新規創作 (	書体)	改良・復刻 (	書体)
2004年度	新規創作 (	書体)	改良・復刻 (	書体)
2003年度	新規創作 (	書体)	改良・復刻 (	書体)
2002年度	新規創作 (	書体)	改良・復刻 (	書体)

問6. フォント作成専用のソフトウェアでタイプフェイスの創作を行っている場合のように、タイプフェイスの創作とフォントの製作を同時に行うことがありますか（複数選択可）。ある場合、タイプフェイスの創作全体の中でフォントの製作を同時に行うものの割合についてお答えください。

1. 同時に行っている	(	割)
2. タイプフェイスの創作のみ行っており、フォントは製作していない		
3. タイプフェイスの創作とフォントの製作は別工程としている		
4. その他 (		)

問 7. あなたの創作するタイプフェイスの平均的な文字数は何文字程度ですか。

() 文字程度

問 8. タイプフェイスの一書体の創作（コンセプト決定～タイプフェイス完成）にかかる期間と人数についてお答えください。なお、期間については、問 7 で回答いただいた平均的な文字数の場合における、（期間が）最短のもの、一般的なもの及び最長のものについて、それぞれの期間をお答えください。

最短の期間	()	年	()	月	程度の期間、	()	人
一般的な期間	()	年	()	月	程度の期間、	()	人
最長の期間	()	年	()	月	程度の期間、	()	人

問 9. 問 7 で回答いただいた平均的な文字数の場合における、タイプフェイス一書体を創作する際にかかる費用の総額は、どの程度ですか。

- | |
|--|
| 1. 問 7 で答えた平均的な文字数の場合、一書体あたり () 円 |
| 2. フォントまで作成する、広告等もあわせて作る等、タイプフェイス以外の要素も含むため、算定できない |
| 3. 営業上の秘密事項であるので、回答できない |

問 10. タイプフェイスのライフサイクル（創作が完了してから使用されなくなるまでの期間）について、最短のもの、一般的なもの及び最長のものについて、その平均期間を記入してください。

最短の期間	()	年	()	月	程度の期間	
一般的な期間	()	年	()	月	程度の期間	・ 半永久的
最長の期間	()	年	()	月	程度の期間	・ 半永久的

問 11. タイプフェイスにオリジナルの書体がある場合に、そのオリジナルの書体の創作者等に対し、代金を支払って許諾を得る等の調整を行っていますか。行っている場合はその方法についても記入してください。

- | | |
|--------------|----------|
| 1. 調整を行っていない | (理由:) |
| 2. 調整を行っている | (調整方法:) |

問 1 2. あるタイプフェイスを創作する際、線幅及び縦・横の比率等を変えたファミリー書体の創作を行いますか。また、創作される場合については、その主な理由を選んでください。また、基本となる書体を作成する為にかかる費用と比べて、ファミリー書体は1書体あたり何割程度費用がかかるかをお答えください。

1. 製作する（理由、費用についてもお答えください）

理由：

- ① ユーザーからの要求のため
- ② 基礎となるタイプフェイスのバラエティを拡大するため
- ③ パソコン等で簡単に製作できるため
- ④ その他（ ）

費用：

ファミリー書体 1 書体あたり、基本書体 1 書体の（ ）割程度かかる

2. 製作しない

問 1 3. 創作したタイプフェイスは、あなた自身又はあなたの会社でフォントを製作しますか。それとも他者がフォントを製作しますか（複数選択可）。複数ある場合はその比率を後の括弧に入れてください（なお、ご記入いただいた比率の合計が 10 割になるように記載してください）。

- | | | |
|--|-----|----|
| 1. 自らでフォントを製作する | (| 割) |
| 2. (自らはフォントを製作せず) 他者がフォントを製作する | (| 割) |
| 3. (タイプフェイスを創作していない) 他者と (自らで) 協力してフォントを製作する | (| 割) |
| 4. タイプフェイスの創作のみでフォント製作はしていない | (| 割) |
| 5. その他 (|) (| 割) |

※「2. 他者がフォントを製作する」を選んだ方は、以下の問にもお答えください。2. を選んでいない方は、問 2 3（10 ページ）へ進んでください。

問 1 4. 製作者とのタイプフェイスのフォント化に関する契約は、タイプフェイスの利用許諾（ライセンス：タイプフェイスは創作者に帰属する）、譲渡（タイプフェイスは譲受人（製作者）に帰属する）、委託（タイプフェイスは委託元（製作者）に帰属する）のいずれですか（複数選択可）。複数ある場合はその比率を後の括弧に入れてください（なお、ご記入いただいた比率の合計が 10 割になるように記載してください）。

- | | | |
|---|-----|----|
| 1. 利用許諾をしている（タイプフェイスは許諾元（創作者）に帰属する） | (| 割) |
| 2. 譲渡している（タイプフェイスは譲受人（製作者）に帰属する） | (| 割) |
| 3. 委託され、創作を請け負っている（タイプフェイスは委託元（製作者）に帰属する） | (| 割) |
| 4. その他の契約形態 (|) (| 割) |
| 5. 契約が利用許諾、譲渡、委託等のいずれにあたるかについて意識したことがない | | |

問 15. 製作者と結ぶ、タイプフェイスのフォント化の契約において、タイプフェイスの利用期間が限定されているものはありますか。ある場合は、その割合についてもお答えください。

1. 期間は限定されていない
2. 期間の限定されているものもある (割)

問 16. 製作者に対し利用許諾をする契約に、タイプフェイスを独占的にフォント化できること（他者に利用を許諾しないこと）を約束する契約はありますか。ある場合は、その割合についてもお答えください。

1. 独占的にフォント化できる契約は結んでいない
2. 独占的にフォント化できる契約を結んでいる (割)

問 17. 製作者又は利用者にタイプフェイスを提供する場合、紙媒体で提供しますか、デジタルデータで提供しますか（複数選択可）。複数該当する場合はその比率を後の括弧に入れてください（なお、ご記入いただいた比率の合計が 10 割になるように記載してください）。

- | | | |
|------------|---|------|
| 1. 紙媒体 | (| 割) |
| 2. デジタルデータ | (| 割) |
| 3. その他 (|) | (割) |

問 18. 製作者と結ぶ、タイプフェイスのフォント化の契約において、あなたが提供している内容は以下のいずれですか（複数選択可）。複数該当する場合はその比率を後の括弧に入れてください（なお、ご記入いただいた比率の合計が 10 割になるように記載してください）。

- | | | |
|------------------------------|----------|--------|
| 1. 文字の要素(エレメント)とサンプル文字 | () 文字程度 | () 割) |
| 2. 文字のアウトラインデータ(デジタルデータ) | () 文字程度 | () 割) |
| 3. タイプフェイスではなく、フォント化しフォントで契約 | | () 割) |

問 19. 製作者と結ぶ、タイプフェイスのフォント化の契約において、あなたが提供しているタイプフェイス(又はフォント)の文字数は以下のいずれですか(複数選択可)。複数該当する場合はその比率を後の括弧に入れてください(なお、ご記入いただいた比率の合計が 10 割になるように記載してください)。

- | | | |
|--------------------|---|----|
| 1. 100字以内程度 | (| 割) |
| 2. 100～200文字程度 | (| 割) |
| 3. 200～500文字程度 | (| 割) |
| 4. 500～1000文字程度 | (| 割) |
| 5. 1000文字～5000文字程度 | (| 割) |
| 6. 5000文字以上 | (| 割) |

問 20. 製作者と結ぶタイプフェイスのフォント化の契約において、対価（代金）は、以下の形式のうちどのような受け取り方ですか（複数選択可）。複数ある場合はその比率を後の括弧に入れてください（なお、ご記入いただいた比率の合計が 10 割になるように記載してください）。

- | | | |
|--|---|----|
| 1. 契約成立時に全額受け取り | (| 割) |
| 2. 申し込み時に一部受け取り、契約成立（又は完成）時に残り全額を受け取り | (| 割) |
| 3. 契約成立時に一部受け取り、その後販売数に応じてロイヤリティを受け取る | (| 割) |
| 4. 契約成立時には特に受け取らず、販売数に応じたロイヤリティを受け取るのみ | (| 割) |
| 5. 契約後、使用されている限り一定期間毎に決まった代金を受け取る | (| 割) |
| 6. その他（ | ） | （ |

問 2 1. 製作者と結ぶタイプフェイスのフォント化の契約を利用許諾で行う創作者の方に伺います。契約後、製作者が以下の事柄を（創作者への確認、許諾等無しに）自由に行うことを認めていますか。①～⑥の各項目についてお答えください。なお、複数の契約の形態がある方は、代表的な契約の例でお答えください。

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| ①販売数の増減 | (認めている・創作者の許可が必要・追加料金等が発生・認めていない) |
| ②内容の一部改変 | (認めている・創作者の許可が必要・追加料金等が発生・認めていない) |
| ③不足文字の追加 | (認めている・創作者の許可が必要・追加料金等が発生・認めていない) |
| ④改良フォントの発売 | (認めている・創作者の許可が必要・追加料金等が発生・認めていない) |
| ⑤他の業者へ利用許諾 | (認めている・創作者の許可が必要・追加料金等が発生・認めていない) |
| ⑥他の業者へ譲渡 | (認めている・創作者の許可が必要・追加料金等が発生・認めていない) |

問 2 2. タイプフェイスの創作にかけた費用は、製作者と結ぶタイプフェイスのフォント化の契約により回収できますか。回収できる場合は何社程度との契約又はどのくらいの期間で回収できますか。回収できない場合は創作にかかった費用のうち何割程度が回収できますか。

1. 1社と契約が成立し報酬を受け取れば回収できる
2. 1社と契約しただけでは回収できないが複数の会社と契約（ 社程度）すれば回収できる
3. 契約できる企業が限られており、その全てと契約しても回収できない（ 割程度回収）
4. ロイヤリティ収入をある程度の期間（ 年程度）受け取れば回収できる
5. 製品化したフォントが（ 本程度）売れば（ロイヤリティ収入で）回収できる
6. 費用の回収についてはあまり考えたことがない
7. その他（ ）

問23. あなたの収入のうち、タイプフェイスの創作に基づき得ているものの割合はどの程度ですか。企業においてタイプフェイスの創作を行っている方は、主な業務がタイプフェイスの創作か否かでお答えください。なお、個人創作者向けの選択肢の後に企業内創作者向けの選択肢があります。

(個人創作者)

1. 生計の全てかほぼ全てがタイプフェイスの創作により得る収入による
2. 主な収入がタイプフェイスの創作によるものであるが、その他にも収入源がある
3. タイプフェイスの創作以外からの収入が主であり、タイプフェイスの創作は副収入である
4. 生計の全てかほとんどをタイプフェイスの創作以外で得、タイプフェイスの創作からの収入はほとんどない
5. タイプフェイスの創作による収入について意識していない
6. その他 ()

(企業内創作者)

1. 業務はタイプフェイスの創作のみを行っている
2. 主な業務がタイプフェイスの創作であるが、その他の業務も行っている。
3. タイプフェイスの創作以外の仕事の主であるが、タイプフェイスの創作も行っている
4. 基本的にタイプフェイスの創作以外の業務を行っており、稀にタイプフェイスの創作を行っている
5. 広告デザイン、パッケージデザイン、ロゴデザイン等、タイプフェイスの創作以外の業務を行うためにタイプフェイスの創作を行っている
6. その他 ()

問24. タイプフェイスの創作を始める前に、創作にかかった費用を回収するまでの期間はどのくらいかけると想定していますか。問7(6ページ)で回答いただいた平均的な文字数の場合と、書体別の平均期間を記入してください。

問7で回答いただいた平均的な文字数	(	年程度	・	想定していない	)
和文総合書体	(	年程度	・	想定していない	・ 作っていない
かな書体	(	年程度	・	想定していない	・ 作っていない
欧文書体	(	年程度	・	想定していない	・ 作っていない

問 25. タイプフェイスの創作にあたり、他社のタイプフェイスに似ているものがないか等の調査を事前に行いますか。もし調査している場合は、調査にかかる期間と費用についてもお答えください。調査していない場合は理由についてもお答えください。

1. 調査している
期間（ ） 程度） 費用（ ） 円程度 ・ 回答不可（ ）
2. 調査していない
理由（複数選択可）：
① 製作者、利用者等他者が調査を行うため
② 調査したいがコストや期間の関係でできない
③ 調査したいがノウハウや資料がないためできない
④ 調査は不要だと考えている
⑤ その他（ ）

問 26. 創作したタイプフェイスに関し、これまでに、以下に示すような、デザインの盗用に関する問題を発見したことがありますか（その形態につき複数選択可）。ある場合には、その件数（累積）も記入してください。なお、契約に関する問題の質問は問 27 で行っています。

1. デザインの盗用に関する問題を発見したことがある
- 盗用の形態（複数選択可）：
- ① 契約外の会社から自分のタイプフェイスと似たフォントを販売された（ 件）
- ② 自分のタイプフェイスと似たタイプフェイスを第三者の創作として公表された（ 件）
- ③ タイプフェイスをフォント化後、そのフォントを盗用したフォントが流通した（ 件）
- ④ 他に、タイプフェイス、フォントに起こったデザインの盗用に関する問題があればできるだけ具体的に記入してください（ 件）
2. デザインの盗用に関する問題は生じたことがない

問 27. 創作したタイプフェイスに関し、これまでに、以下に示すような契約違反等の問題を発見したことがありますか（その形態につき複数選択可）。ある場合には、その件数（累積）も記入してください。

1. 契約違反等についての問題が生じたことがある

契約違反の形態（複数選択可）：

- ① コンペの落選案等、契約外のタイプフェイスを無断でフォント化された (件)
- ② タイプフェイス・フォントについて、承諾していない使用をされた (件)
- ③ タイプフェイスの承諾範囲を超える台数にフォントをインストールされた (件)
- ④ タイプフェイス・フォントについて承諾していない改変、不足文字の追加をされた (件)
- ⑤ 期間契約したタイプフェイスの期間満了後も契約更新のないまま不正使用された (件)
- ⑥ 他に、タイプフェイス、フォントに起こった契約違反等の問題があればできるだけ具体的に記入してください (件)

2. 特に問題は生じていない
3. 特に契約違反等についての調査をしていない

※創作したタイプフェイスに関し、デザインの盗用に関する問題及び契約違反等の問題のいずれも生じていない方で、製作者の方は（２）製作者への質問（１４ページ）へ、製作者に該当しない利用者の方は（３）利用者への質問（２２ページ）へ、製作者にも利用者にも該当しない方は３．タイプフェイス、フォントに関する意識調査（２７ページ）へ進んでください。

問 28. デザインの盗用に関する問題及び契約違反等の問題によりどのような影響をどの程度受けましたか。影響を受けた場合には、タイプフェイスの売上及び評判についてもお答えください。

1. 影響を受けた
- ①タイプフェイスの売上(大きく落ちた ・ 若干悪化した ・ 変わらない ・ 上がった)
- ②タイプフェイスの評判(下がった ・ 変わらない ・ 上がった)
- ③その他の影響 ()
2. 特に影響等は生じていない。

問29. デザインの盗用に関する問題及び契約違反等の問題に対して、あなたはどのように対応しましたか。対応した場合には、その態様についてもお答えください（複数選択可）。また、対応しなかった場合には、その理由も具体的に記入してください。

1. 対応した

対応の態様（複数選択可）：

- ① 警告状を発する等して抗議した
- ② 訴訟を提起した
- ③ その他の対応（

）

2. 対応しなかった（理由：

）

問30. 問29で「1. 対応した」を選択した方に伺います。デザインの盗用に関する問題及び契約違反等の問題への交渉等の結果はどうになりましたか（複数選択可）。

1. 金銭的な賠償を受けた

2. 相手が販売等中止、問題の製品等を回収した

3. 相手が問題を解決するよう改変等行った

4. タイプフェイスの権利がないことを理由に相手にされなかった

5. 現在も係争中であり、最終的な結果が出ていない

6. 和解、契約及び営業上の秘密事項であり、回答できない

7. その他の結果（

）

※創作者の方への質問は以上です。製作者にも該当する方は（2）製作者への質問（14ページ）へ、製作者に該当せず利用者に該当する方は（3）利用者への質問（22ページ）へ、製作者にも利用者にも該当しない方は3. タイプフェイス、フォントに関する意識調査（27ページ）へ進んでください。

(2) 製作者

問31～53は、製作者（タイプフェイスをフォント化している方）に向けた質問です。文字のフォント化をしておらず、専らフォントを機器に組み込むのみ、印刷に使用しているのみ等、利用するのみという方は、(3) 利用者（22ページ）へ進んでください。製作者にも利用者にも該当しない方は3. タイプフェイス、フォントに関する意識調査（27ページ）へ進んでください。

問31. フォント化するためのタイプフェイスはどのように入手しますか（複数選択可）。複数ある場合はその比率を後の括弧に入れてください（なお、ご記入いただいた比率の合計が10割になるように記載してください）。

- | | | |
|----------------------|---|----|
| 1. 自ら（又は自社内で）創作する | (| 割) |
| 2. コンペ等で募った優秀作品と契約する | (| 割) |
| 3. 創作者と契約する | (| 割) |
| 4. その他 | (| 割) |

※「1. 自ら（又は自社内で）創作する」のみを選んだ方については、問37に進んでください。

問32. 創作者（自社内の創作者を除く）との契約は、タイプフェイスの利用許諾（ライセンス：タイプフェイスは創作者に帰属する）、譲渡（タイプフェイスは譲受人（製作者）に帰属する）、委託（タイプフェイスは委託元（製作者）に帰属する）のいずれですか（複数選択可）。複数ある場合はその比率を後の括弧に入れてください（なお、ご記入いただいた比率の合計が10割になるように記載してください）。

- | | | |
|---|---|----|
| 1. 利用を許諾されている（タイプフェイスは許諾元（創作者）に帰属する） | (| 割) |
| 2. 譲渡を受けている（タイプフェイスは譲受人（製作者）に帰属する） | (| 割) |
| 3. 委託をしている（タイプフェイスは委託元（製作者）に帰属する） | (| 割) |
| 4. その他の契約形態（ |) | (|
| 5. 契約が利用許諾、譲渡、委託等のいずれにあたるかについて意識したことがない | | |

問33. 創作者（自社内の創作者を除く）との契約は、以下のどのような契約に該当しますか（複数選択可）。複数ある場合はその比率を後の括弧に入れてください（なお、ご記入いただいた比率の合計が10割になるように記載してください）。

- | | | |
|--|---|----|
| 1. 特定の創作者がある期間に創作したタイプフェイスのすべてを対象とする契約 | (| 割) |
| 2. 求めるタイプフェイスのイメージ等を事前に伝える、創作の委託契約 | (| 割) |
| 3. ファミリー書体等も含めた、複数のタイプフェイスの一括契約 | (| 割) |
| 4. タイプフェイスの書体毎の契約 | (| 割) |
| 5. 必要な文字に限った契約 | (| 割) |
| 6. タイプフェイスでの契約ではなく、フォントの状態での契約 | (| 割) |
| 7. その他（ |) | (|

問34. 創作者（自社内の創作者を除く）との契約の対価（代金）は、以下の形式のうちどのような方法で支払いますか（複数選択可）。複数ある場合はその比率を後の括弧に入れてください（なお、ご記入いただいた比率の合計が10割になるように記載してください）。

- | | | |
|-------------------------------------|-----|----|
| 1. 契約成立時に全額支払う | (| 割) |
| 2. 申し込み時に一部支払い、契約成立（又は完成）時に残り全額を支払う | (| 割) |
| 3. 契約成立時に一部支払い、その後販売数に応じてロイヤリティを支払う | (| 割) |
| 4. 契約成立時には特に支払わず、販売数に応じたロイヤリティを支払う | (| 割) |
| 5. 契約後、使用されている限り一定期間毎に決まった代金を支払う | (| 割) |
| 6. その他 (|) (| 割) |

問35. 創作者（自社内の創作者を除く）から利用を許諾されているタイプフェイスについて、あなたが以下の事柄を（創作者への確認、許諾等無しに）行うことができますか。1～6の各項目についてお答えください。なお、複数の契約形態がある場合は、一般的な契約についてお答えください。

- | | | | | | | |
|--------------|---|-----|-------------|------------|--------|---|
| 1. 販売数の増減 | (| できる | ・ 創作者の許可が必要 | ・ 追加料金等が発生 | ・ できない |) |
| 2. 内容の一部改変 | (| できる | ・ 創作者の許可が必要 | ・ 追加料金等が発生 | ・ できない |) |
| 3. 不足文字の追加 | (| できる | ・ 創作者の許可が必要 | ・ 追加料金等が発生 | ・ できない |) |
| 4. 改良フォントの発売 | (| できる | ・ 創作者の許可が必要 | ・ 追加料金等が発生 | ・ できない |) |
| 5. 他の業者へ利用許諾 | (| できる | ・ 創作者の許可が必要 | ・ 追加料金等が発生 | ・ できない |) |
| 6. 他の業者へ譲渡 | (| できる | ・ 創作者の許可が必要 | ・ 追加料金等が発生 | ・ できない |) |

問36. 不足字を追加する場合、追加文字は誰が製作していますか（複数選択可）。複数ある場合はその比率を後の括弧に入れてください（なお、ご記入いただいた比率の合計が10割になるように記載してください）。

- | | | |
|-------------------|-----|----|
| 1. 不足文字を追加することがある | | |
| 不足文字を製作する者： | | |
| ① 創作者（自社内の創作者を除く） | (| 割) |
| ② 製作者（又は製作者の従業員） | (| 割) |
| ③ その他 (|) (| 割) |
| 2. 不足文字を追加したことがない | | |

問37. タイプフェイスの契約にあたり、その特徴を確認するために必要な文字数は以下のいずれですか（複数選択可）。複数ある場合はその比率を後の括弧に入れてください（なお、ご記入いただいた比率の合計が10割になるように記載してください）。

1. 100字以内程度	() 割
2. 100～200文字程度	() 割
3. 200～500文字程度	() 割
4. 500～1000文字程度	() 割
5. 1000文字～5000文字程度	() 割
6. 5000文字以上	() 割
7. その他 ()	

問38. タイプフェイスをフォント化する際、実際に製品化するフォントに含まれる文字数は通常何文字程度ですか。

(文字程度)

問39. フォントの製作（タイプフェイス確定～フォント販売）にかかる期間と人数についてお答えください。なお、期間については、問38で回答いただいた平均的な文字数の場合における、(期間が) 最短のもの、一般的なものと及び最長のものについて、それぞれの平均値をお答えください。

最短の期間	(年 月) 程度の期間、() 人
一般的な期間	(年 月) 程度の期間、() 人
最長の期間	(年 月) 程度の期間、() 人

問40. 問38で回答いただいた通常的な文字数の場合における、タイプフェイスからフォントを製作する際にかかる費用の総額は1フォントあたりどの程度ですか。その平均総額をご記入ください。

1. 問38でお答えいただいた文字数のフォント1フォントあたり () 円
2. ポスター等の広告も含んだ契約になっている場合等、タイプフェイス以外の契約等も含むため、算定できない
3. 営業上の秘密事項であるので、回答できない

問 4 1. 製作したフォントのライフサイクル（製品が販売開始されてから販売終了に至るまでの期間）について、最短のもの、一般的なもの及び最長のものについて、その平均期間を記入してください。なお、利用期間を限定した契約や、使用機器の利用期間等、フォント以外の要因による期間の変動を除きます。

最短の期間 (年) 程度の期間
一般的な期間 (年) 程度の期間
最長の期間 (年) 程度の期間 ・ 半永久的

問 4 2. フォントを製作する際、製品が販売開始されてから製作にかかった費用を回収するまでは、どのくらいの期間を想定しますか。問 3 8 で回答いただいた平均的な文字数の場合と書体別の平均期間を記入してください。

問 3 8 で回答いただいた平均的な文字数	(	年程度	・	想定していない	)
和文総合書体	(	年程度	・	想定していない	・ 作っていない)
かな書体	(	年程度	・	想定していない	・ 作っていない)
欧文書体	(	年程度	・	想定していない	・ 作っていない)

問 4 3. フォントの製作にあたり、他社のタイプフェイスやフォントと似ていないか等の調査を事前に行いますか。もし自社内で調査を行っている場合は、調査にかける期間と費用についてもお答えください。また、自社で調査していない場合は、その主な理由についてお答えください（複数選択可）。

1. 調査している
 期間（ ） 程度（ ） 費用（ ） 円程度（ ）

2. 調査していない
 理由（複数選択可）：
 ① 創作者等、他者が調査を行うため（契約条項に創作者が調査するものを含む）
 ② 調査したいがコストや期間の関係でできない
 ③ 調査したいがノウハウや資料がないためできない
 ④ 調査は不要と考えている（理由： ）
 ⑤ その他（ ）

問4 4. 利用者との契約は、フォントの利用許諾（ライセンス：フォントは製作者に帰属する）ですか。それとも譲渡（フォントは譲受人（利用者）に帰属する）ですか（複数選択可）。複数ある場合はその比率を後の括弧に入れてください（なお、ご記入いただいた比率の合計が10割になるように記載してください）。

- | | | |
|---|----|----|
| 1. 利用を許諾している（フォントは許諾元（製作者）に帰属する） | （ | 割） |
| 2. 譲渡している（フォントは譲受人（利用者）に帰属する） | （ | 割） |
| 3. 製作が委託されている（フォントは委託元（利用者）に帰属する） | （ | 割） |
| 4. その他の契約形態（ | ）（ | 割） |
| 5. 契約が利用許諾、譲渡、委託等のいずれにあたるかについて意識したことがない | | |

問4 5. 利用者との契約方式は以下のうちいずれですか（複数選択可）。複数ある場合はその比率を後の括弧に入れてください（なお、ご記入いただいた比率の合計が10割になるように記載してください）。

- | | | |
|--|----|----|
| 1. シュリンクラップ契約（ケース等の封を解く事で契約が成立するとされる契約） | （ | 割） |
| 2. クリックオン契約（インストール時や初回起動時に契約内容が表示され、「同意する」ボタン押下で契約が成立するとされる契約） | （ | 割） |
| 3. インストール時や初回起動時にインターネット等による自動承認をすることで契約が成立したとしている | （ | 割） |
| 4. 店頭等で販売した段階で契約が成立したとしている | （ | 割） |
| 5. インターネット等を通じ、代金の支払い情報を承認した後にダウンロードが終了した時点で契約が成立したとしている | （ | 割） |
| 6. 営業所等において、書面により契約している | （ | 割） |
| 7. その他の形式（具体的に | ）（ | 割） |

問4 6. 利用者との契約に、利用期間を限定した契約はありますか。ある場合は全体の契約に占める割合をお答えください。

- | |
|------------------------|
| 1. 利用期間は限定されていない |
| 2. 利用期間の限定されている契約もある （ |

問4 7. 利用者に利用許諾をする契約に、独占的な利用を約束する契約をすることはありますか。ある場合は、その割合についてもお答えください。

- | |
|-------------------------|
| 1. 独占的な利用を認める契約は結んでいない |
| 2. 独占的な利用を認める契約を結んでいる （ |

問48. フォントに関し、これまでに、以下に示すようなデザインの盗用に関する問題が生じたことがありますか（その形態につき複数選択可）。ある場合には、その件数（累積）も記入してください。なお、契約違反等の問題についての質問は問49及び問50で行っています。

1. 問題が生じたことがある

問題の形態（複数選択可）：

- ① 他社から全く同じ印刷結果となる、別のフォントを販売された (件)
- ② 他社から似たフォントを販売された (件)
- ③ 販売しているフォントをそのまま複製したフォントが流通した (件)
- ④ 他に、フォントの盗用に関する問題があればできるだけ具体的に記入してください (件)

2. 問題が生じたことがない

問49. フォントに関し、これまでに、創作者（自社内の創作者は除く）との間で以下に示すような契約上の問題が生じたことがありますか（その形態につき複数選択可）。ある場合には、その件数（累積）も記入してください。

1. 問題が生じたことがある

問題の形態（複数選択可）：

- ① 販売しているフォントが、タイプフェイスを盗用していると警告を受けた (件)
- ② タイプフェイスの提供者から、不正な使用（契約条項違反）との警告を受けた (件)
- ③ 契約したタイプフェイスの継続使用のために新たな契約をせまられた (件)
- ④ 不足文字を追加するよう依頼したところ、拒否又は法外な請求をされた (件)
- ⑤ 他に、タイプフェイス、フォントに起こった契約違反等の問題があればできるだけ具体的に記入してください (件)

2. 特に問題は生じていない

3. 特に契約の問題について調査していない

問 5 0. フォントに関し、これまでに、利用者との間で以下に示すような契約における問題が生じたことがありますか（その形態につき複数選択可）。ある場合には、その件数（累積）も記入してください。

1. 問題が生じたことがある

問題の形態（複数選択可）：

- ① 販売したフォントを、許諾していない範囲で業務に使用された。(件)
- ② 許諾範囲を超える台数にフォントをインストールされた(件)
- ③ 許諾していない改変、不足文字の追加をされた(件)
- ④ 期間契約したフォントの期間満了後も、契約更新のないまま不正使用された(件)
- ⑤ 他に、フォントに起こった契約違反等の問題があればできるだけ具体的に記入してください(件)

- ## 2. 特に問題は生じていない

3. 特に契約違反等について調査していない

※製作したフォントに関し、デザインの盗用に関する問題及び契約違反等の問題のいずれも生じていない方で、利用者に該当する方は（３）利用者への質問（２２ページ）へ、利用者に該当しない方は、３．タイプフェイス、フォントに関する意識調査（２７ページ）へ進んでください。

問 5 1. デザインの盗用に関する問題及び契約違反等の問題によりどのような影響をどの程度受けましたか。影響を受けた場合には、自社製品への売り上げ及び評判への影響についてもお答えください。

- ## 1. 影響を受けた

- ①自社製品の売り上げ (大きく落ちた ・ 若干悪化した ・ 変わらない ・ 上がった)
- ②自社製品の評判 (下がった ・ 変わらない ・ 上がった)
- ③その他の影響 ()

- ## 2. 特に影響は生じていない

問52. デザインの盗用に関する問題及び契約違反等の問題に対して、どのように対応しましたか。対応した場合には、その態様についてもお答えください(複数選択可)。また、対応しなかった場合には、その理由も具体的に記入してください。

1. 対応した

対応の態様(複数選択可):

① 警告状を発する等して抗議した

② 訴訟を提起した

③ その他の対応()

2. 対応しなかった(理由:)

問53. 問52で「1. 対応した」を選択した方に伺います。デザインの盗用に関する問題及び契約違反等の問題への交渉の結果はどうになりましたか(複数選択可)。

1. 金銭的な賠償を受けた

2. 相手が販売等を中止した

3. 相手が問題の製品を回収した

4. 相手が問題を解決するよう改変等行った

5. 権利がないことを理由に相手にされなかった

6. 現在も係争中であり、最終的な結果が出ていない

7. その他の結果()

※製作者の方への質問は以上です。利用者に該当する方は(3)利用者への質問(22ページ)へ、利用者に該当しない方は3. タイプフェイス、フォントに関する意識調査(27ページ)へ進んでください。

(3) 利用者

問5 4～6 6は、業としてフォントを機器に組み込む、あるいは印刷に利用する等行うことで利用する方に向けた質問です。専らタイプフェイスの創作、又はフォントの製作のみ、という方については、3. タイプフェイス、フォントに関する意識調査（27ページ）に進んでください。

問5 4. 利用するフォントは会社としてどのように入手したものですか（複数選択可）。複数該当する場合はその比率を後の括弧に入れてください（なお、ご記入いただいた比率の合計が10割になるように記載してください）。

- | | | |
|--------------------------------------|----|----|
| 1. 使用しているコンピュータ等に最初からインストールされていた | (| 割) |
| 2. ワードプロソフト等、他のソフトについていた | (| 割) |
| 3. 製作者から用いる製品のイメージにあわせて入手した（製作委託を含む） | (| 割) |
| 4. 創作者からタイプフェイスを購入し、自らでフォント化した | (| 割) |
| 5. 自らでタイプフェイスを創作した上、フォント化した | (| 割) |
| 6. その他（ | ）（ | 割) |
| 7. 特に入手元について意識したことはない | | |

問5 5. 製作者との契約は、フォントの利用許諾（ライセンス：フォントは許諾元（製作者）に帰属する）ですか。それとも譲渡（フォントは譲受人（利用者）に帰属する）ですか（複数選択可）。複数該当する場合はその比率を後の括弧に入れてください（なお、ご記入いただいた比率の合計が10割になるように記載してください）。

- | | | |
|-----------------------------------|----|----|
| 1. 利用を許諾されている（フォントは許諾元（製作者）に帰属する） | (| 割) |
| 2. 譲渡を受けている（フォントは譲受人（利用者）に帰属する） | (| 割) |
| 3. 委託をしている（フォントは委託元（利用者）に帰属する） | (| 割) |
| 4. その他の契約形態（ | ）（ | 割) |
| 5. 特に契約形態について意識したことはない | | |

問5 6. 製作者から利用許諾を受ける契約に、独占的な利用の約束された契約はありますか。ある場合は、その割合についてもお答えください。

- | | |
|----------------------|------|
| 1. 独占的に利用する契約は結んでいない | |
| 2. 独占的に利用する契約を結んでいる | (割) |

問5 7. 製作者と結ぶフォントに関する契約に、利用期間を限定した契約はありますか。ある場合は全体の契約に占める割合をお答えください。

- | | |
|----------------------|------|
| 1. 利用期間は限定されていない | |
| 2. 利用期間の限定されている契約もある | (割) |

問 5 8. 問 5 7. で「2. 利用期間の限定されている契約もある」を選んだ方に伺います。契約期間の満了したフォントについて、廃棄処理等（デジタルフォントであれば、アンインストール）は行っていますか。

1. 毎回更新しているため期間が満了したことがない
2. 期間が満了すると自動的にアンインストールされる又は利用できなくなる
3. 手動で廃棄処理（アンインストールを含む）をしている
4. その他の手段で廃棄（アンインストール）している（
5. 廃棄処理は行っていない（契約期間満了後も削除しない）
6. 特に廃棄処理について意識したことがない

問 5 9. 入手したフォントの利用を開始してから利用しなくなるまでの期間について、最短のもの、一般的なもの及び最長のものについて、その平均期間を記入してください。なお、利用する機器の制約や、有限の期間の契約を除きます。

最短の期間 (年 月) 程度の期間
一般的な期間 (年 月) 程度の期間
最長の期間 (年 月) 程度の期間 ・ 半永久的

問60. フォントに不足した文字を追加することがありますか。

1. 追加することはない
2. 追加することがある

問 6 1. 入手したフォントについて、改変を行うことがありますか。ある場合は何故改変するか、その理由についても具体的に記入してください。

1. 改変を行っていない
2. 改変を行うことがある
- 改変する理由 ()

問 6 2. フォントの利用にあたり、利用するフォントについて他社のタイプフェイス又はフォントで似ているものがないか等の調査を事前に行いますか。もし調査を行っている場合は、調査にかかる期間と費用についてもお答えください。また、調査していない場合は、その主な理由についてお答えください。

1. 調査している
- 期間（ ） 程度） 費用（ ） 円程度 ・ 回答不可（ ）
2. 調査していない
- 理由（複数選択可）：
- ① 創作者、製作者等他者が調査を行うため
- ② 調査したいがコストや期間の関係でできない
- ③ 調査したいがノウハウや資料がないためできない
- ④ 調査は不要と考えている（理由： ）
- ⑤ その他（ ）

問 6 3. 利用しているフォントに関し、創作者又は製作者から以下に示すような警告等を受けたことがありますか（その形態につき複数選択可）。ある場合には、その件数（累積）も記入してください。

1. 警告を受けたことがある
- 警告の形態（複数選択可）：
- ① フォントの提供者から、不正な使用（契約条項違反）との警告を受けた（ 件）
- ② 利用しているフォントが盗用だと警告された（ 件）
- ③ 必要に応じて外字を作成したところ、許諾範囲外だと警告された（ 件）
- ④ フォントの一部を修正したところ、警告された（ 件）
- ⑤ その他に、タイプフェイス又はフォントに関する警告を受けたことがあればできるだけ具体的に記入してください（ 件）
2. 警告を受けたことがない

問6 4. 問6 3で「1. 警告を受けたことがある」を選択した方にお伺いします。警告等に対して、どのように対応しましたか（その形態につき複数選択可）。また、対応しなかった場合には、その理由も具体的に記入してください。

1. 対応した

対応の形態（複数選択可）：

- ① 警告に対し回答又は抗議した
- ② 訴訟を提起した
- ③ 金銭を支払った
- ④ 製品の販売等を中止した
- ⑤ 利用するフォントを別のものに変えた
- ⑥ 現在も係争中であり、最終的な結果が出ていない
- ⑦ その他（

2. 対応しなかった（理由：

問6 5. タイプフォントの契約に関し、以下に示すような問題が生じたことがありますか（その形態につき複数選択可）。ある場合には、その件数（累積）も記入してください。

1. 問題が生じたことがある

問題の形態（複数選択可）：

- ① 不足文字を追加するよう依頼したところ、拒否又は法外な請求をされた（ 件）
- ② 購入したフォントの継続使用のために新たな契約をせまられた（契約時に使用できる期間について定め設けられている契約を除く）（ 件）
- ③ 独占的に利用する契約をしたフォントについて、許諾元が他者に利用許諾を与えた（ 件）
- ④ その他に、タイプフォントの契約に関する問題が生じたことがあればできるだけ具体的に記入してください（ 件）

2. 問題が生じたことがない

問66. 問65で「1. 問題が生じたことがある」を選択された方にお伺いします。契約に関する問題に、どのように対応しましたか（その形態につき複数選択可）。また、対応しなかった場合には、その理由も具体的に記入してください。

1. 対応した

対応の形態（複数選択可）：

- ① 利用するフォントを別のものに変えた、又は契約を解除した
- ② 金銭を支払った、又は契約を更新した
- ③ 自らの製品の販売等を中止した
- ④ 訴訟を提起した
- ⑤ 現在も係争中であり、最終的な結果が出ていない
- ⑥ 契約、和解又は営業上の秘密であるため、回答できない
- ⑦ その他（)

2. 対応しなかった（理由：)

※利用者の方への質問は以上です。次頁の3. タイプフェイス、フォントに関する意識調査に進んでください。

3. タイプフェイス、フォントに関する意識調査

問67～81は、タイプフェイス、フォントに関する皆様の認識についての質問です。

問 6 7. タイプフェイスやフォント同士の違いや特徴を認識するためには、最低限どのくらいの文字数又は情報が必要と考えますか。以下の選択肢から選んでください（複数選択可）。

1. 100 文字程度（書体見本の例文の文字数程度）
2. 代表的な 200 字程度（幾つかのタイプフェイスデザインコンテストにおける応募要件）
3. ひらがな、カタカナそれぞれ 46 文字と教育漢字 1006 文字（日本タイポグラフィ協会による和文タイプフェイスの最小文字数）
4. 必要な文字数全て（数千～）
5. 文字数ではなく、必要な要素（払い、止め等のエレメント又は篇、旁等）があればよい
6. 文字の形ではなく名称で違いを認識している
7. 違いについて意識したことがない
8. その他（ ）

問 68. あなた（又はあなたの会社）はタイプフェイスの似ている、似ていないという点の判断（類否判断）の基準をお持ちですか。お持ちの場合には、その基準を具体的に記入してください。

1. 考えたことがない又は必要性を感じたことがない
2. 類否判断の基準はない
3. 類否判断の基準はある

類否判断基準（具体的に記入してください）

問 6 9. タイプフェイス又はフォントの契約に関し、契約内容に不自由を感じていること等がありますか。不自由を感じている条項がある場合は、具体的に記入してください。なお、ここでいう契約については、どのような契約形態のものでも構いません。

1. 特に不自由を感じてはいない
2. 不自由を感じている条項がある

不自由を感じている条項（具体的に記入してください）

問70. タイプフェイスに対し、現行の法律の規定では保護を明文化しているものはないものの、裁判例等から、以下のような保護は可能とされています。

① 不法行為の法理（民法 709 条）による保護

既存のものとは比べ創作性の高いタイプフェイスについては、そのタイプフェイスを元に、特徴をそっくりそのまま残して複製する行為は不法行為とされ、これにより被った損害を賠償するよう請求できる。

② 不正競争防止法による保護

(1) 他人のタイプフェイスとして需要者に認識されているタイプフェイスと同一のタイプフェイスを販売し、需要者に誰が販売しているかについて混同を生じさせる行為（同法第2条第1項第1号）

(2) 他のタイプフェイスと識別できる独特の特徴を有し、需要者に広く認識されているタイプフェイスについて、その特徴をそっくりそのまま残した複製物を販売等する行為（同法第2条第1項第2号）

は不正競争とされ、不正競争により被った損害の賠償を請求できる他、不正競争の停止や予防を請求（差止請求）できる。

③ 著作権法による保護

従来のものに比して顕著な特徴を有するといった独創性を備え、かつ、それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えているタイプフェイスには著作権が与えられ、これに依拠して著作者の意に反する複製をする行為や、意に反する変更等の改変をする行為等は権利の侵害行為とされ、これにより被った損害の賠償を請求できる他、侵害行為の停止や予防を請求できる。

その他、タイプフェイスや文字の形状を間接的に保護するものとして、デジタルフォントがプログラムの著作物として著作権で保護される他、アナログフォントである文字盤や活字の形状（注：文字の形状を含まない機械の部品としての形状）が意匠権で、文字表示の仕組み等、フォントに関連した発明が特許権で、フォントの名称が商標権で保護される。

あなたは、これらの保護がタイプフェイスに対する法的保護として十分だと思いますか。十分だと考えている場合もそうでない場合も、その理由を選んでください（理由につき複数選択可）。

1. 十分である

理由（複数選択可）：

- ① 実用性のあるタイプフェイスについては創作できる範囲は限られており、高度な創造性は認められないため
- ② タイプフェイスを若干改変することは容易ではなく、複製から保護されれば十分であるため
- ③ 文字は言語の著作物や工業製品等の素材となるものであり、文字の形状であるタイプフェイスに現行制度以上の権利が認められた場合、文字を使うたびに権利を侵害していないか調査する必要があり、表現行為や産業活動全体を萎縮させる恐れがあるため
- ④ タイプフェイスやタイプフォントは上述の法律や契約で創作成果が一定程度保護されており、実態的に問題が生じていないため
- ⑤ その他（ ）

2. 十分でない

理由（複数選択可）：

- ① 保護が認められるための要件が厳しく、実際に保護されるケースが少ないため、侵害等の問題が生じたときに十分な保護を受けることができない
- ② 同一のタイプフェイスを使用した行為からは保護されるが、若干改変されたタイプフェイスを使用した行為からは保護されないため、問題が生じている
- ③ 同一のタイプフェイスであっても、知らずに作られたタイプフェイスからは保護されないため、問題が生じている
- ④ 法律等で明文化されておらず、保護の範囲が不明確であるため
- ⑤ その他（ ）

3. これらの保護で十分か判断できない

4. その他（ ）

※「2. 十分でない」を選択した方は以下の問にもお答えください。2. を選択していない方は問78に進んでください

問71. 問70で「2. 十分でない」を選択した方に伺います。タイプフェイスに新たな法的保護を与える場合、どのような保護を実現することが望ましいとお考えですか。

- 1. 新たに特別の「権利」を与える
- 2. 特別の「権利」は与えないが、侵害行為により利益を害された者の経済的被害の事後的な救済措置を拡大する（保護要件を緩和する、類似するものも侵害とする等）
- 3. 現在の保護範囲を各法律において明文化する
- 4. その他（1～3と重複可、複数選択可）
 - ① タイプフェイスを利用するフォント等に、当該タイプフェイスの創作者の氏名を表示することを請求できることとする。
 - ② タイプフェイスを創作者に無断で改変しないことを請求できることとする。
 - ③ その他（ ）

※ 1を選んだ方は問7 2及び7 3にもお答えください。1を選ばなかった方は問7 4へお進みください。

問7 2. 問7 1で「1. 新たに特別の「権利」を与える」を選択した方に伺います。タイプフェイスの保護について、事後的な救済措置では不十分で、「権利」が必要である理由は何ですか。

理由

問7 3. タイプフェイスに新たに権利を与える場合、登録制度とすることが望ましいとお考えですか。登録制度とすることが望ましいという方については、保護要件を満たしているかについてどの段階で判断するのが望ましいかについてもお答えください。

1. 事前に行政庁に登録した範囲で権利が発生する制度が望ましい
保護要件を満たしているかについて判断する段階：
 - ① 出願に対し、保護を与える前（登録する前）に保護要件を満たすか審査する
 - ② 保護要件については審査せずに公開し、一定期間内に異議の申し立てられた出願のみ審査する（異議のないもの及び審査の結果保護要件を満たすとされたものが登録）
 - ③ 保護要件については審査せずに登録し、誰でも登録されたタイプフェイスが保護要件を満たすかについての評価を行政庁に求めることができる
 - ④ 保護要件については審査せず、保護要件を満たしているかについては裁判等の場で争う
 - ⑤ その他（ ）
2. 事前に出願等の手続をとらず、創作又は公表した時点で権利が発生する制度が望ましい
3. その他（ ）

問7 4. タイプフェイスに新たな法的保護を与える場合、損害賠償に加え、差止の請求（侵害の停止又は予防の請求）も必要ですか。差止の請求を認める場合、どのようなものに対してまで差止を請求できることが望ましいですか。

1. 損害賠償のみで十分な保護が実現できる
2. 損害賠償に加え、差止請求も必要
差止の請求ができる対象：
 - ① 保護対象となるタイプフェイスを故意に侵害したと認められる者のみ
 - ② 保護対象となるタイプフェイスを侵害している者全て

問 7 5. タイプフェイスに新たな法的保護を与える場合、意匠権、特許権のように過失の推定²を認めることは適当だと思いますか。その理由もあわせてお答えください(理由につき、複数回答可)。

1. 適当だと思う

理由(複数回答可)：

- ① タイプフェイスの創作は多大な費用と期間をかけ、業として行うものであるため、他のタイプフェイスを侵害しないよう十分注意することは当然であるため
- ② タイプフェイスの侵害は一部の文字のみ改変することで侵害を回避しようとする事が多く、侵害側でないと過失の有無を証明することが難しいため
- ③ その他 ()

2. 適当だと思わない

理由(複数回答可)：

- ① タイプフェイスの創作には長い期間がかかるため、他のタイプフェイスを侵害しないよう十分注意して創作を開始したとしても、完成までの間に偶然似たタイプフェイスが発売等されることも考えられ、そのような場合に過失がないことを証明させるのは酷なため
- ② タイプフェイスの中にはフォント化されてもなかなか売れず、存在が知られていないものも多くあり、どんなに注意を払っても現実的に全てのタイプフェイスの存在を調査することは不可能であり、過失がないことを証明することが困難であり酷なため
- ③ タイプフェイスの保護制度に、過失の推定という保護される者の立証負担を非常に軽くする規定を入れる明確な理由がないため
- ④ その他 ()

3. 一定の制限の下認めることは適当

理由(複数回答可)：

- ① 文字の形状が偶然一致する可能性は低いため、印刷結果が同一であれば過失の推定を認めてもよい
- ② 特許制度や意匠制度のように、保護要件について厳格な審査がなされた後に登録公報等で公示されるのであれば、過失の推定を認めてもよい
- ③ その他 ()

問 7 6. タイプフェイスに新たな法的保護を与える場合、その新たな法的保護によって守られるタイプフェイスは、新規性(既存のタイプフェイスのいずれとも似ていない)、創作非容易性(既存のタイプフェイスから容易に思いつくものでない)を備えている必要があるとお考えですか。必要だとお考えの方はその新規性等についてどのように評価するか、必要でないとお考えの方はその理由についてもご記入ください。また、新規性、創作非容易性以外に保護されるタイプフェイスが備えている必要がある要件があるとお考えの方は、その他の保護要件の括弧に記載の上、評価方法についてもお答えください。

² 「過失の推定」とは、意匠権や特許権等に認められる、「侵害があったという事実があれば、過失があったものと推定する」規定である。すなわち、侵害行為の過失の有無についての立証責任は侵害者側に課される。

①新規性

新規性が保護要件となっている場合、過去の書体にはない特徴を有するタイプフェイスだけが保護されます。

1. 必要	評価方法：	
2. 必要でない		
理由：		

②創作非容易性

創作非容易性が保護要件になっている場合、過去の書体にはない特徴を有するタイプフェイスであり、その特徴がタイプフェイスのデザイナーであれば容易に思いつく改変の範囲でないものだけが保護されます。

1. 必要	評価方法：	
2. 必要でない		
理由：		

③その他の保護要件 ()

評価方法：

問 7 7. タイプフェイスに新たな法的保護を与える場合、創作者（又はその承継者）の許諾を得ない以下の行為はタイプフェイスを侵害する行為にすべきだとお考えですか（複数選択可）。また、侵害する行為にすべきでないものはどれですか（複数選択可）。

1. タイプフェイスのアウトラインデータ等から複製したタイプフェイスの販売等
2. アナログフォント（活字、写植機用文字盤等）の製造、販売、流通等
3. デジタルフォントのデータの販売等
4. デジタルフォントを収容した記録媒体（CD-ROM等）の製造、販売、流通等
5. デジタルフォントを組み込んだ電子機器（コンピュータ、携帯電話等）の製造、販売、流通等
6. サーバー等から電気通信回線を通じたデジタルフォントの提供等
7. タイプフェイス（又はフォント）が表示された印刷物の製造、販売、流通等

侵害する行為にすべきもの ()

1～7以外で侵害する行為にすべきもの ()

侵害する行為にすべきでないもの ()

1～7以外で侵害する行為にすべきでないもの ()

問 7 8. 今タイプフェイスに生じている問題を解消するため、不正競争防止法で保護されるための要件の緩和等により、不正競争防止法でのタイプフェイスの保護を強化すべきだと考えますか。その理由もあわせてお答えください（理由につき複数回答可）。なお、不正競争防止法による保護は次のような特徴があります。

不正競争防止法は、権利を付与するものではなく、事後的な救済措置を与えるものです。不正競争防止法第二条第一項に規定される不正競争に該当する行為により、営業上の利益を侵害され、または侵害される恐れがある者は、因果関係のある経済的被害を損害賠償として回復できる他、侵害の停止または予防が請求できます。

不正競争は事業者間の公正な競争を妨げる行為のうち、法律で定められたものに限られます。また、保護される側についても、著名性等、不正競争毎に定められた保護されるための要件を満たしてなければなりません。

1. 不正競争防止法での保護を強化すべき

2. 不正競争防止法での保護を強化すべきでない

理由（複数回答可）：

- ① 実用性のあるタイプフェイスについては創作できる範囲は限られており、高度な創造性は認められないため
- ② タイプフェイスを若干改変することは容易ではなく、複製から保護されれば十分であるため
- ③ 文字は言語の著作物や工業製品等の素材となるものであり、文字の形状であるタイプフェイスに現行制度以上の保護が認められた場合、文字を使うたびに侵害していないか調査する必要があり、表現行為や産業活動全体を萎縮させる恐れがあるため
- ④ タイプフェイスやタイプフォントは上述の法律や契約で創作成果が一定程度保護されており、実態的に問題が生じていないため
- ⑤ その他（ ）

3. その他（ ）

問79. 今タイプフェイスに生じている問題を解消するため、著作権法で著作物として認められるタイプフェイスの要件を緩和する等し、タイプフェイスの保護を強化すべきだと考えますか。その理由もあわせてお答えください(理由につき複数回答可)。なお、著作権法による保護は次のような特徴があります。

著作権法は、著作物の要件を満たすものに対し特段の経路を経ずに生じる権利であり、未公表のものを公表する権利、現作品や複製物に氏名等を表示する権利、著作物を意に反して改変されない権利、複製する権利、貸与する権利等があります。これらの権利を故意または過失により侵害され、または侵害される恐れがある者は、因果関係のある経済的被害を損害賠償として回復できる他、侵害の停止または予防が請求でき、更に複製物に創作者の氏名を表示するよう求めたり、複製物について同一性を保持するよう求めたりすることができます。

タイプフェイスが著作物として認められた場合、現行の規定ではそのタイプフェイスを用いた印刷や、その印刷物のコピーをとる行為も複製といえますので、印刷やコピーの度に著作者に許諾を得ないといけなくなる可能性があります。また、改良したタイプフェイスに対し、元著作物の著作者が同一性を保持することを主張し、既存のタイプフェイスを改良することが困難になる可能性があります。

1. 著作権法での保護を強化すべき

2. 著作権法での保護を強化すべきでない

理由(複数回答可):

- ① 実用性のあるタイプフェイスについては創作できる範囲は限られており、高度な創作性は認められないため
- ② タイプフェイスを若干改変することは容易ではなく、複製から保護されれば十分であるため
- ③ 文字は言語の著作物や工業製品等の素材となるものであり、文字の形状であるタイプフェイスに現行制度以上の権利が認められた場合、文字を使うたびに侵害していないか調査する必要があり、表現行為や産業活動全体を萎縮させる恐れがあるため
- ④ タイプフェイスやタイプフォントは上述の法律や契約で創作成果が一定程度保護されており、実態的に問題が生じていないため

⑤ その他 ()

3. その他 ()

問80. 今タイプフェイスに生じている問題を解消するため、意匠法で物品性を擬制する等してタイプフェイスを保護する等すべきだと考えますか。その理由もあわせてお答えください（理由につき複数回答可）。なお、意匠法による保護は次のような特徴があります。

意匠法は、出願をしたものに対し、保護要件を満たすもののかの審査を経て登録されたものに発生する権利で、工業上の利用性、新規性、創作非容易性といった厳しい保護要件を満たしている必要がありますが、同一または類似する意匠について業として登録された意匠を実施（意匠に係る物品を製造、使用、譲渡、輸出、輸入）する権利を専有します。また、権利の存在を知らずに独自に創作したものであっても侵害となります。侵害によって営業上の利益を侵害され、または侵害される恐れがある者は、因果関係のある経済的被害を損害賠償として回復できる他、侵害の停止または予防が請求できます。

他方で、タイプフェイスの文字としての性質上、そもそも新規性や創作非容易性を具備するものが少なく、特に明朝体、ゴシック体等の一般的な書体ほど保護が認められない可能性が高いといったことが考えられます。

また、意匠法でタイプフェイスを保護するとした場合、以下のような影響が考えられます。

- ・文字の創作や文字を使った製品を作る場合、他人の権利を侵害しないためには、どのような権利が存在するかについて事前に調査をしなければならなくなる
- ・登録された後も、権利を維持するためには登録料を毎年支払わなければならない
- ・登録後、権利が維持されているタイプフェイス以外は誰でも自由に使えるようになる
- ・公表前（特別な手続を行ったとしても公表から6ヶ月以内）に出願しなければならない

1. 意匠法での保護を強化すべき

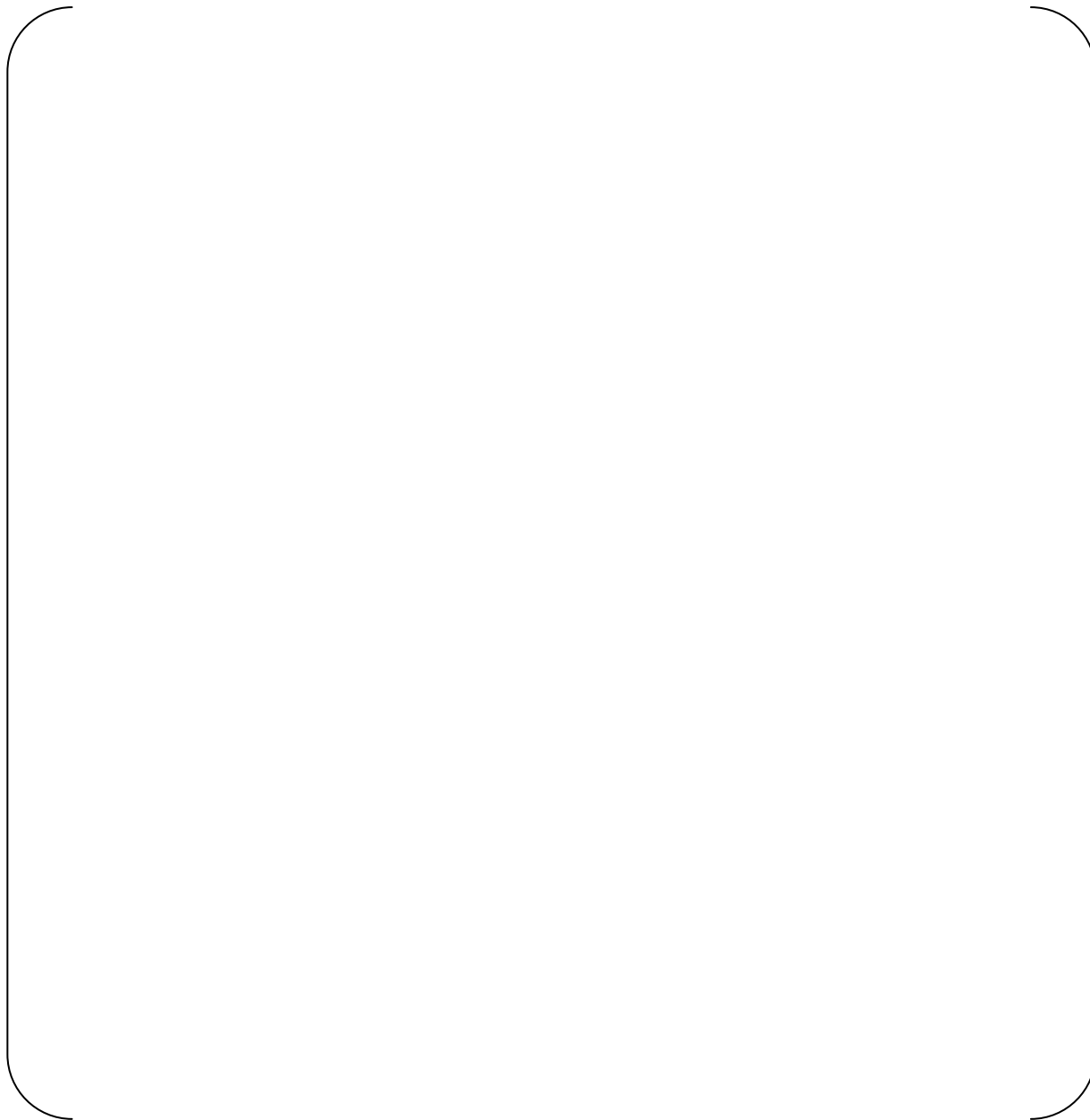
2. 意匠法での保護を強化すべきでない

理由（複数回答可）：

- ① 実用性のあるタイプフェイスについては創作できる範囲は限られており、高度な創造性は認められないため
- ② タイプフェイスを若干改変することは容易ではなく、複製から保護されれば十分であるため
- ③ 文字は言語の著作物や工業製品等の素材となるものであり、文字の形状であるタイプフェイスに現行制度以上の権利が認められた場合、文字を使うたびに侵害していないか調査する必要があり、表現行為や産業活動全体を萎縮させる恐れがあるため
- ④ タイプフェイスやタイプフォントは上述の法律や契約で創作成果が一定程度保護されており、実態的に問題が生じていないため
- ⑤ その他（ ）

3. その他（ ）

問 8 1. その他、ご意見があれば何でも結構ですのでご自由にお書きください。



お忙しいところご協力いただき、誠にありがとうございました。

資料Ⅱ

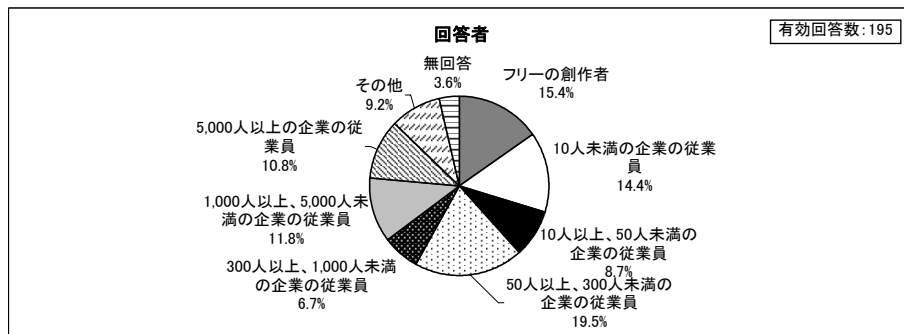
タイプフェイスの保護のあり方に関する調査研究 国内アンケート調査結果

*自由記述欄における回答は、主な回答を事務局にて取りまとめた内容を掲載している。

1. 基礎的事項

問1 あなたは、以下のいずれにあたりますか。

	件数(件)	割合
1 フリーの創作者	30	15.4%
2 10人未満の企業の従業員	28	14.4%
3 10人以上、50人未満の企業の従業員	17	8.7%
4 50人以上、300人未満の企業の従業員	38	19.5%
5 300人以上、1,000人未満の企業の従業員	13	6.7%
6 1,000人以上、5,000人未満の企業の従業員	23	11.8%
7 5,000人以上の企業の従業員	21	10.8%
8 その他	18	9.2%
無回答	7	3.6%
合 計	195	100.0%

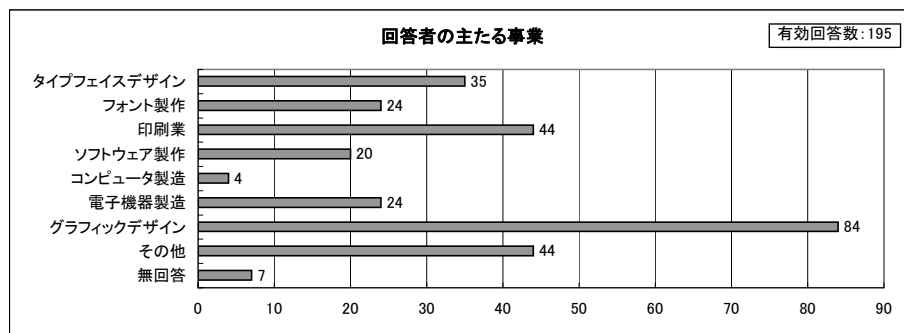


問1 その他

- ・企業代表者・役員
- ・グラフィックデザイナー
- ・芸術系大学職員

問2 あなた又はあなたの会社の主たる事業は以下のいずれにあたりますか(複数選択可)。

	件数(件)	割合
1 タイプフェイスデザイン	35	17.9%
2 フォント製作	24	12.3%
3 印刷業	44	22.6%
4 ソフトウェア製作	20	10.3%
5 コンピュータ製造	4	2.1%
6 電子機器製造	24	12.3%
7 グラフィックデザイン	84	43.1%
8 その他	44	22.6%
無回答	7	3.6%
合 計	195	



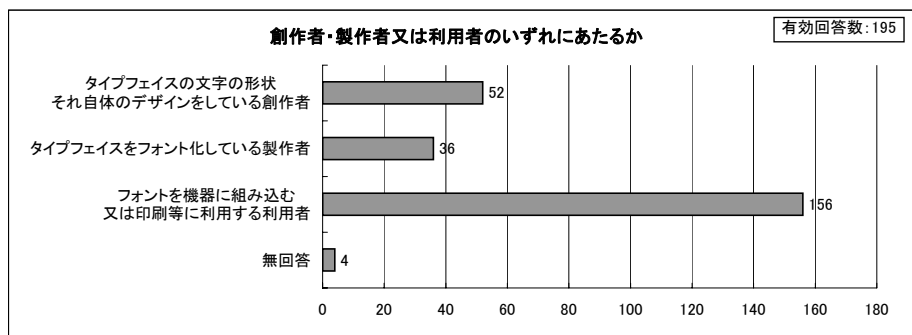
問2 その他

- ・出版、新聞製作発行
- ・印刷機械商社
- ・広告企画制作・Web制作
- ・書体史・文字デザインの研究・教育
- ・印章業
- ・映画・店舗・商品タイトルのデザイン
- ・パッケージデザイン
- ・家電機器製造・販売
- ・情報通信・システムサービス業
- ・ソフトウェア販売・サポート
- ・スポーツ用品製造・販売

2. 創作、契約、利用の実態について

問3 あなた又はあなたの会社は、以下のいずれにあたりますか(複数選択可)。

	件数(件)	割合
1 タイプフェイスの文字の形状それ自体のデザインをしている創作者	52	26.7%
2 タイプフェイスをフォント化している製作者	36	18.5%
3 フォントを機器に組み込む又は印刷等に利用する利用者	156	80.0%
無回答	4	2.1%
合 計	195	



問4 今まであなたの新規創作したタイプフェイスの総数はどのくらいになりますか。そのうち、漢字、かな等からなる和文総合書体、かな書体、欧文書体の数もお答えください。また、改良・復刻したタイプフェイスはどのくらいになりますか。なお、ここでいう「新規創作したタイプフェイス」とは、新たにコンセプトから創作したタイプフェイスをいい、「改良・復刻タイプフェイス」とは、過去の自分自身の、又は他人の書体を字母として、改良等することで新たに開発したタイプフェイスをいいます。

	平均(書体)
新規創作したタイプフェイスの総数	37.4
うち、漢字、かな等からなる和文総合書体	19.5
うち、かな(平仮名、片仮名)のみのかな書体	16.9
うち、アルファベット、数字のみの欧文書体	24.4
復刻、改良タイプフェイスの総数	21.2
うち、漢字、かな等からなる和文総合書体	13.5
うち、かな(平仮名、片仮名)のみのかな書体	6.3
うち、アルファベット、数字のみの欧文書体	7.5

問5 近年のタイプフェイス開発状況についてお答えください。

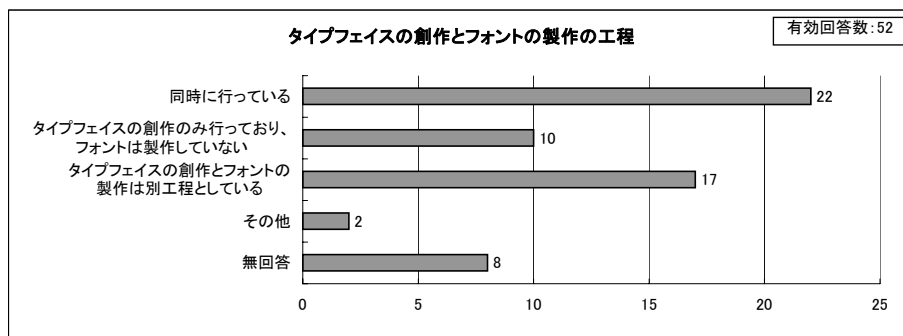
	平均(書体)
2006年度 新規創作書体数	4.0
改良・復刻書体数	4.2
2005年度 新規創作書体数	4.2
改良・復刻書体数	1.3
2004年度 新規創作書体数	3.0
改良・復刻書体数	3.0
2003年度 新規創作書体数	3.2
改良・復刻書体数	3.0
2002年度 新規創作書体数	3.4
改良・復刻書体数	0.8

(1) 創作者

問6 フォント作成専用のソフトウェアでタイプフェイスの創作を行っている場合のように、タイプフェイスの創作とフォントの製作を同時に行うことがありますか(複数選択可)。ある場合、タイプフェイスの創作全体の中でフォントの製作を同時に行うものの割合についてお答えください。

	件数(件)	割合
1 同時に行っている	22	42.3%
2 タイプフェイスの創作のみ行っており、フォントは製作していない	10	19.2%
3 タイプフェイスの創作とフォントの製作は別工程としている	17	32.7%
4 その他	2	3.8%
無回答	8	15.4%
合 計	52	

	平均(割)
1 同時に行っている割合	7.2



問7 あなたの創作するタイプフェイスの平均的な文字数は何文字程度ですか(文字数平均)。

	平均(字)
あなたの創作するタイプフェイスの平均的な文字数	7383.4

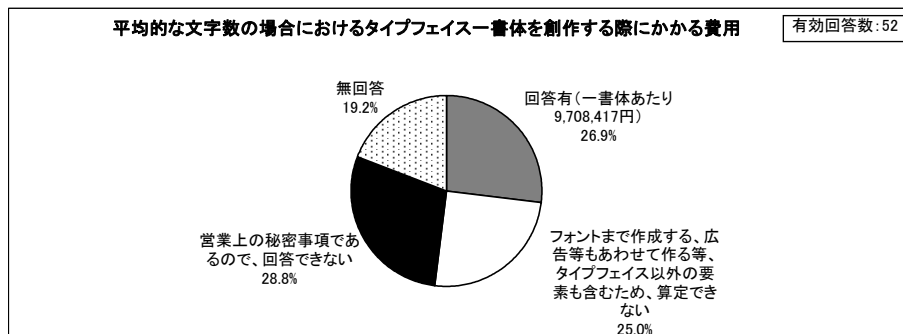
問8 タイプフェイスの一書体の創作(コンセプト決定～タイプフェイス完成)にかかる期間と人数についてお答えください。なお、期間については、問7で回答いただいた平均的な文字数の場合における、(期間が)最短のもの、一般的なものと及び最長のものについて、それぞれの期間をお答えください。

	平均
最短の期間の平均期間	12.0(月)
最短の期間の平均人数	2.6(人)
一般的な期間の平均期間	22.7(月)
一般的な期間の平均人数	2.2(人)
最長の期間の平均期間	45.9(月)
最長の期間の平均人数	2.4(人)

問9 問7で回答いただいた平均的な文字数の場合における、タイプフェイス一書体を創作する際にかかる費用の総額は、どの程度ですか。

	件数(件)	割合
1 問7で答えた平均的な文字数の場合、一書体あたり()円	14	26.9%
2 フォントまで作成する、広告等もあわせて作る等、タイプフェイス以外の要素も含むため、算定できない	13	25.0%
3 営業上の秘密事項であるので、回答できない	15	28.8%
無回答	10	19.2%
合 計	52	

	平均(円)
1 問7で答えた平均的な文字数の場合、一書体あたりの金額	9,708,417

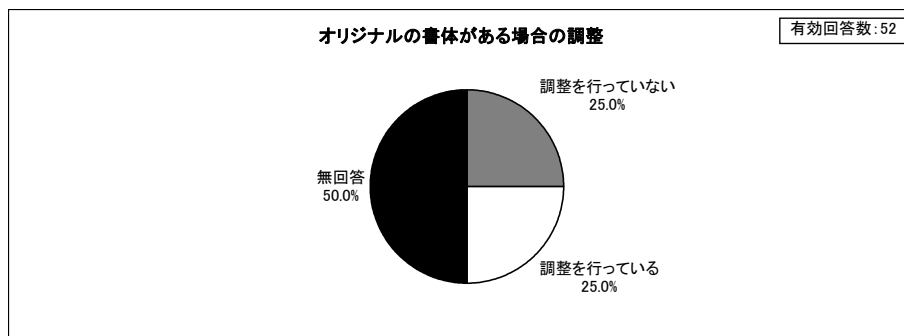


問10 タイプフェイスのライフサイクル(創作が完了してから使用されなくなるまでの期間)について、最短のもの、一般的なもの及び最長のものについて、その平均期間を記入してください。

	平均(年)
最短の期間の平均	7.6
一般的な期間の平均	12.0
最長の期間の平均	50.0

問11 タイプフェイスにオリジナルの書体がある場合に、そのオリジナルの書体の創作者等に対し、代金を支払って許諾を得る等の調整を行っていますか。行っている場合はその方法についても記入してください。

	件数(件)	割合
1 調整を行っていない	13	25.0%
2 調整を行っている	13	25.0%
無回答	26	50.0%
合 計	52	100.0%



問11.1 調整を行っていない 理由

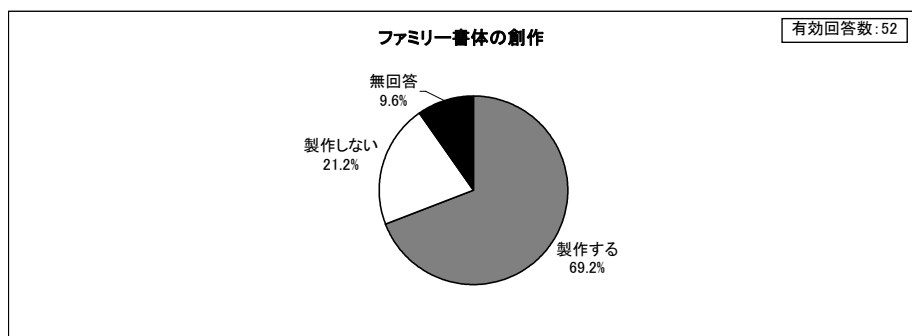
・オリジナルの書体しか作らないため。

問11.2 調整を行っている 調整方法

・契約による代金・ロイヤリティの支払による。

問12 あるタイプフェイスを創作する際、線幅及び縦・横の比率等を変えたファミリー書体の創作を行いますか。

	件数(件)	割合
1 製作する	36	69.2%
2 製作しない	11	21.2%
無回答	5	9.6%
合 計	52	100.0%

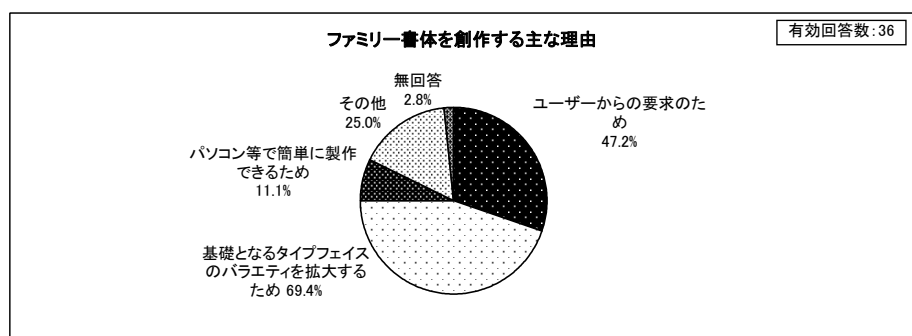


創作される場合についての、その主な理由を選んでください。また、基本となる書体を作成する為にかかる費用と比べて、ファミリー書体は一書体あたり何割程度費用がかかるかをお答えください。

	件数(件)	割合
1 ユーザーからの要求のため	17	47.2%
2 基礎となるタイプフェイスのバラエティを拡大するため	25	69.4%
3 パソコン等で簡単に製作できるため	4	11.1%
4 その他	9	25.0%
無回答	1	2.8%
合 計	36	100.0%

費用:

	平均(割)
ファミリー書体1書体あたり、基本書体1書体の()割程度かかる	5.5

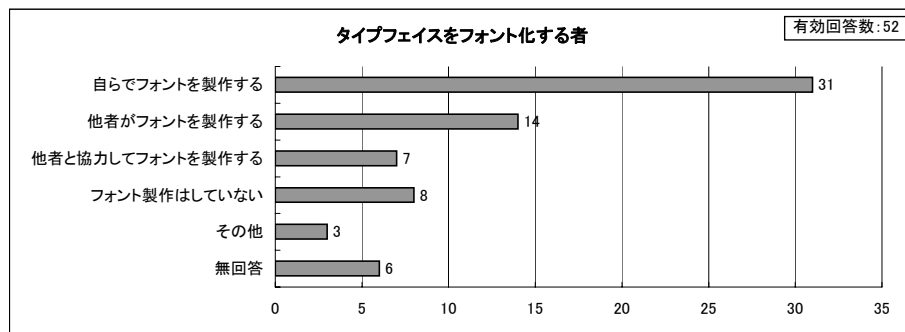


問12.1 製作する理由 その他

- ・利用者の利用範囲を拡大させるため。

問13 創作したタイプフェイスは、あなた自身又はあなたの会社でフォントを製作しますか。それとも他者がフォントを製作しますか(複数選択可)。

	件数(件)	割合
1 自らでフォントを製作する	31	59.6%
2 (自らはフォントを製作せず)他者がフォントを製作する	14	26.9%
3 (タイプフェイス創作していない)他者と(自らで)協力してフォントを製作する	7	13.5%
4 タイプフェイスの創作のみでフォント製作はしていない	8	15.4%
5 その他	3	5.8%
無回答	6	11.5%
合 計	52	

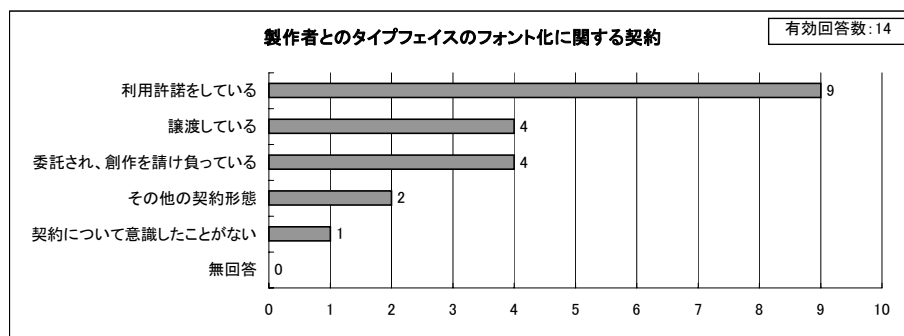


問13 その他

・監修作業のみ行う。

問14 製作者とのタイプフェイスのフォント化に関する契約は、タイプフェイスの利用許諾(ライセンス:タイプフェイスは制作者に帰属する)、譲渡(タイプフェイスは譲受人(製作者)に帰属する)、委託(タイプフェイスは委託元(製作者)に帰属する)のいずれですか(複数選択可)。

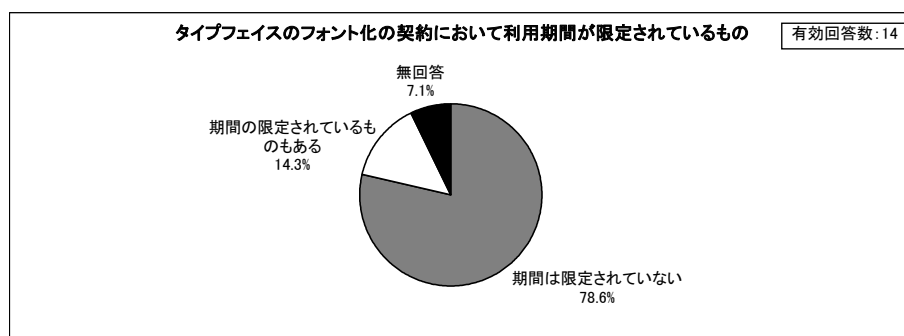
	件数(件)	割合
1 利用許諾をしている(タイプフェイスは許諾元(制作者)に帰属する)	9	64.3%
2 譲渡している(タイプフェイスは譲受人(製作者)に帰属する)	4	28.6%
3 委託され、創作を請け負っている(タイプフェイスは委託元(製作者)に帰属する)	4	28.6%
4 その他の契約形態	2	14.3%
5 契約が利用許諾、譲渡、委託等のいずれにあたるか意識したことがない	1	7.1%
無回答	0	0.0%
合 計	14	



問15 製作者と結ぶ、タイプフェイスのフォント化の契約において、タイプフェイスの利用期間が限定されているものはありますか。ある場合は、その割合についてもお答えください。

	件数(件)	割合
1 期間は限定されていない	11	78.6%
2 期間の限定されているものもある	2	14.3%
無回答	1	7.1%
合 計	14	100.0%

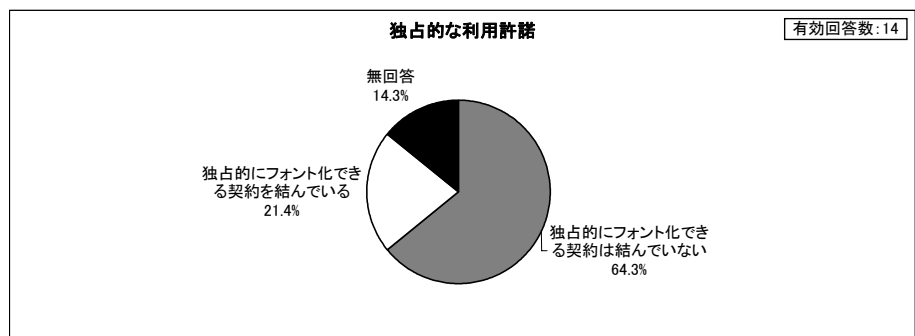
	平均(割)
2 期間の限定されているものもある割合	2.5



問16 製作者に対し利用許諾をする契約に、タイプフェイスを独占的にフォント化できること(他者に利用を許諾しないこと)を約束する契約はありますか。ある場合は、その割合についてもお答えください。

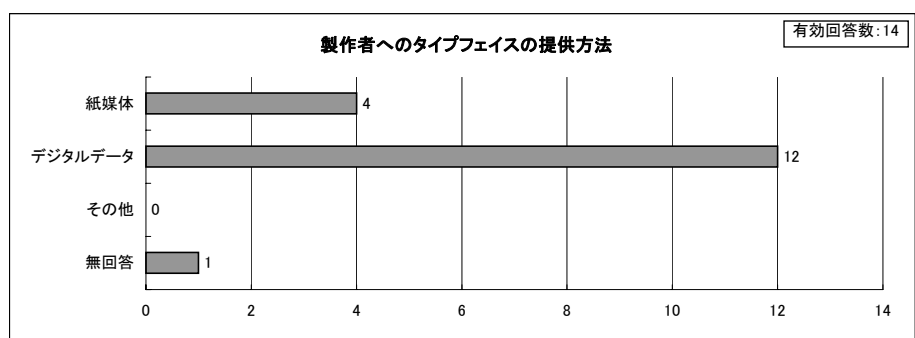
	件数(件)	割合
1 独占的にフォント化できる契約は結んでいない	9	64.3%
2 独占的にフォント化できる契約を結んでいる	3	21.4%
無回答	2	14.3%
合 計	14	100.0%

	平均(割)
2 独占的にフォント化できる契約を結んでいる割合	7.0



問17 製作者又は利用者にタイプフェイスを提供する場合、紙媒体で提供しますか、デジタルデータで提供しますか(複数選択可)。

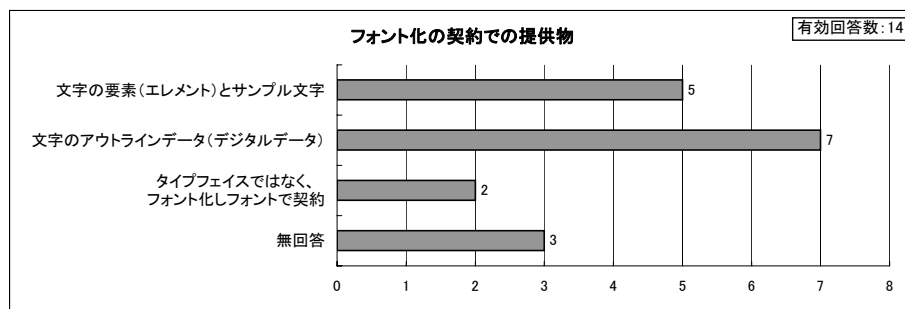
	件数(件)	割合
1 紙媒体	4	28.6%
2 デジタルデータ	12	85.7%
3 その他	0	0.0%
無回答	1	7.1%
合 計	14	



問18 製作者と結ぶ、タイプフェイスのフォント化の契約において、あなたが提供している内容は以下のいずれですか(複数選択可)。

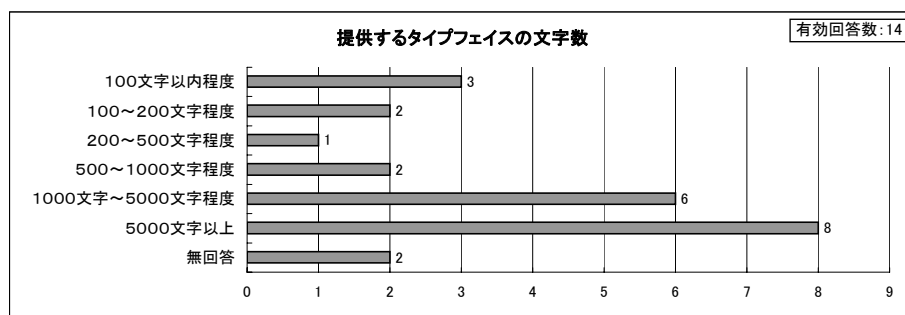
	件数(件)	割合
1 文字の要素(エレメント)とサンプル文字	5	35.7%
2 文字のアウトラインデータ(デジタルデータ)	7	50.0%
3 タイプフェイスではなく、フォント化しフォントで契約	2	14.3%
無回答	3	21.4%
合 計	14	

	平均(字)
1 文字の要素(エレメント)とサンプル文字の文字数	550
2 文字のアウトラインデータ(デジタルデータ)の文字数	3,700



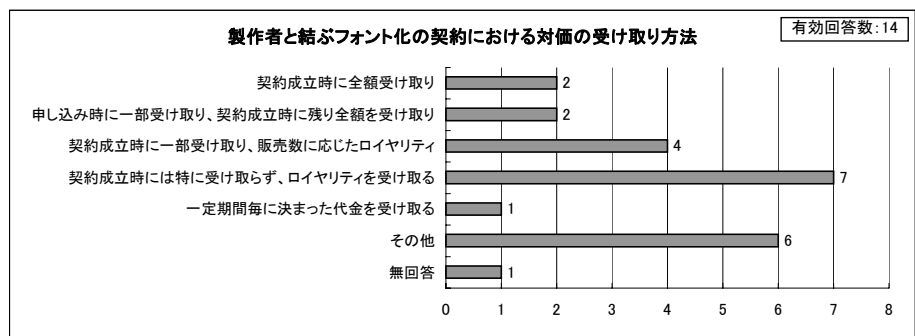
問19 製作者と結ぶ、タイプフェイスのフォント化の契約において、あなたが提供しているタイプフェイス(又はフォント)の文字数は以下のいずれですか(複数選択可)。

	件数(件)	割合
1 100文字以内程度	3	21.4%
2 100~200文字程度	2	14.3%
3 200~500文字程度	1	7.1%
4 500~1000文字程度	2	14.3%
5 1000文字~5000文字程度	6	42.9%
6 5000文字以上	8	57.1%
無回答	2	14.3%
合 計	14	



問20 製作者と結ぶタイプフェイスのフォント化の契約において、対価(代金)は、以下の形式のうちどのような受け取り方ですか(複数選択可)。

	件数(件)	割合
1 契約成立時に全額受け取り	2	14.3%
2 申し込み時に一部受け取り、契約成立(又は完成)時に残り全額を受け取る	2	14.3%
3 契約成立時に一部受け取り、その後販売数に応じてロイヤリティを受け取る	4	28.6%
4 契約成立時には特に受け取らず、販売数に応じたロイヤリティを受け取る	7	50.0%
5 契約後、使用されている限り一定期間毎に決まった代金を受け取る	1	7.1%
6 その他	6	42.9%
無回答	1	7.1%
合 計	14	



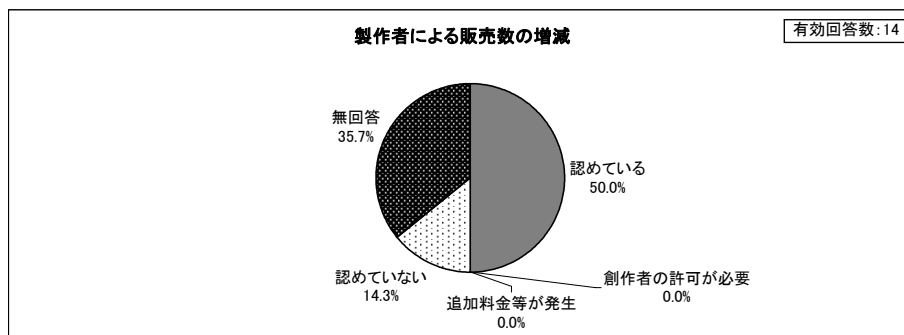
問20 その他

- ・コンサルタント契約に基く報酬受け取り。
- ・創作者が開発費を負担。

問21 製作者と結ぶタイプフェイスのフォント化の契約を利用許諾で行う制作者の方に伺います。契約後、製作者が以下の事柄を(制作者への確認、許諾等無しに)自由に行うことを認めていますか。①～⑥の各項目についてお答えください。なお、複数の契約の形態がある方は、代表的な契約の例でお答えください。

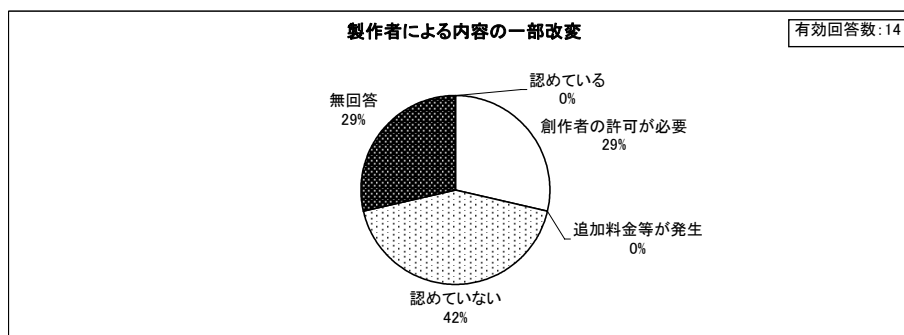
①販売数の増減

	件数(件)	割合
1 認めている	7	50.0%
2 制作者の許可が必要	0	0.0%
3 追加料金等が発生	0	0.0%
4 認めていない	2	14.3%
無回答	5	35.7%
合 計	14	100.0%



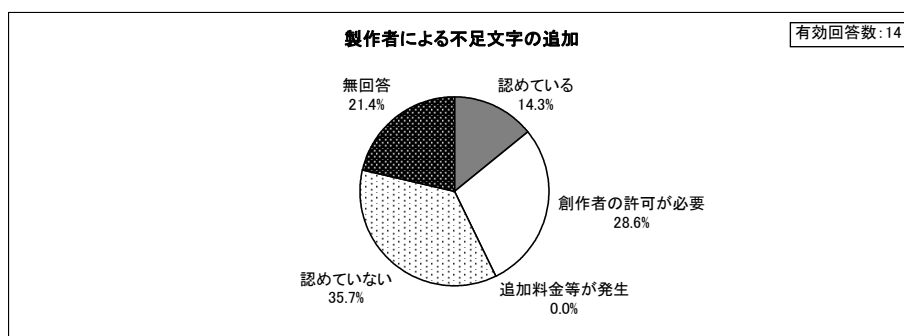
②内容の一部改変

	件数(件)	割合
1 認めている	0	0.0%
2 制作者の許可が必要	4	28.6%
3 追加料金等が発生	0	0.0%
4 認めていない	6	42.9%
無回答	4	28.6%
合 計	14	100.0%



③不足文字の追加

	件数(件)	割合
1 認めている	2	14.3%
2 制作者の許可が必要	4	28.6%
3 追加料金等が発生	0	0.0%
4 認めていない	5	35.7%
無回答	3	21.4%
合 計	14	100.0%

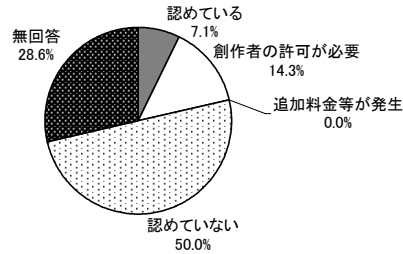


④改良フォントの発売

	件数(件)	割合
1 認めている	1	7.1%
2 創作者の許可が必要	2	14.3%
3 追加料金等が発生	0	0.0%
4 認めていない	7	50.0%
無回答	4	28.6%
合 計	14	100.0%

製作者による改良フォントの発売

有効回答数: 14

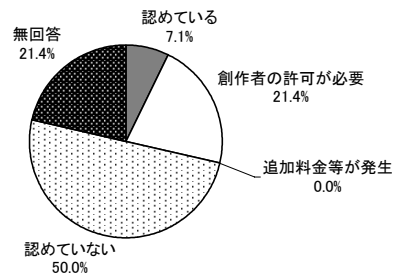


⑤他の業者へ利用許諾

	件数(件)	割合
1 認めている	1	7.1%
2 創作者の許可が必要	3	21.4%
3 追加料金等が発生	0	0.0%
4 認めていない	7	50.0%
無回答	3	21.4%
合 計	14	100.0%

製作者による他の業者への利用許諾

有効回答数: 14

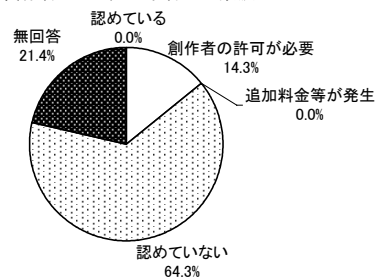


⑥他の業者へ譲渡

	件数(件)	割合
1 認めている	0	0.0%
2 創作者の許可が必要	2	14.3%
3 追加料金等が発生	0	0.0%
4 認めていない	9	64.3%
無回答	3	21.4%
合 計	14	100.0%

製作者による他の業者への譲渡

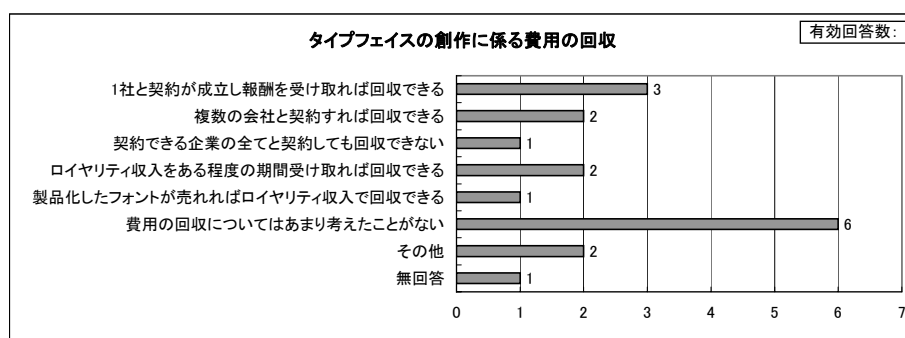
有効回答数: 14



問22 タイプフェイスの創作にかけた費用は、製作者と結ぶタイプフェイスのフォント化の契約により回収できますか。回収できる場合は何社程度との契約又はどのくらいの期間で回収できますか。回収できない場合は創作にかかった費用のうち何割程度が回収できますか。

	件数(件)	割合
1 1社と契約が成立し報酬を受け取れば回収できる	3	21.4%
2 1社と契約しただけでは回収できないが複数の会社と契約(社程度)すれば回収できる	2	14.3%
3 契約できる企業が限られており、その全てと契約しても回収できない	1	7.1%
4 ロイヤリティ収入をある程度の期間(年程度)受け取れば回収できる	2	14.3%
5 製品化したフォントが(本程度)売れば(ロイヤリティ収入で)回収できる	1	7.1%
6 費用の回収についてはあまり考えたことがない	6	42.9%
7 その他	2	14.3%
無回答	1	7.1%
合 計	14	

	平均
2 1社と契約しただけでは回収できないが複数の会社と契約(社程度)すれば回収できる	4.5(社)
3 契約できる企業が限られており、その全てと契約しても回収できない(割程度回収)	6(割)
4 ロイヤリティ収入をある程度の期間(年程度)受け取れば回収できる	6.5(年)
5 製品化したフォントが(本程度)売れば(ロイヤリティ収入で)回収できる	10,000,000(本)



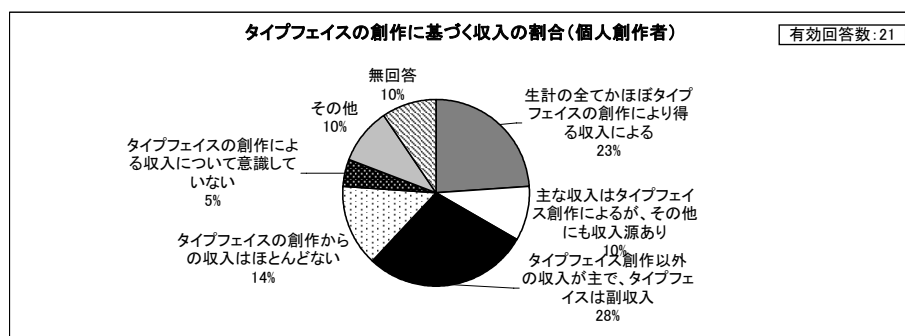
問22 その他

・現時点では回収できていない。

問23 あなたの収入のうち、タイプフェイスの創作に基づき得ているものの割合はどの程度ですか。企業においてタイプフェイスの創作を行っている方は、主な業務がタイプフェイスの創作か否かでお答えください。

(個人創作者)

	件数(件)	割合
1 生計の全てかほぼ全てがタイプフェイスの創作により得る収入による	5	23.8%
2 主な収入がタイプフェイスの創作によるが、その他にも収入源がある	2	9.5%
3 タイプフェイスの創作以外からの収入が主であり、タイプフェイスの創作は副収入である	6	28.6%
4 生計の全てかほとんどをタイプフェイスの創作以外で得、タイプフェイスの創作からの収入はほとんどない	3	14.3%
5 タイプフェイスの創作による収入について意識していない	1	4.8%
6 その他	2	9.5%
無回答	2	9.5%
合 計	21	100.0%

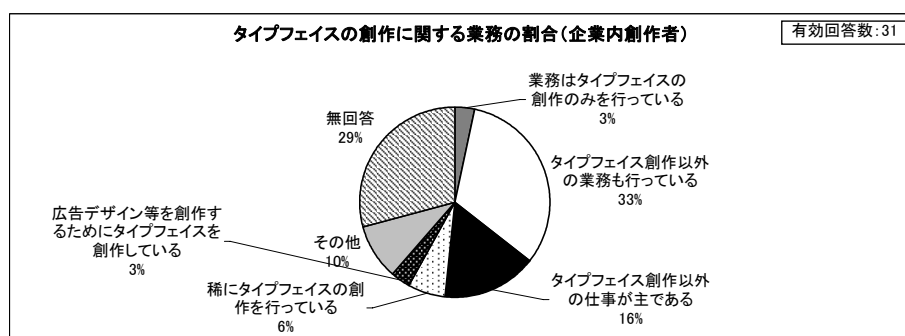


問23(個人創作者) その他

・ほとんど収入となっていない。

(企業内創作者)

	件数(件)	割合
1 業務はタイプフェイスの創作のみを行っている	1	3.2%
2 主な業務がタイプフェイスの創作であるが、その他の業務も行っている	10	32.3%
3 タイプフェイス創作以外が主であるが、タイプフェイスの創作も行っている	5	16.1%
4 基本的にタイプフェイスの創作以外の業務を行っており、稀にタイプフェイスの創作を行っている	2	6.5%
5 広告デザイン、パッケージデザイン、ロゴデザイン等、タイプフェイスの創作以外の業務を行うためにタイプフェイスの創作を行っている	1	3.2%
6 その他	3	9.7%
無回答	9	29.0%
合 計	31	100.0%



問23(企業内創作者) その他

・タイプフェイスの創作とそのフォント化(製作)を業務としている。

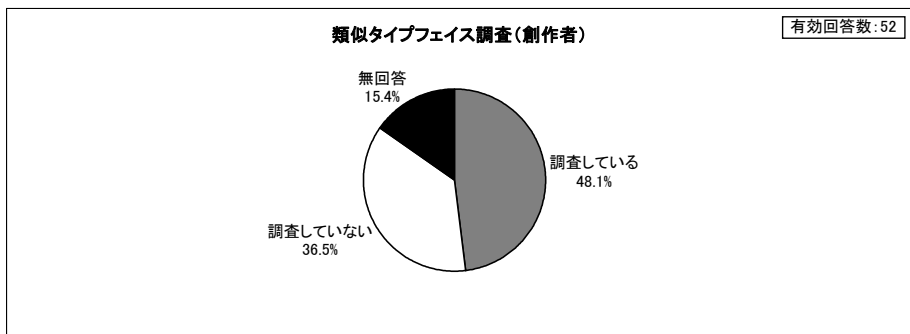
問24 タイプフェイスの創作を始める前に、創作にかかった費用を回収するまでの期間はどのくらいかけると想定していますか。問7で回答いただいた平均的な文字数の場合と、書体別の平均期間を記入してください。

	平均(年)
問7で回答いただいた平均的な文字数の平均期間	5.2
和文総合書体の平均期間	6.4
かな書体の平均期間	4.4
欧文書体の平均期間	4.7

問25 タイプフェイスの創作にあたり、他社のタイプフェイスに似ているものがないか等の調査を事前に行いますか。もし調査している場合は、調査にかかる期間と費用についてもお答えください。

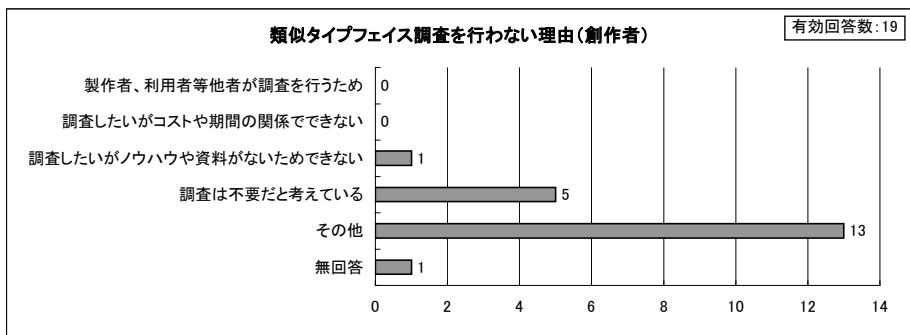
	件数(件)	割合
1 調査している	25	48.1%
2 調査していない	19	36.5%
無回答	8	15.4%
合 計	52	100.0%

	平均
1 調査している期間の平均	5.37(月)
1 調査している費用の平均	1,133,333(円)



調査していない理由(複数選択可):

	件数(件)	割合
1 製作者、利用者等他者が調査を行うため	0	0.0%
2 調査したいがコストや期間の関係でできない	0	0.0%
3 調査したいがノウハウや資料がないためできない	1	5.3%
4 調査は不要だと考えている	5	26.3%
5 その他	13	68.4%
無回答	1	5.3%
合 計	19	

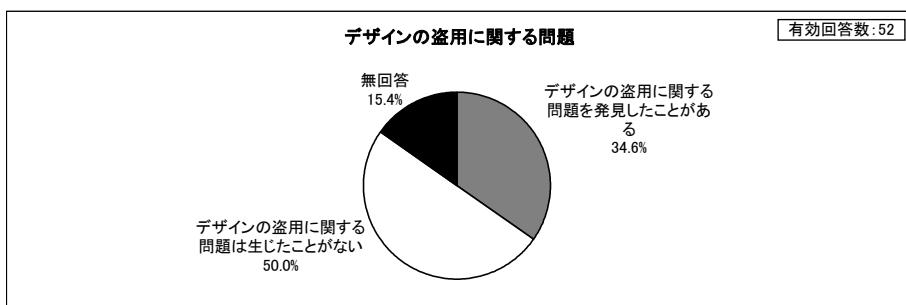


問25.2 調査していない理由 その他

- ・オリジナルの書体を創作するため。
- ・創作者として日頃より既存のタイプフェイスは認識・尊重しており、それらで表現できないタイプフェイスの創作を行なっているため、敢えて一からの調査を行なうわけではない。
- ・既存のタイプフェイスについては充分知識があるため。

問26 創作したタイプフェイスに関し、これまでに、以下に示すような、デザインの盗用に関する問題を発見したことがありますか(その形態につき複数選択可)。ある場合には、その件数(累積)も記入してください。

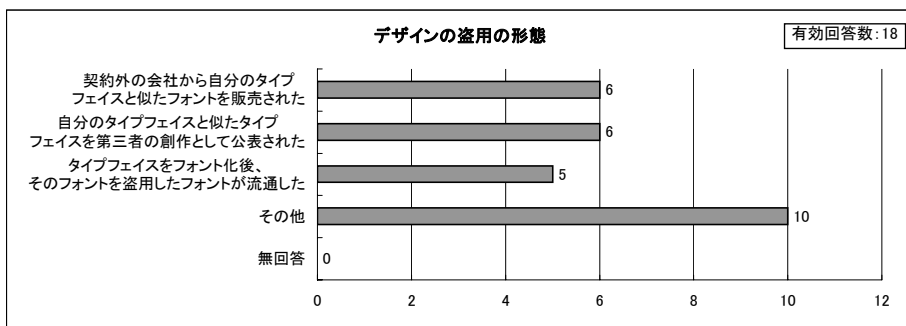
	件数(件)	割合
1 デザインの盗用に関する問題を発見したことがある	18	34.6%
2 デザインの盗用に関する問題は生じたことがない	26	50.0%
無回答	8	15.4%
合 計	52	



盗用の形態(複数選択可):

	件数(件)	割合
1 契約外の会社から自分のタイプフェイスと似たフォントを販売された	6	33.3%
2 自分のタイプフェイスと似たタイプフェイスを第三者の創作として公表された	6	33.3%
3 タイプフェイスをフォント化後、そのフォントを盗用したフォントが流通した	5	27.8%
4 その他	10	55.6%
無回答	0	0.0%
合 計	18	

	平均(件)
1 契約外の会社から自分のタイプフェイスと似たフォントを販売された件数の平均	1.7
2 自分のタイプフェイスと似たタイプフェイスを第三者の創作として公表された件数の平均	1.6
3 タイプフェイスをフォント化後、そのフォントを盗用したフォントが流通した件数の平均	1.3
4 その他件数の平均	3.0

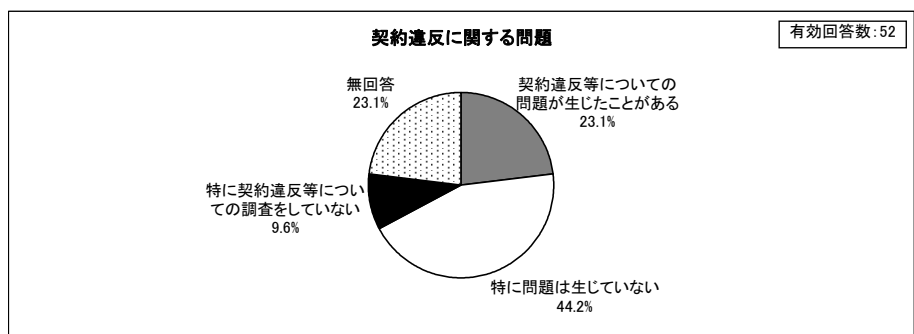


問26.1盗用の形態 その他具体的態様

- ・使用許諾範囲外の使用(社名・商品ロゴ等への無断使用)をされた。
- ・書体掲載書籍等からの無断複製使用をされた。
- ・テレビ画面上で無断使用された。
- ・プリンタにインストールされた自社フォントのアウトライン・データを抽出し、各文字を若干変形した上で、新たにフォント化し販売された。
- ・一部分の文字を流用して別フォントを作成された。

問27 創作したタイプフェイスに関し、これまでに、以下に示すような契約違反等の問題を発見したことがありますか(その形態につき複数選択可)。ある場合には、その件数(累積)も記入してください。

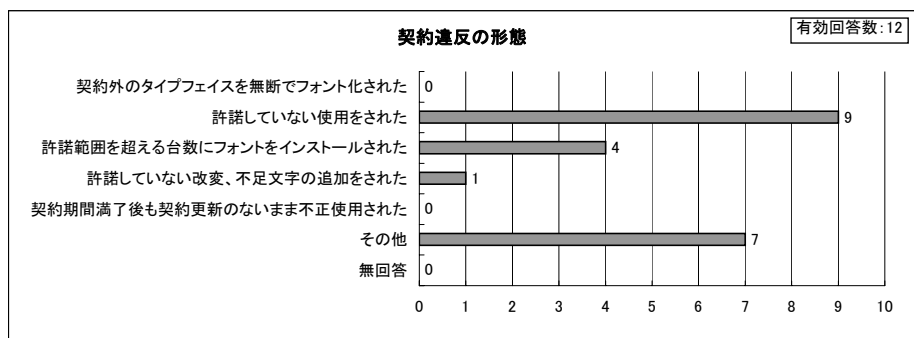
	件数(件)	割合
1 契約違反等についての問題が生じたことがある	12	23.1%
2 特に問題は生じていない	23	44.2%
3 特に契約違反等についての調査をしていない	5	9.6%
無回答	12	23.1%
合 計	52	



契約違反の形態(複数選択可):

	件数(件)	割合
1 コンベの落選案等、契約外のタイプフェイスを無断でフォント化された	0	0.0%
2 タイプフェイス・フォントについて、許諾していない使用をされた	9	75.0%
3 タイプフェイスの許諾範囲を超える台数にフォントをインストールされた	4	33.3%
4 タイプフェイス・フォントについて許諾していない改変、不足文字の追加をされた	1	8.3%
5 期間契約したタイプフェイスの期間満了後も契約更新のないまま不正使用された	0	0.0%
6 その他	7	58.3%
無回答	0	0.0%
合 計	12	

	平均(件)
1 コンベの落選案等、契約外のタイプフェイスを無断でフォント化された件数の平均	-
2 タイプフェイス・フォントについて、許諾していない使用をされた件数の平均	7
3 タイプフェイスの許諾範囲を超える台数にフォントをインストールされた件数の平均	-
4 タイプフェイス・フォントについて許諾していない改変、不足文字の追加をされた件数の平均	2
5 期間契約したタイプフェイスの期間満了後も契約更新のないまま不正使用された件数の平均	-
6 その他件数の平均	2

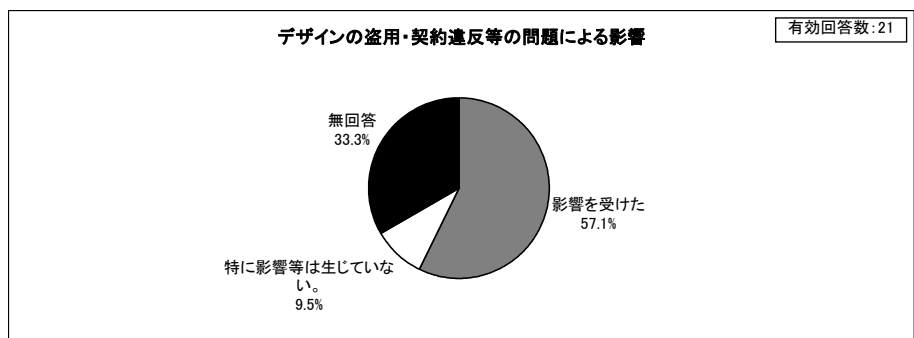


問27.1 契約違反の形態 その他具体的形態

- ・海賊版の氾濫。
- ・不正コピー・インストールによる使用。
- ・商標・ロゴタイプへの使用。
- ・テレビ番組での使用われた(フォントパッケージには、「テレビ番組」の使用には使用許諾契約が別途必要であることを明記しているが、無断使用が後を断たない)。
- ・契約違反の疑いは生じたことがあるが、利用者の社内使用による場合には厳密な調査は不可能であり、問題の実態が把握できない。

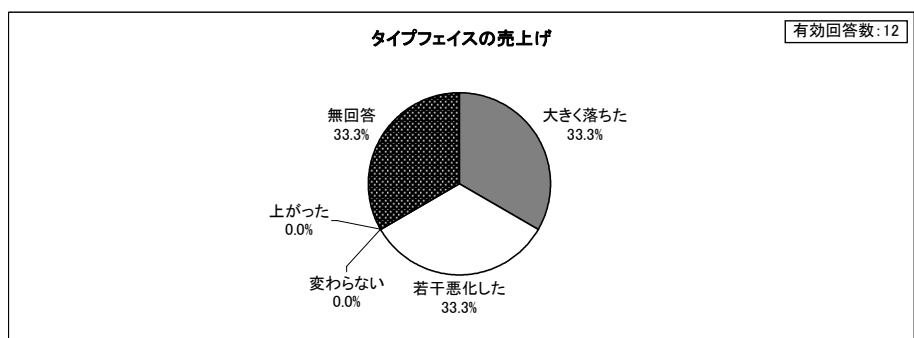
問28 デザインの盗用に関する問題及び契約違反等の問題によりどのような影響をどの程度受けましたか。

	件数(件)	割合
1 影響を受けた	12	57.1%
2 特に影響等は生じていない。	2	9.5%
無回答	7	33.3%
合 計	21	100.0%



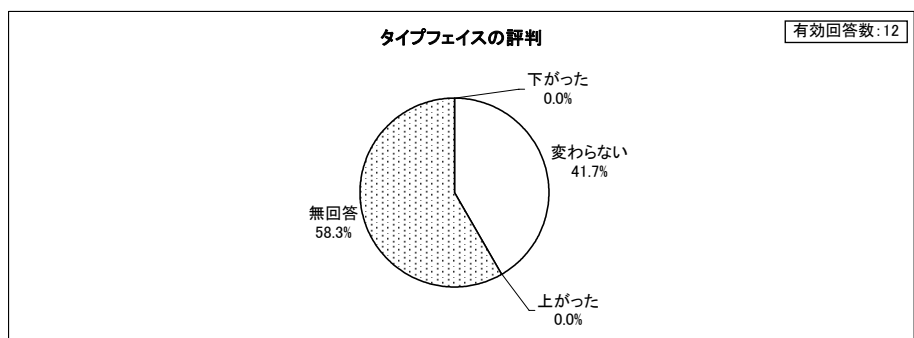
①タイプフェイスの売上

	件数(件)	割合
1 大きく落ちた	4	33.3%
2 若干悪化した	4	33.3%
3 変わらない	0	0.0%
4 上がった	0	0.0%
無回答	4	33.3%
合 計	12	100.0%



②タイプフェイスの評判

	件数(件)	割合
1 下がった	0	0.0%
2 変わらない	5	41.7%
3 上がった	0	0.0%
無回答	7	58.3%
合 計	12	100.0%

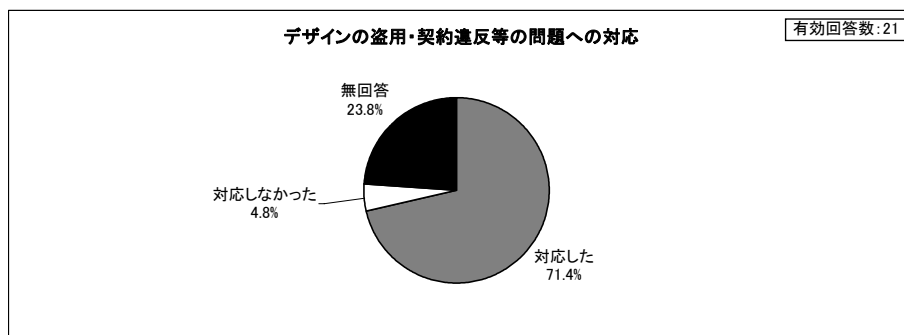


③その他の影響

- ・フォントの不正コピーの実態(具体的な被害額)は把握できないが、売上機会は明らかに減少している。
- ・分からない。

問29 デザインの盗用に関する問題及び契約違反等の問題に対して、あなたはどのように対応しましたか。

	件数(件)	割合
1 対応した	15	71.4%
2 対応しなかった	1	4.8%
無回答	5	23.8%
合 計	21	100.0%

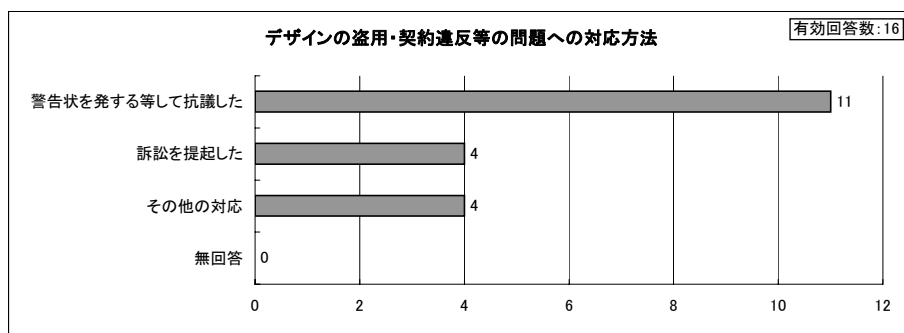


問29.2 対応しなかった 理由

・対応が面倒なため、黙認した。

対応の態様(複数選択可):

	件数(件)	割合
1 警告状を発する等して抗議した	11	73.3%
2 訴訟を提起した	4	26.7%
3 その他の対応	4	26.7%
無回答	0	0.0%
合 計	15	

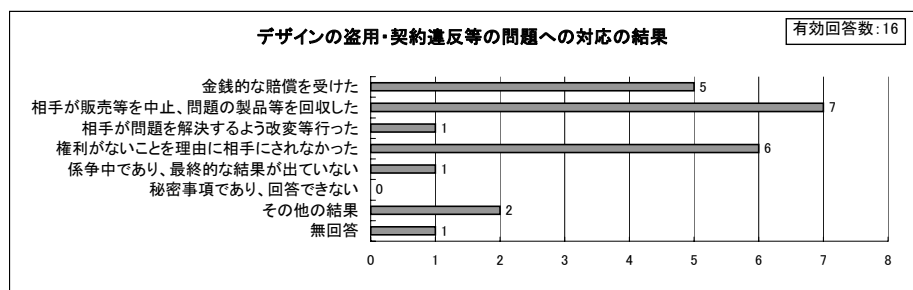


問29.1 対応の態様 その他

- ・口頭による注意・協議を行った。
- ・モラルの問題として、業界誌で取り上げた。
- ・弁護士と相談し、訴訟を断念した。

問30 問29で「1. 対応した」を選択した方に伺います。デザインの盗用に関する問題及び契約違反等の問題への交渉等の結果はどうなりましたか(複数選択可)。

	件数(件)	割合
1 金銭的な賠償を受けた	5	33.3%
2 相手が販売等を中止、問題の製品等を回収した	7	46.7%
3 相手が問題を解決するよう改変等を行った	1	6.7%
4 タイプフェイスの権利がないことを理由に相手にされなかった	6	40.0%
5 現在も係争中であり、最終的な結果が出ていない	1	6.7%
6 和解、契約及び営業上の秘密事項であり、回答できない	0	0.0%
7 その他の結果	2	13.3%
無回答	1	6.7%
合 計	15	



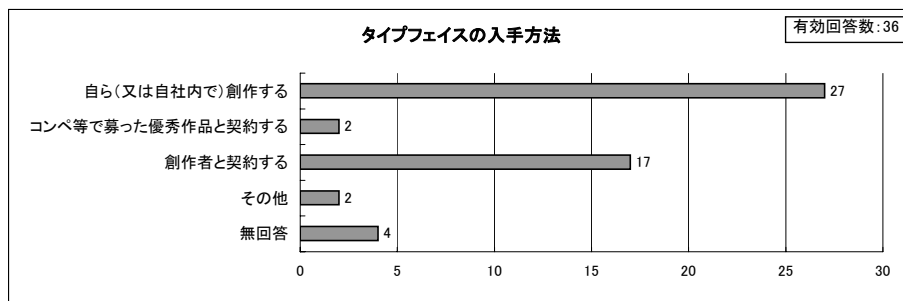
問30 その他

・結末はうやむやに終わった。

(2) 製作者

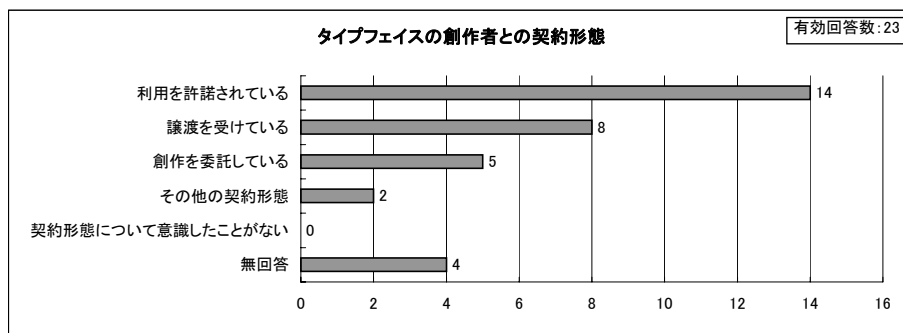
問31 フォント化するためのタイプフェイスはどのように入手しますか(複数選択可)。

	件数(件)	割合
1 自ら(又は自社内で)創作する	27	75.0%
2 コンペ等で募った優秀作品と契約する	2	5.6%
3 創作者と契約する	17	47.2%
4 その他	2	5.6%
無回答	4	11.1%
合 計	36	



問32 創作者(自社内の創作者を除く)との契約は、タイプフェイスの利用許諾(ライセンス:タイプフェイスは創作者に帰属する)、譲渡(タイプフェイスは譲受人(製作者)に帰属する)、委託(タイプフェイスは委託元(製作者)に帰属する)のいずれですか(複数選択可)。

	件数(件)	割合
1 利用を許諾されている(タイプフェイスは許諾元(創作者)に帰属する)	14	60.9%
2 譲渡を受けている(タイプフェイスは譲受人(製作者)に帰属する)	8	34.8%
3 委託をしている(タイプフェイスは委託元(製作者)に帰属する)	5	21.7%
4 その他の契約形態	2	8.7%
5 契約が利用許諾、譲渡、委託等のいずれにあたるかについて意識したことがない	0	0.0%
無回答	4	17.4%
合 計	23	

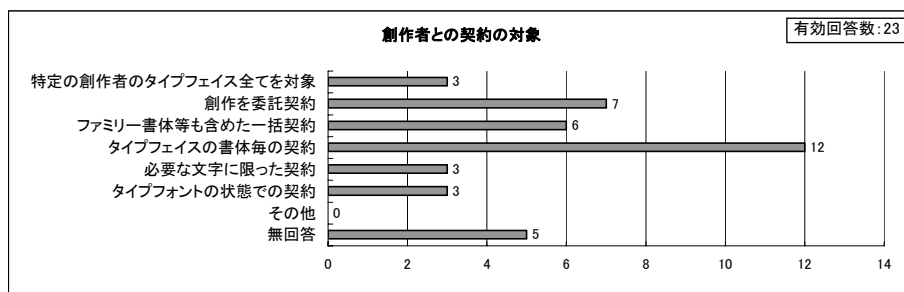


問32 その他

・創作者と権利を共有している。

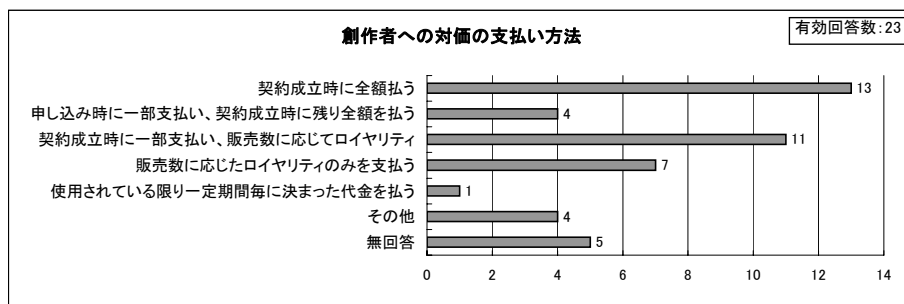
問33 創作者（自社内の創作者を除く）との契約は、以下のどのような契約に該当しますか（複数選択可）。

	件数(件)	割合
1 特定の創作者がある期間に創作したタイプフェイスのすべてを対象とする契約	3	13.0%
2 求めるタイプフェイスのイメージ等を事前に伝える、創作の委託契約	7	30.4%
3 ファミリー書体等も含めた、複数のタイプフェイスの一括契約	6	26.1%
4 タイプフェイスの書体毎の契約	12	52.2%
5 必要な文字に限った契約	3	13.0%
6 タイプフェイスでの契約ではなく、フォントの状態での契約	3	13.0%
7 その他	0	0.0%
無回答	5	21.7%
合 計	23	



問34 創作者（自社内の創作者を除く）との契約の対価（代金）は、以下の形式のうちどのような方法で支払いますか（複数選択可）。

	件数(件)	割合
1 契約成立時に全額支払う	13	56.5%
2 申し込み時に一部支払い、契約成立(又は完成)時に残り全額を支払う	4	17.4%
3 契約成立時に一部支払い、その後販売数に応じてロイヤリティを支払う	11	47.8%
4 契約成立時には特に支払わず、販売数に応じたロイヤリティを支払う	7	30.4%
5 契約後、使用されている限り一定期間毎に決まった代金を支払う	1	4.3%
6 その他	4	17.4%
無回答	5	21.7%
合 計	23	



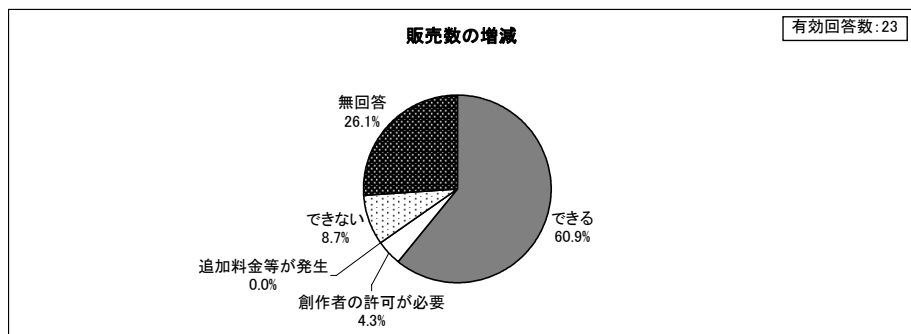
問34 その他

- ・納品された原図の数量に応じた金額を支払う。
- ・タイプフェイスの創作・フォントの製作を共同した場合は、完成した文字毎に相応の金額を支払う。

問35 創作者（自社内の創作者を除く）から利用を許諾されているタイプフェイスについて、あなたが以下の事柄を（創作者への確認、許諾等無しに）行うことができますか。1～6の各項目についてお答えください。
なお、複数の契約形態がある場合は、一般的な契約についてお答えください。

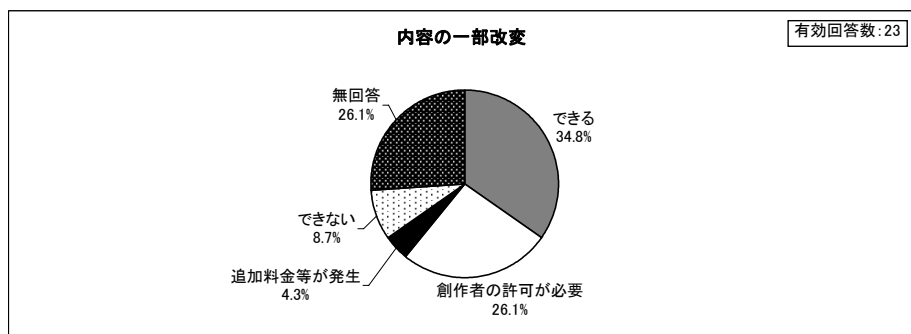
1. 販売数の増減

	件数(件)	割合
1 できる	14	60.9%
2 創作者の許可が必要	1	4.3%
3 追加料金等が発生	0	0.0%
4 できない	2	8.7%
無回答	6	26.1%
合 計	23	100.0%



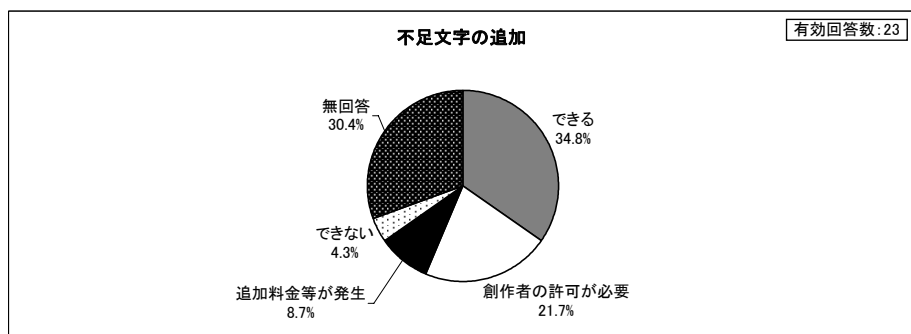
2. 内容の一部改変

	件数(件)	割合
1 できる	8	34.8%
2 創作者の許可が必要	6	26.1%
3 追加料金等が発生	1	4.3%
4 できない	2	8.7%
無回答	6	26.1%
合 計	23	100.0%



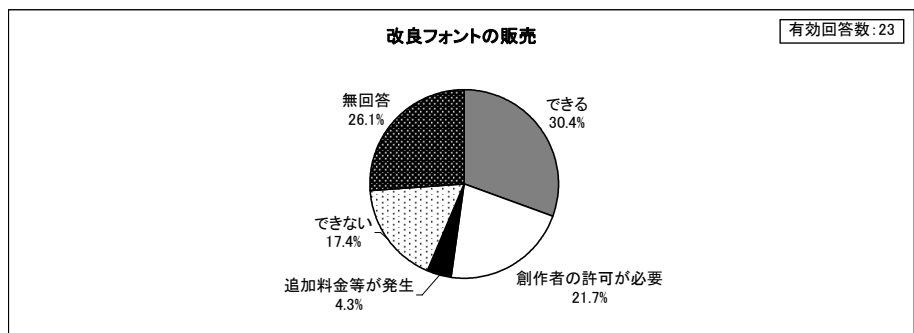
3. 不足文字の追加

	件数(件)	割合
1 できる	8	34.8%
2 創作者の許可が必要	5	21.7%
3 追加料金等が発生	2	8.7%
4 できない	1	4.3%
無回答	7	30.4%
合 計	23	100.0%



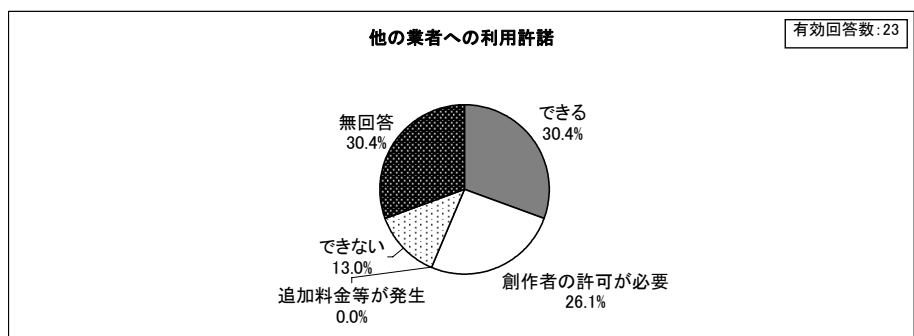
4. 改良フォントの発売

	件数(件)	割合
1 できる	7	30.4%
2 創作者の許可が必要	5	21.7%
3 追加料金等が発生	1	4.3%
4 できない	4	17.4%
無回答	6	26.1%
合 計	23	100.0%



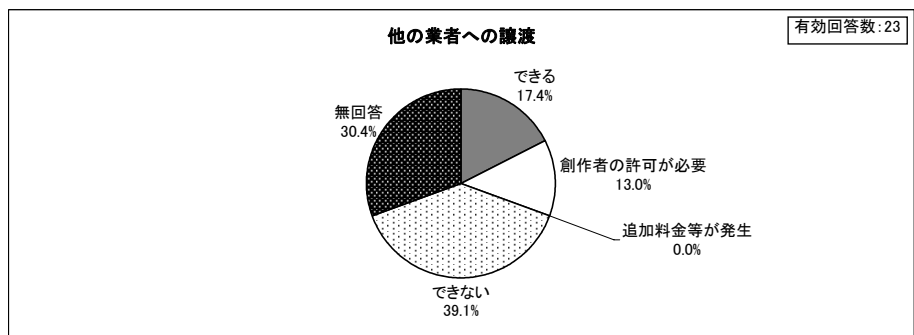
5. 他の業者へ利用許諾

	件数(件)	割合
1 できる	7	30.4%
2 創作者の許可が必要	6	26.1%
3 追加料金等が発生	0	0.0%
4 できない	3	13.0%
無回答	7	30.4%
合 計	23	100.0%



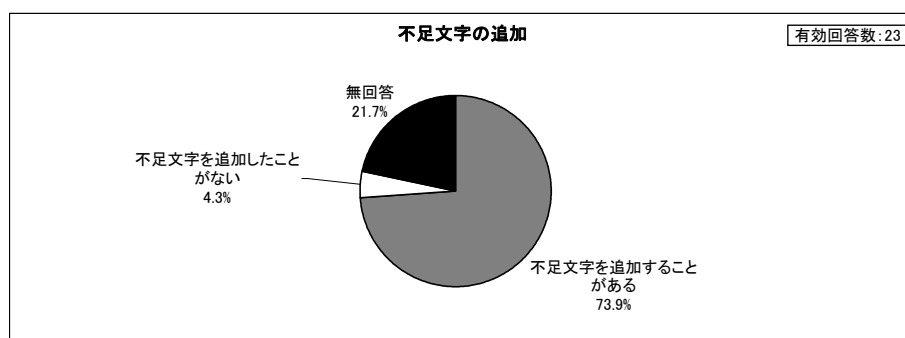
6. 他の業者へ譲渡

	件数(件)	割合
1 できる	4	17.4%
2 創作者の許可が必要	3	13.0%
3 追加料金等が発生	0	0.0%
4 できない	9	39.1%
無回答	7	30.4%
合 計	23	100.0%



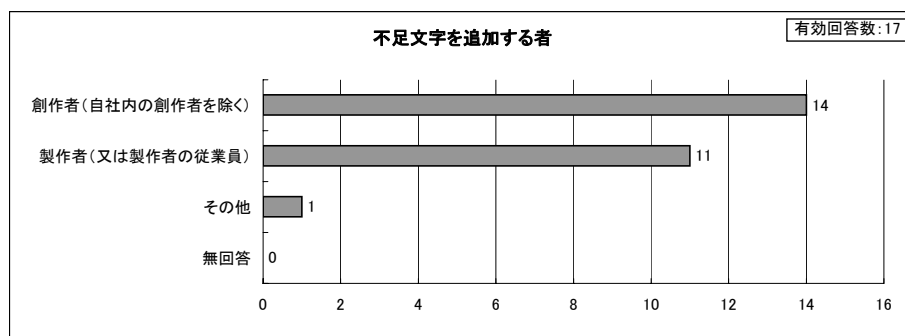
問36 不足字を追加する場合、追加文字は誰が製作していますか(複数選択可)。

	件数(件)	割合
1 不足文字を追加することがある	17	73.9%
2 不足文字を追加したことがない	1	4.3%
無回答	5	21.7%
合 計	23	100.0%



不足文字を製作する者:

	件数(件)	割合
1 制作者(自社内の制作者を除く)	14	82.4%
2 制作者(又は制作者の従業員)	11	64.7%
3 その他	1	5.9%
無回答	0	0.0%
合 計	17	

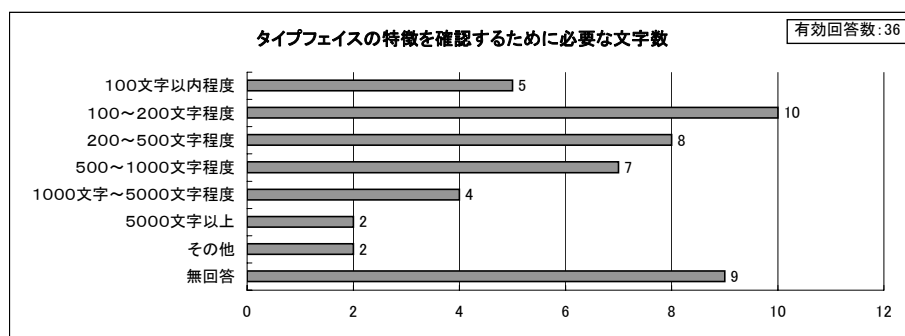


問36.1 不足文字を製作する者 その他

・基本的に自社内の制作者。

問37 タイプフェイスの契約にあたり、その特徴を確認するために必要な文字数は以下のいずれですか(複数選択可)。

	件数(件)	割合
1 100文字以内程度	5	13.9%
2 100～200文字程度	10	27.8%
3 200～500文字程度	8	22.2%
4 500～1000文字程度	7	19.4%
5 1000文字～5000文字程度	4	11.1%
6 5000文字以上	2	5.6%
7 その他	2	5.6%
無回答	9	25.0%
合 計	36	



問37 その他

・そのタイプフェイスの用途(見出用、本文用、ポップ用等)により必要な文字数は変動する。

問38 タイプフェイスをフォント化する際、実際に製品化するフォントに含まれる文字数は通常何文字程度ですか(文字数平均)。

	平均(字)
タイプフェイスをフォント化する際、実際に製品化するフォントに含まれる文字数の平均	9,893

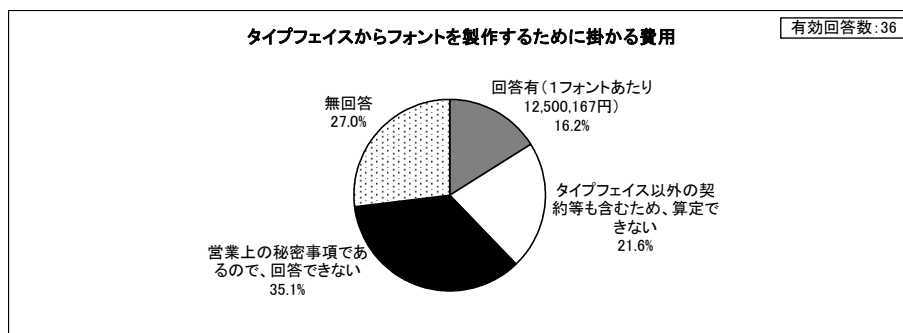
問39 フォントの製作(タイプフェイス確定～フォント販売)にかかる期間と人数についてお答えください。なお、期間については、問38で回答いただいた平均的な文字数の場合における、(期間が)最短のもの、一般的なもの及び最長のものについて、それぞれの平均値をお答えください。

	平均
最短の期間の平均期間	6.2(月)
最短の期間の平均人数	5.8(人)
一般的な期間の平均期間	14.6(月)
一般的な期間の平均人数	4.3(人)
最長の期間の平均期間	35.2(月)
最長の期間の平均人数	5.3(人)

問40 問38で回答いただいた通常の文字数の場合における、タイプフェイスからフォントを製作する際にかかる費用の総額は1フォントあたりどの程度ですか。その平均総額をご記入ください。

	件数(件)	割合
1 問38でお答えいただいた文字数のフォント1フォントあたり()円	6	16.7%
2 ポスター等の広告も含んだ契約になっている場合等、タイプフェイス以外の契約等も含むため、算定できない	7	19.4%
3 営業上の秘密事項であるので、回答できない	13	36.1%
無回答	10	27.8%
合 計	36	100.0%

	平均(円)
1 問38でお答えいただいた文字数のフォント1フォントあたりの平均金額	12,500.167



問41 製作したフォントのライフサイクル(製品が販売開始されてから販売終了に至るまでの期間)について、最短のもの、一般的なもの及び最長のものについて、その平均期間を記入してください。

	平均(年)
最短の期間の平均	4.1
一般的な期間の平均	9.1
最長の期間の平均	10.0

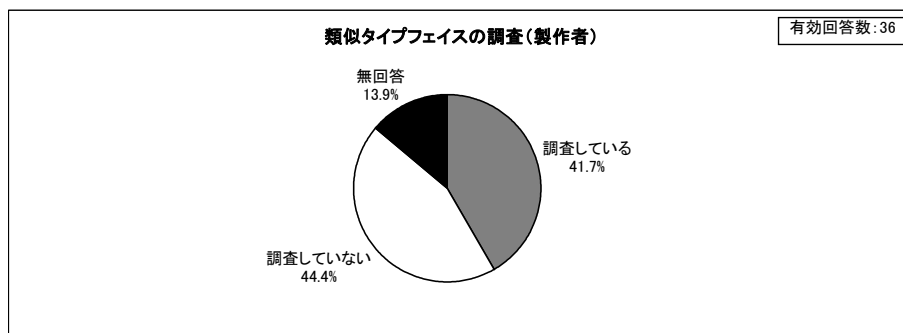
問42 フォントを製作する際、製品が販売開始されてから製作にかかった費用を回収するまでは、どのくらいの期間を想定しますか。問38で回答いただいた平均的な文字数の場合と書体別の平均期間を記入してください。

	平均(年)
問38で回答いただいた平均的な文字数の平均年数	4.6
和文総合書体の平均年数	6.4
かな書体の平均年数	8.0
欧文書体の平均年数	7.7

問43 フォントの製作にあたり、他社のタイプフェイスやフォントと似ていないか等の調査を事前に行いますか。もし自社内で調査を行っている場合は、調査にかかる期間と費用についてもお答えください。

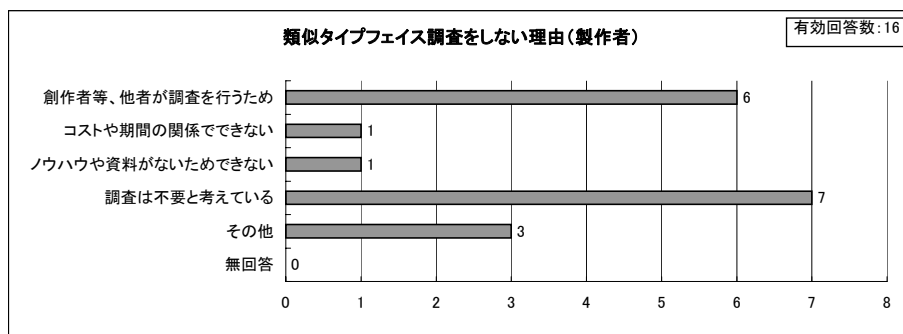
	件数(件)	割合
1 調査している	15	41.7%
2 調査していない	16	44.4%
無回答	5	13.9%
合 計	36	100.0%

	平均
1 調査している期間の平均	13.3(月)
1 調査している費用の平均	400,000(円)



調査していない理由(複数選択可):

	件数(件)	割合
1 創作者等、他者が調査を行うため(契約条項に創作者が調査するものを含む)	6	37.5%
2 調査したいがコストや期間の関係でできない	1	6.3%
3 調査したいがノウハウや資料がないためできない	1	6.3%
4 調査は不要と考えている	7	43.8%
5 その他	3	18.8%
無回答	0	0.0%
合 計	16	



問43.2 調査していない理由 ④調査不要 理由

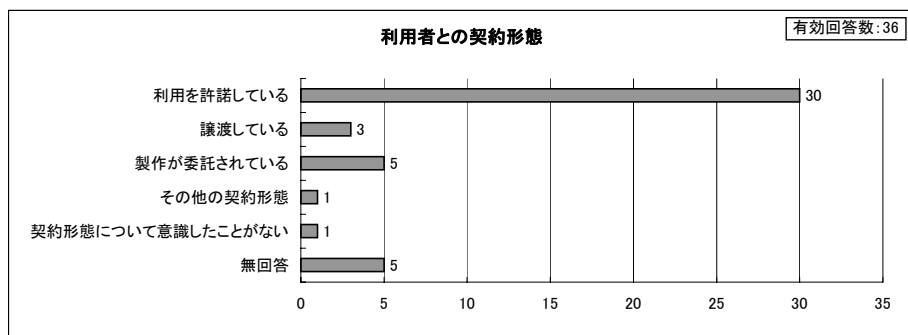
- ・フォント化するタイプフェイスが、筆文字・手書き等のオリジナルデザイン書体であるため。
- ・タイプフェイス創作時に、調査済みのため。

問43.2 調査していない理由 その他

- ・創作者として日頃より既存のタイプフェイス・フォントは認識・尊重し、それらで表現できないタイプフェイスを創作し、また、そのフォントの製作を行っているため、あえてフォント製作時に調査を行うわけではない。
- ・フォント制作時には、調査済みのため。

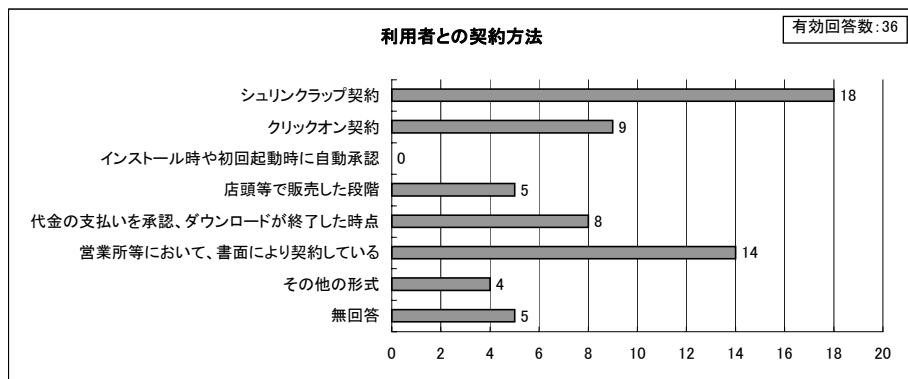
問44 利用者との契約は、フォントの利用許諾(ライセンス:フォントは製作者に帰属する)ですか。それとも譲渡(フォントは譲受人(利用者)に帰属する)ですか(複数選択可)。

	件数(件)	割合
1 利用を許諾している(フォントは許諾元(製作者)に帰属する)	30	83.3%
2 譲渡している(フォントは譲受人(利用者)に帰属する)	3	8.3%
3 製作が委託されている(フォントは委託元(利用者)に帰属する)	5	13.9%
4 その他の契約形態	1	2.8%
5 契約が利用許諾、譲渡、委託等のいずれにあたるかについて意識したことがない	1	2.8%
無回答	5	13.9%
合 計	36	



問45 利用者との契約方式は以下のうちいずれですか(複数選択可)。

	件数(件)	割合
1 シュリンクラップ契約(ケース等の封を解くことで契約が成立するとされる契約)	18	50.0%
2 クリックオン契約(インストール時や初回起動時に契約内容が表示され、「同意する」ボタン押下で契約が成立するとされる契約)	9	25.0%
3 インストール時や初回起動時にインターネット等による自動承認をすることで契約が成立したとしている	0	0.0%
4 店頭等で販売した段階で契約が成立したとしている	5	13.9%
5 インターネット等を通じ、代金の支払い情報を承認した後にダウンロードが終了した時点で契約が成立したとしている	8	22.2%
6 営業所等において、書面により契約している	14	38.9%
7 その他の形式	4	11.1%
無回答	5	13.9%
合 計	36	



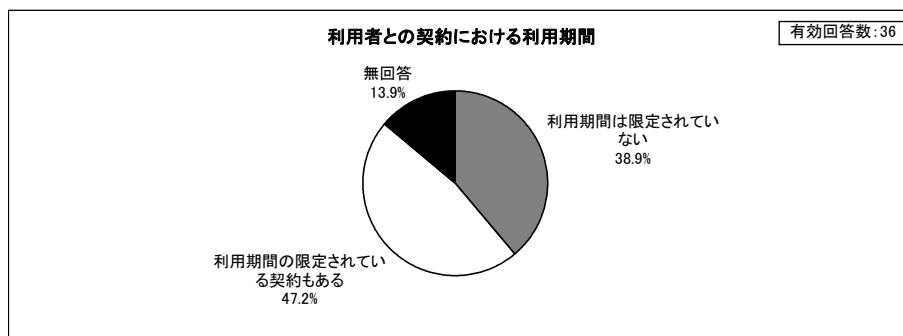
問45 その他具体的方式

- ・利用者との個別契約。
- ・購入の意思表示が示された場合(口頭・メール・書面による)に契約が成立したとする。
- ・利用者からアクセスキーを告知されることにより、フォントにかけているロックを解除する仕組みを取っている。

問46 利用者との契約に、利用期間を限定した契約はありますか。ある場合は全体の契約に占める割合をお答えください。

	件数(件)	割合
1 利用期間は限定されていない	14	38.9%
2 利用期間の限定されている契約もある	17	47.2%
無回答	5	13.9%
合 計	36	100.0%

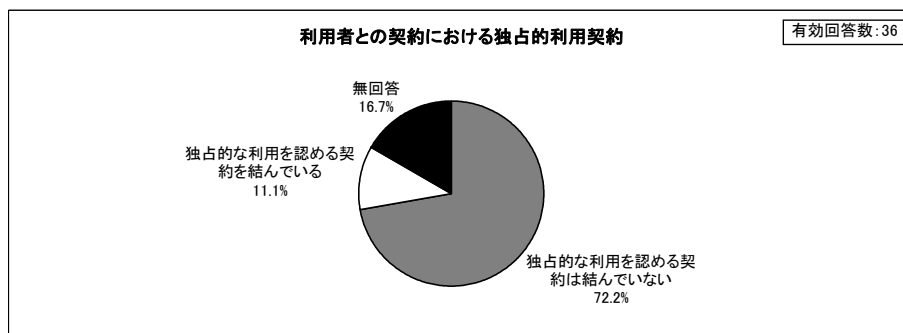
	平均(割)
2 利用期間の限定されている契約の割合の平均	3.1



問47 利用者に利用許諾をする契約に、独占的な利用を約束する契約をすることはありますか。ある場合は、その割合についてもお答えください。

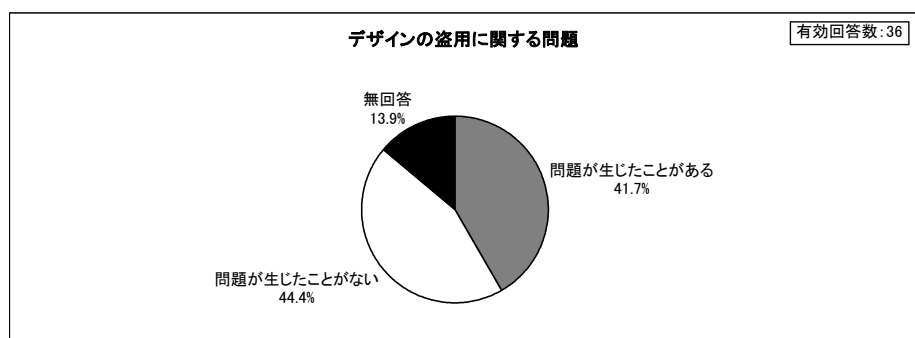
	件数(件)	割合
1 独占的な利用を認める契約は結んでいない	26	72.2%
2 独占的な利用を認める契約を結んでいる	4	11.1%
無回答	6	16.7%
合 計	36	100.0%

	平均(割)
2 独占的な利用を認める契約を結んでいる割合の平均	0.9



問48 フォントに関し、これまでに、以下に示すようなデザインの盗用に関する問題が生じたことがありますか（その形態につき複数選択可）。ある場合には、その件数（累積）も記入してください。

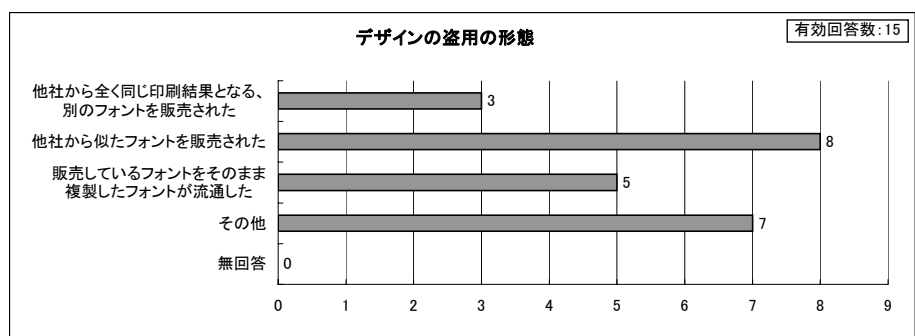
	件数(件)	割合
1 問題が生じたことがある	15	41.7%
2 問題が生じたことがない	16	44.4%
無回答	5	13.9%
合 計	36	



問題の形態（複数選択可）：

	件数(件)	割合
1 他社から全く同じ印刷結果となる、別のフォントを販売された	3	20.0%
2 他社から似たフォントを販売された	8	53.3%
3 販売しているフォントをそのまま複製したフォントが流通した	5	33.3%
4 その他	7	46.7%
無回答	0	0.0%
合 計	15	

	平均(件)
1 他社から全く同じ印刷結果となる、別のフォントを販売された件数の平均	1.5
2 他社から似たフォントを販売された件数の平均	1.2
3 販売しているフォントをそのまま複製したフォントが流通した件数の平均	1.7
4 その他件数の平均	1.0

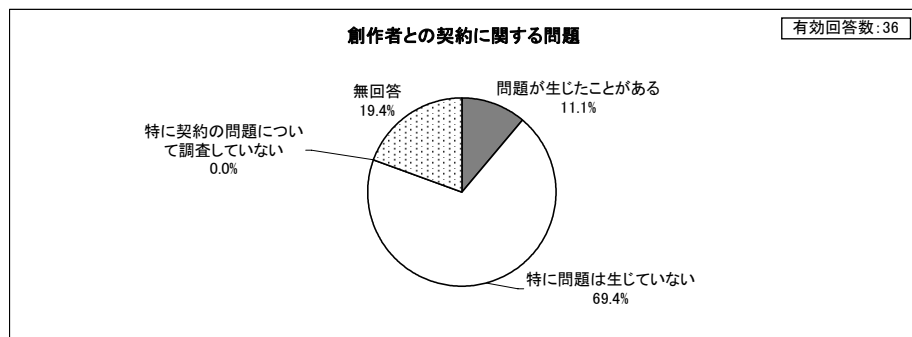


問48.1 問題の形態 その他具体的形態

- ・フォントの不正コピーの流通。
- ・フォントの不正コピー品のオークションへの出品。
- ・フォントの不正コピーを用いた文字のアウトライン・データの販売。
- ・（フォントを購入せず）他者が正規に使用したフォントから数文字をコピーして使用された。
- ・フォントから文字のアウトライン・データを取り出し、そのまま又は外字として改変したフォントを製品として販売された。
- ・過去に自社フォントにかけたコピープロテクトを解除するソフトウェアが販売され、そのソフトウェアを利用しコピープロテクトを解除したフォントが、現在も市場にて膨大な量で出回り使用されている。
- ・フォント名を変更して販売された。

問49 フォントに関し、これまでに、創作者（自社内の創作者は除く）との間で以下に示すような契約上の問題が生じたことがありますか（その形態につき複数選択可）。ある場合には、その件数（累積）も記入してください。

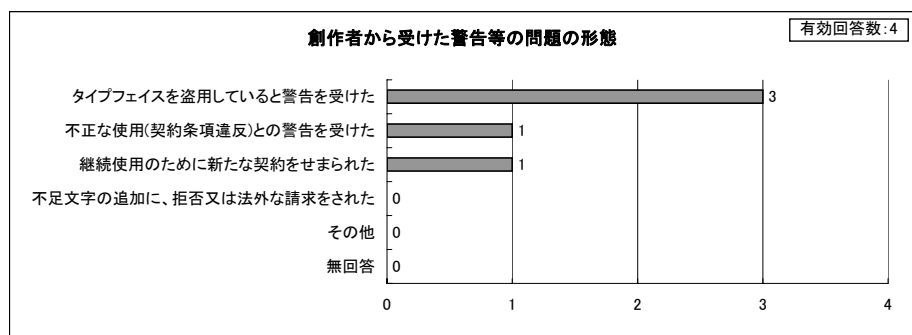
	件数(件)	割合
1 問題が生じたことがある	4	11.1%
2 特に問題は生じていない	25	69.4%
3 特に契約の問題について調査していない	0	0.0%
無回答	7	19.4%
合 計	36	



問題の形態（複数選択可）：

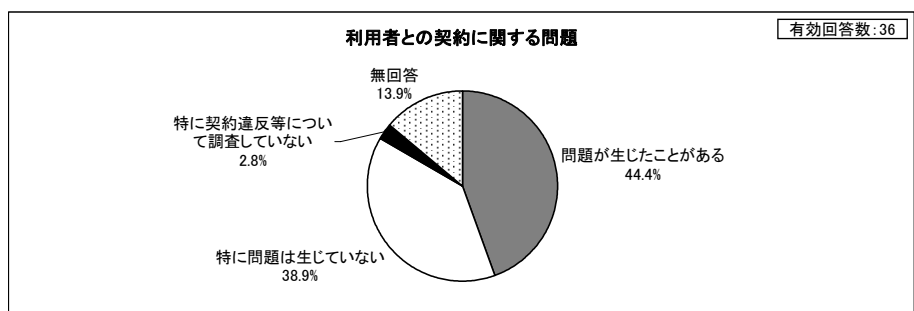
	件数(件)	割合
1 販売しているフォントが、タイプフェイスを盗用していると警告を受けた	3	75.0%
2 タイプフェイスの提供者から、不正な使用(契約条項違反)との警告を受けた	1	25.0%
3 契約したタイプフェイスの継続使用のために新たな契約をせまられた	1	25.0%
4 不足文字を追加するよう依頼したところ、拒否又は法外な請求をされた	0	0.0%
5 その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合 計	4	

	平均(件)
1 販売しているフォントが、タイプフェイスを盗用していると警告を受けた件数の平均	1
2 タイプフェイスの提供者から、不正な使用(契約条項違反)との警告を受けた件数の平均	-
3 契約したタイプフェイスの継続使用のために新たな契約をせまられた件数の平均	2
4 不足文字を追加するよう依頼したところ、拒否又は法外な請求をされた件数の平均	-
5 その他件数の平均	-



問50 フォントに関し、これまでに、利用者との間で以下に示すような契約における問題が生じたことがありますか(その形態につき複数選択可)。ある場合には、その件数(累積)も記入してください。

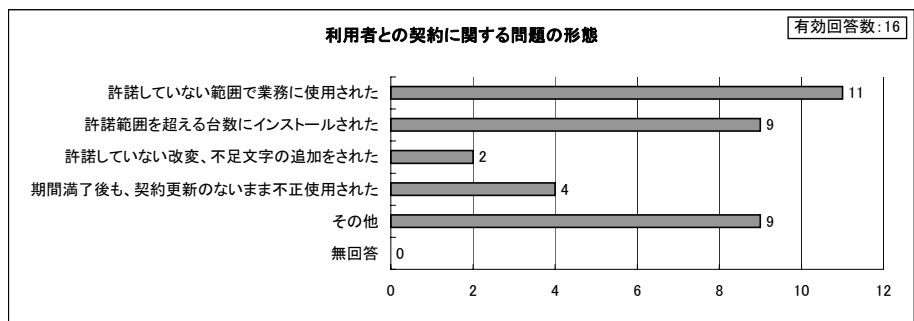
	件数(件)	割合
1 問題が生じたことがある	16	44.4%
2 特に問題は生じていない	14	38.9%
3 特に契約違反等について調査していない	1	2.8%
無回答	5	13.9%
合 計	36	



問題の形態(複数選択可):

	件数(件)	割合
1 販売したフォントを、許諾していない範囲で業務に使用された	11	68.8%
2 許諾範囲を超える台数にフォントをインストールされた	9	56.3%
3 許諾していない改変、不足文字の追加をされた	2	12.5%
4 期間契約したフォントの期間満了後も、契約更新のないまま不正使用された	4	25.0%
5 その他	9	56.3%
無回答	0	0.0%
合 計	16	

	平均(件)
1 販売したフォントを、許諾していない範囲で業務に使用された件数の平均	14.5
2 許諾範囲を超える台数にフォントをインストールされた件数の平均	3
3 許諾していない改変、不足文字の追加をされた件数の平均	2
4 期間契約したフォントの期間満了後も、契約更新のないまま不正使用された件数の平均	1
5 その他件数の平均	501.5

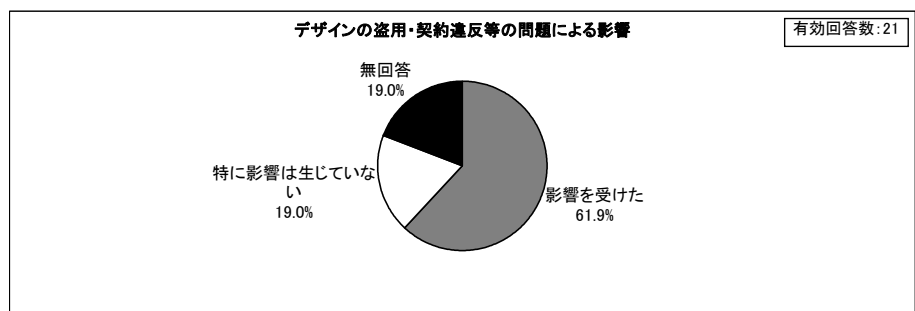


問50.1 問題の形態 その他具体的形態

- ・フォントを使用許諾範囲外に使用(商用使用・映像作品への使用)された。
- ・契約違反の疑いは生じたことがあるが、利用者の社内利用の場合には、厳密な調査は不可能であり、問題の実態が把握できない。
- ・フォントの海賊版の流通。
- ・フォントの不正コピー・不正インストールによる使用。
- ・フォントの不正コピーをインターネット・オークションで販売された。
- ・自社フォントを改変されたものを販売された。
- ・インストーラの制限を解除される、本来の対応OS・対応環境以外で使用される。

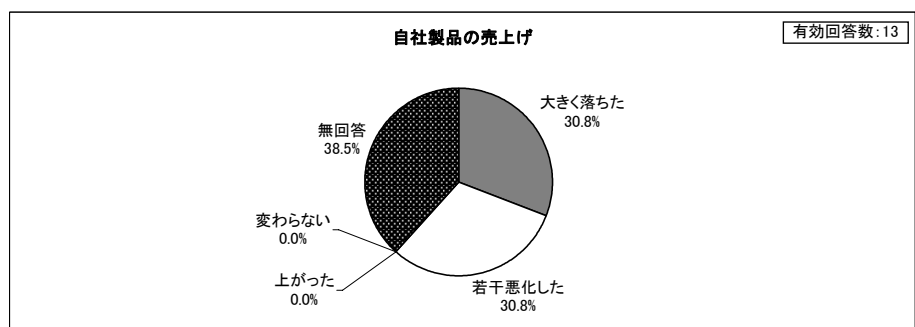
問51 デザインの盗用に関する問題及び契約違反等の問題によりどのような影響をどの程度受けましたか。
影響を受けた場合には、自社製品への売り上げ及び評判への影響についてもお答えください。

	件数(件)	割合
1 影響を受けた	13	61.9%
2 特に影響は生じていない	4	19.0%
無回答	4	19.0%
合 計	21	100.0%



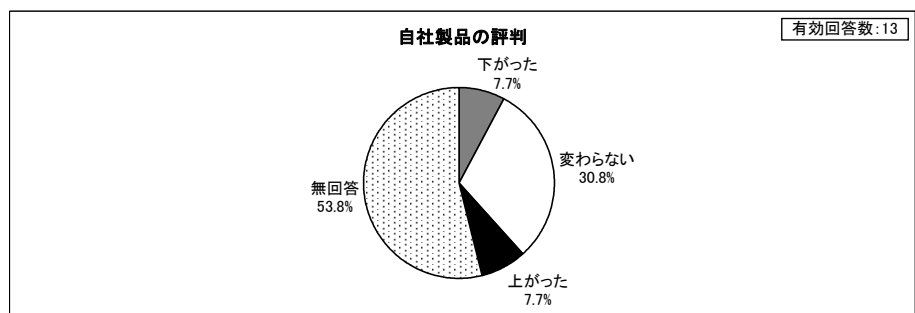
① 自社製品の売り上げ

	件数(件)	割合
1 大きく落ちた	4	30.8%
2 若干悪化した	4	30.8%
3 変わらない	0	0.0%
4 上がった	0	0.0%
無回答	5	38.5%
合 計	13	100.0%



② 自社製品の評判

	件数(件)	割合
1 下がった	1	7.7%
2 変わらない	4	30.8%
3 上がった	1	7.7%
無回答	7	53.8%
合 計	13	100.0%

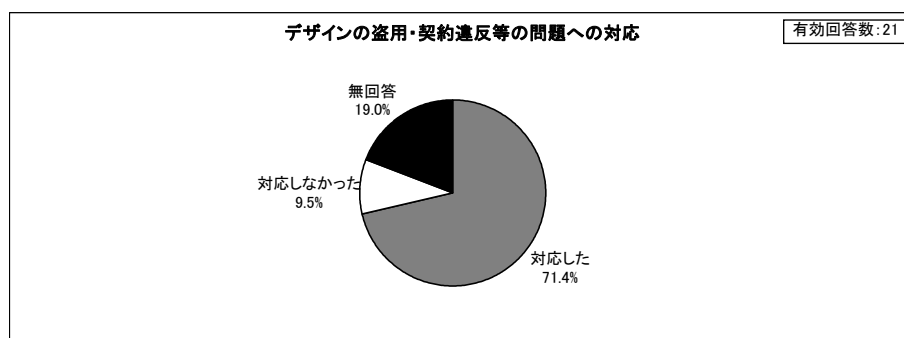


③ その他の影響

- ・フォントの不正コピーの実態は把握できないが、売上機会は明らかに減少している。
- ・不明。

問52 デザインの盗用に関する問題及び契約違反等の問題に対して、どのように対応しましたか。対応した場合には、その態様についてもお答えください(複数選択可)。

	件数(件)	割合
1 対応した	15	71.4%
2 対応しなかった	2	9.5%
無回答	4	19.0%
合 計	21	

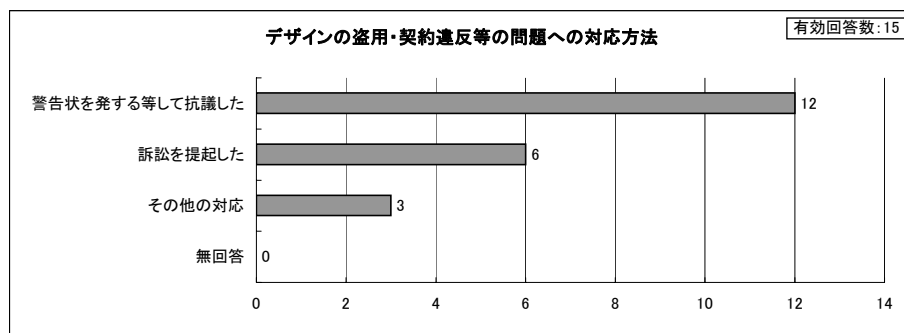


問52.2 対応しなかった 理由

- ・問題の件数があまりにも多く、費用・時間の面で対応できなかったため。
- ・過去の裁判例により、裁判しても勝てないと判断したため。

対応の態様(複数選択可):

	件数(件)	割合
1 警告状を発する等して抗議した	12	80.0%
2 訴訟を提起した	6	40.0%
3 その他の対応	3	20.0%
無回答	0	0.0%
合 計	15	

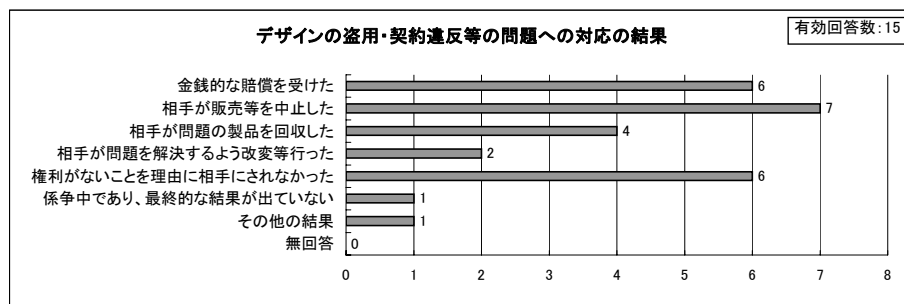


問52.1 対応の態様 その他

- ・先方に連絡して交渉した。
- ・業界団体などを通じ、適正使用に関する啓発活動を行った。
- ・インターネットオークションの主催者に対し、不正品の削除依頼を行った。

問53 問52で「1. 対応した」を選択した方に伺います。デザインの盗用に関する問題及び契約違反等の問題への交渉の結果はどうなりましたか(複数選択可)。

	件数(件)	割合
1 金銭的な賠償を受けた	6	40.0%
2 相手が販売等を中止した	7	46.7%
3 相手が問題の製品を回収した	4	26.7%
4 相手が問題を解決するよう改変等行った	2	13.3%
5 権利がないことを理由に相手にされなかった	6	40.0%
6 現在も係争中であり、最終的な結果が出ていない	1	6.7%
7 その他の結果	1	6.7%
無回答	0	0.0%
合 計	15	



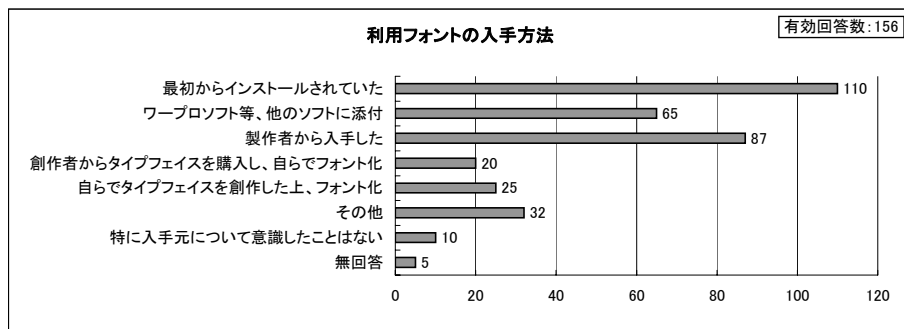
問53 その他

・オークションから該当品が一部削除された。

(3)利用者

問54 利用するフォントは会社としてどのように入手したものですか(複数選択可)。

	件数(件)	割合
1 使用しているコンピュータ等に最初からインストールされていた	110	70.5%
2 ワープロソフト等、他のソフトについていた	65	41.7%
3 製作者から用いる製品のイメージにあわせて入手した(製作委託を含む)	87	55.8%
4 創作者からタイプフェイスを購入し、自らでフォント化した	20	12.8%
5 自らでタイプフェイスを創作した上、フォント化した	25	16.0%
6 その他	32	20.5%
7 特に入手元について意識したことはない	10	6.4%
無回答	5	3.2%
合 計	156	

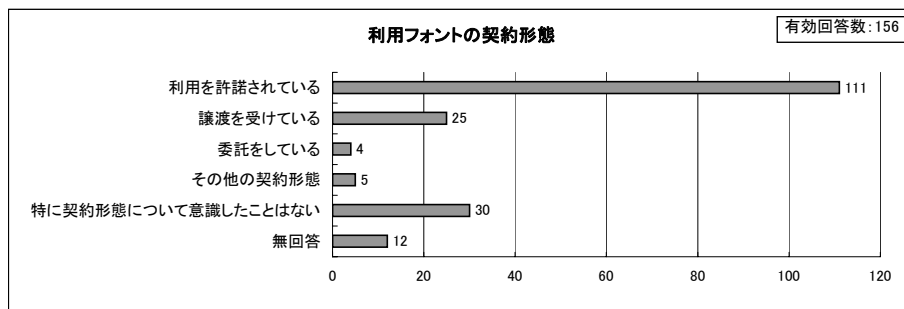


問54 その他

・創作者又は製作者から、購入又はライセンスを受けた。

問55 製作者との契約は、フォントの利用許諾(ライセンス:フォントは許諾元(製作者)に帰属する)ですか。それとも譲渡(フォントは譲受人(利用者)に帰属する)ですか(複数選択可)。

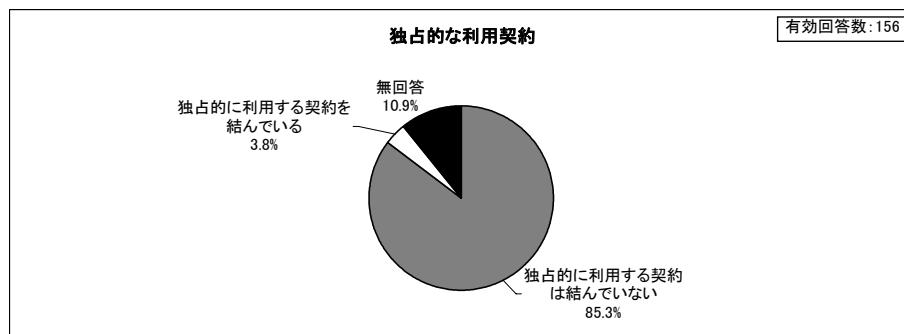
	件数(件)	割合
1 利用を許諾されている(フォントは許諾元(製作者)に帰属する)	111	71.2%
2 譲渡を受けている(フォントは譲受人(利用者)に帰属する)	25	16.0%
3 委託をしている(フォントは委託元(利用者)に帰属する)	4	2.6%
4 その他の契約形態	5	3.2%
5 特に契約形態について意識したことはない	30	19.2%
無回答	12	7.7%
合 計	156	



問56 製作者から利用許諾を受ける契約に、独占的な利用の約束された契約はありますか。ある場合は、その割合についてもお答えください。

	件数(件)	割合
1 独占的に利用する契約は結んでいない	133	85.3%
2 独占的に利用する契約を結んでいる	6	3.8%
無回答	17	10.9%
合 計	156	100.0%

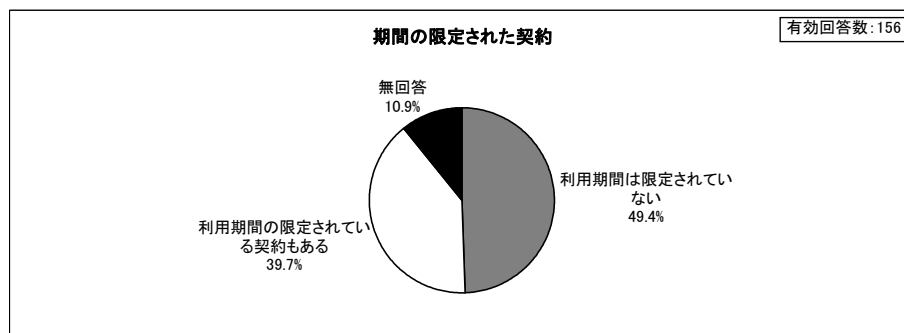
	平均(割)
2 独占的に利用する契約を結んでいる割合の平均	4.9



問57 製作者と結ぶフォントに関する契約に、利用期間を限定した契約はありますか。ある場合は全体の契約に占める割合をお答えください。

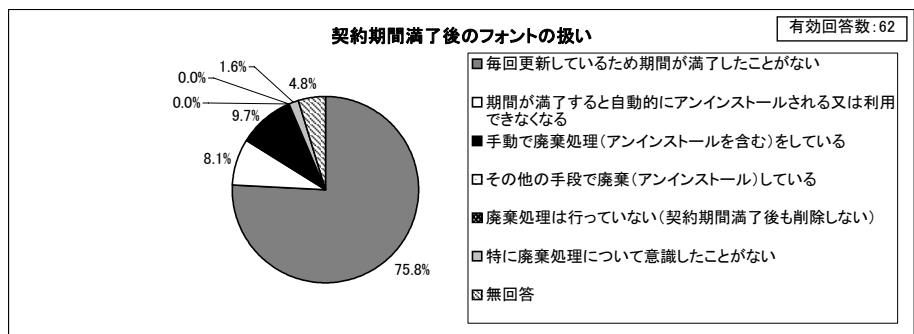
	件数(件)	割合
1 利用期間は限定されていない	77	49.4%
2 利用期間の限定されている契約もある	62	39.7%
無回答	17	10.9%
合 計	156	100.0%

	平均(割)
2 利用期間の限定されている契約もある割合の平均	5.3



問58 問57. で「2. 利用期間の限定されている契約もある」を選んだ方に伺います。契約期間の満了したフォントについて、廃棄処理等(デジタルフォントであれば、アンインストール)は行っていますか。

	件数(件)	割合
1 毎回更新しているため期間が満了したことがない	47	75.8%
2 期間が満了すると自動的にアンインストールされる又は利用できなくなる	5	8.1%
3 手動で廃棄処理(アンインストールを含む)をしている	6	9.7%
4 その他の手段で廃棄(アンインストール)している	0	0.0%
5 廃棄処理は行っていない(契約期間満了後も削除しない)	0	0.0%
6 特に廃棄処理について意識したことがない	1	1.6%
無回答	3	4.8%
合 計	62	100.0%

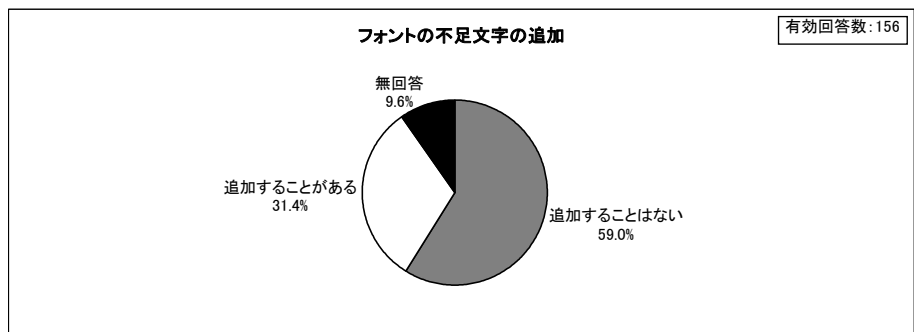


問59 入手したフォントの利用を開始してから利用しなくなるまでの期間について、最短のもの、一般的なもの及び最長のものについて、その平均期間を記入してください。

	平均(年)
最短の期間の平均	1.7
一般的な期間の平均	5.4
最長の期間の平均	8.6

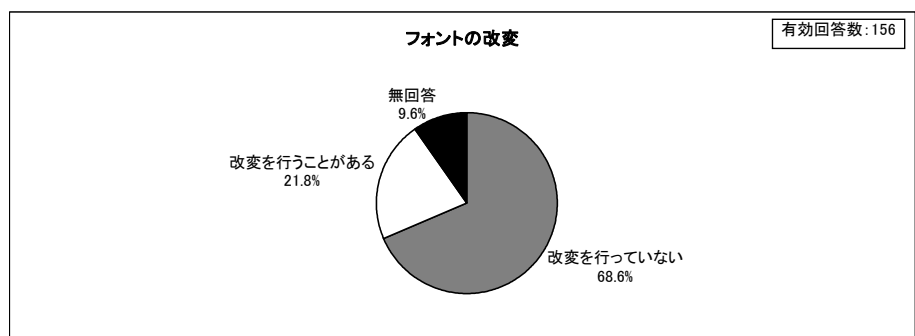
問60 フォントに不足した文字を追加することがありますか。

	件数(件)	割合
1 追加することはない	92	59.0%
2 追加することがある	49	31.4%
無回答	15	9.6%
合 計	156	100.0%



問61 入手したフォントについて、改変を行うことがありますか。ある場合は何故改変するか、その理由についても具体的に記入してください。

	件数(件)	割合
1 改変を行っていない	107	68.6%
2 改変を行うことがある	34	21.8%
無回答	15	9.6%
合 計	156	100.0%



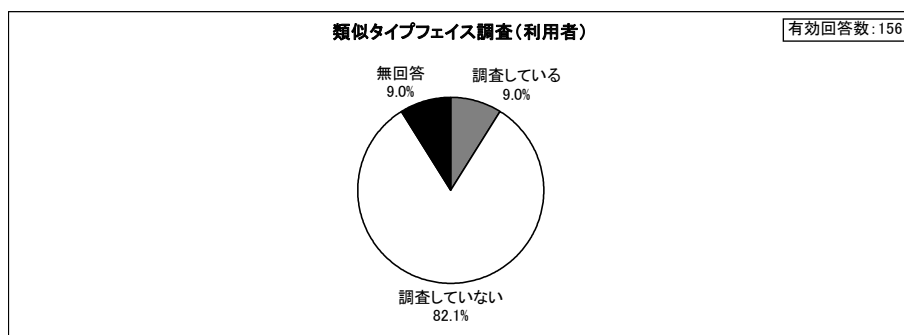
問61 改変する理由

- ・自社の製品仕様に適合しない場合、契約内容に従って改変する。
- ・ロゴの制作に使用するため。
- ・不足文字(外字)作成のため(人名・地名に要するため)。
- ・デザイン上の都合のため。
- ・より使いやすい(見やすい)フォントにするため。

問62 フォントの利用にあたり、利用するフォントについて他社のタイプフェイス又はフォントで似ているものがないか等の調査を事前に行いますか。

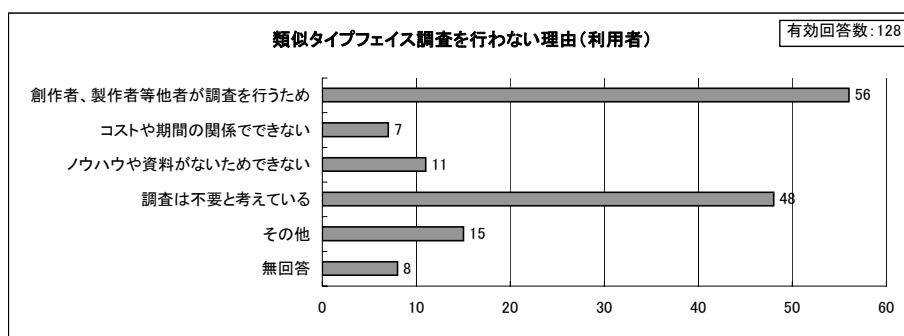
	件数(件)	割合
1 調査している	14	9.0%
2 調査していない	128	82.1%
無回答	14	9.0%
合 計	156	100.0%

	平均
1 調査している期間の平均	5.9(月)
1 調査している費用の平均	1,250(円)



調査していない理由(複数選択可):

	件数(件)	割合
1 創作者、製作者等他者が調査を行うため	56	43.8%
2 調査したいがコストや期間の関係でできない	7	5.5%
3 調査したいがノウハウや資料がないためできない	11	8.6%
4 調査は不要と考えている	48	37.5%
5 その他	15	11.7%
無回答	8	6.3%
合 計	128	



問62.2 調査していない ④調査不要 理由

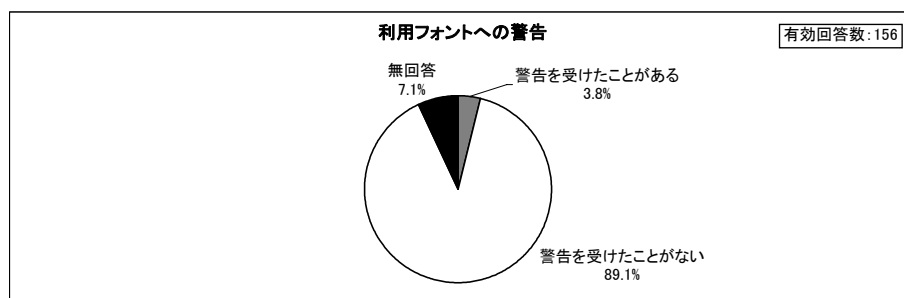
- ・創作者又は製作者から購入した又はライセンスを受けたフォント、又は、機器等にプレインストールされているフォントであるため。
- ・フリー・フォントを使用しているため。
- ・顧客から使用するフォントを指定されるため。
- ・基本的には利用者は何らかの契約に基づき入手しているので、契約を遵守していれば製作者との間で問題は生じないと考える。
- ・業界での利用実績が多いため、特に調査は不要と考えている。

問62.2 調査していない その他

- ・創作者にて調査済みであると考えているため。
- ・印刷物の使用目的によっては、代理店を通じて調査依頼を行う。
- ・機器等にプレインストールされていたフォントであるため。
- ・書体見本帳で比較検討はしている。
- ・日々フォントに接しているため、既存のフォントを把握しているため。

問63 利用しているフォントに関し、創作者又は製作者から以下に示すような警告等を受けたことがありますか(その形態につき複数選択可)。ある場合には、その件数(累積)も記入してください。

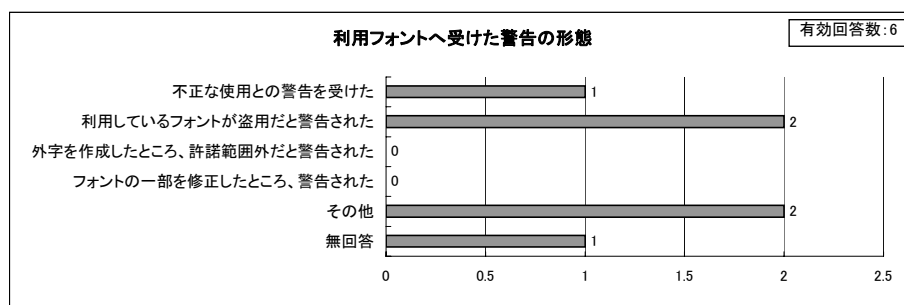
	件数(件)	割合
1 警告を受けたことがある	6	3.8%
2 警告を受けたことがない	139	89.1%
無回答	11	7.1%
合 計	156	



警告の形態(複数選択可):

	件数(件)	割合
1 フォントの提供者から、不正な使用(契約条項違反)との警告を受けた	1	16.7%
2 利用しているフォントが盗用だと警告された	2	33.3%
3 必要に応じて外字を作成したところ、許諾範囲外だと警告された	0	0.0%
4 フォントの一部を修正したところ、警告された	0	0.0%
5 その他	2	33.3%
無回答	1	16.7%
合 計	6	

	平均(件)
1 フォントの提供者から、不正な使用(契約条項違反)との警告を受けた件数の平均	1
2 利用しているフォントが盗用だと警告された件数の平均	1
3 必要に応じて外字を作成したところ、許諾範囲外だと警告された件数の平均	-
4 フォントの一部を修正したところ、警告された件数の平均	-
5 その他件数の平均	1

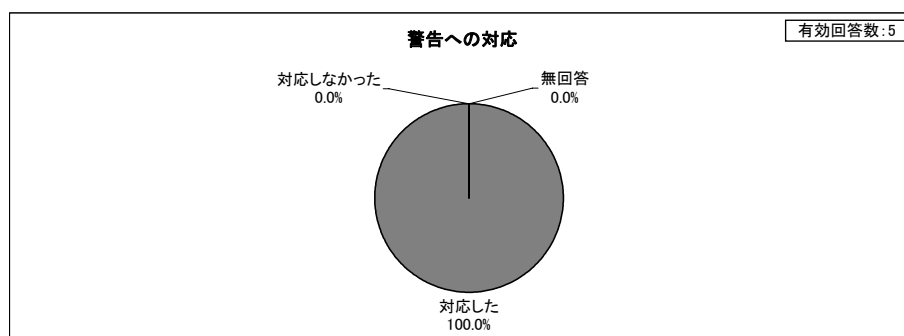


問63.1警告の形態 その他具体的

・商品(Tシャツ)に文字として使用したところ、事前に申し入れて欲しかったとの電話連絡を受けた。

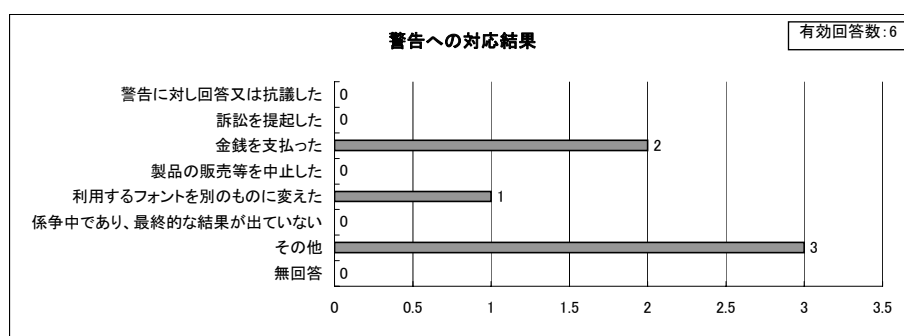
問64 問63で「1. 警告を受けたことがある」を選択した方にお伺いします。警告等に対して、どのように対応しましたか(その形態につき複数選択可)。

	件数(件)	割合
1 対応した	6	100.0%
2 対応しなかった	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合 計	6	



対応の形態(複数選択可):

	件数(件)	割合
1 警告に対し回答又は抗議した	0	0.0%
2 訴訟を提起した	0	0.0%
3 金銭を支払った	2	33.3%
4 製品の販売等を中止した	0	0.0%
5 利用するフォントを別のものに変えた	1	16.7%
6 現在も係争中であり、最終的な結果が出ていない	0	0.0%
7 その他	3	50.0%
無回答	0	0.0%
合 計	6	

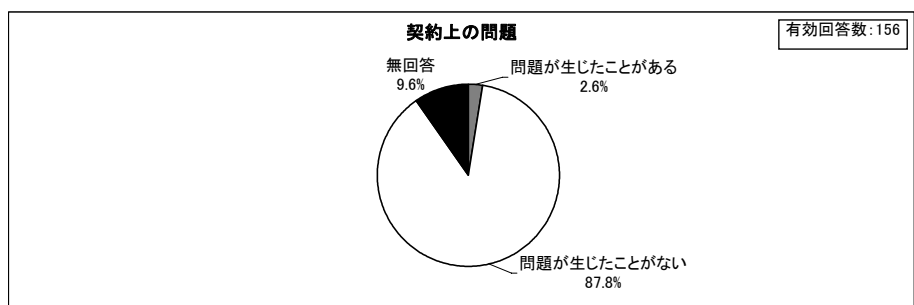


問64.1対応の形態 その他

・製作者と改めて契約を締結した。

問65 タイプフォントの契約に関し、以下に示すような問題が生じたことがありますか（その形態につき複数選択可）。ある場合には、その件数（累積）も記入してください。

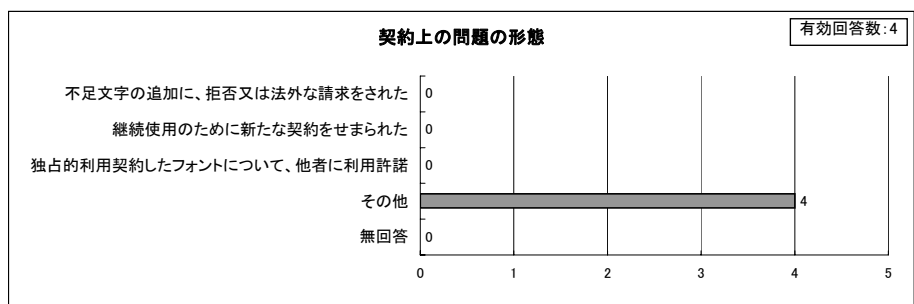
	件数(件)	割合
1 問題が生じたことがある	4	2.6%
2 問題が生じたことがない	137	87.8%
無回答	15	9.6%
合 計	156	100.0%



問題の形態（複数選択可）：

	件数(件)	割合
1 不足文字を追加するよう依頼したところ、拒否又は法外な請求をされた	0	0.0%
2 購入したフォントの継続使用のために新たな契約をせまられた（契約時に使用できる期間について定め設けられている契約を除く）	0	0.0%
3 独占的に利用する契約をしたフォントについて、許諾元が他者に利用許諾を与えた	0	0.0%
4 その他	4	100.0%
無回答	0	0.0%
合 計	4	

	平均(件)
1 不足文字を追加するよう依頼したところ、拒否又は法外な請求をされた件数の平均	-
2 購入したフォントの継続使用のために新たな契約をせまられた（契約時に使用できる期間について定め設けられている契約を除く）件数の平均	-
3 独占的に利用する契約をしたフォントについて、許諾元が他者に利用許諾を与えた件数の平均	-
4 その他件数の平均	1



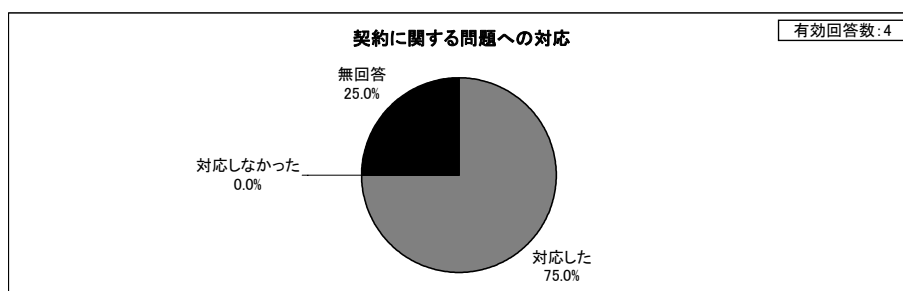
問65.1 問題の形態 その他具体的

・OSやフォント・ソフトウェアのアップデート等のために旧仕様のフォントが使用できなくなった場合、利用者は本来自分が必要としないフォントのアップデート料金等を製作者に支払わなければフォントの使用ができなくなることに、不満を感じる。

・各製作者により、フォントの使用許諾範囲がバラバラであるため、許諾内容を把握することが困難である。

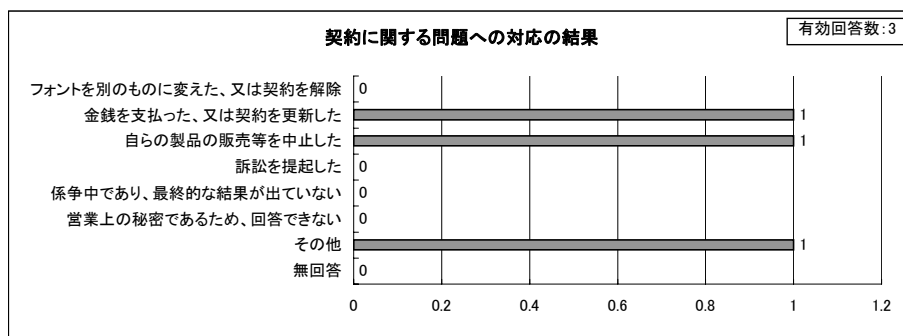
問66 問65で「1. 問題が生じたことがある」を選択された方にお伺いします。契約に関する問題に、どのように対応しましたか(その形態につき複数選択可)。

	件数(件)	割合
1 対応した	3	75.0%
2 対応しなかった	0	0.0%
無回答	1	25.0%
合 計	4	



対応の形態(複数選択可):

	件数(件)	割合
1 利用するフォントを別のものに変えた、又は契約を解除した	0	0.0%
2 金銭を支払った、又は契約を更新した	1	33.3%
3 自らの製品の販売等を中止した	1	33.3%
4 訴訟を提起した	0	0.0%
5 現在も係争中であり、最終的な結果が出ていない	0	0.0%
6 契約、和解又は営業上の秘密であるため、回答できない	0	0.0%
7 その他	1	33.3%
無回答	0	0.0%
合 計	3	



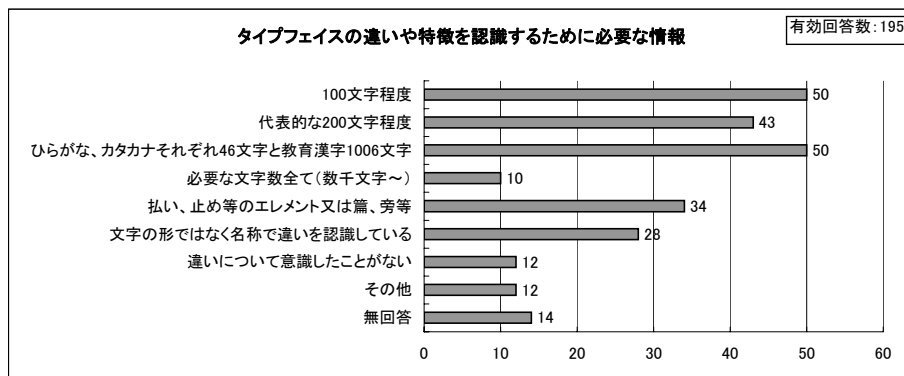
問66.1対応の形態 その他

・製作者とのフォント使用許諾は、製作者側の一方的都合で記されており、個別交渉の余地はなく、同意しなければインストールできないので、不満でも同意せざるを得ない。

3. タイプフェイス、フォントに関する意識調査

問67 タイプフェイスやフォント同士の違いや特徴を認識するためには、最低限どのくらいの文字数又は情報が必要と考えますか。以下の選択肢から選んでください(複数選択可)。

	件数(件)	割合
1 100文字程度(書体見本の例文の文字数程度)	50	25.6%
2 代表的な200文字程度(幾つかのタイプフェイスデザインコンテストにおける応募要件)	43	22.1%
3 ひらがな、カタカナそれぞれ46文字と教育漢字1006文字(日本タイポグラフィ協会による和文タイプフェイスの最小文字数)	50	25.6%
4 必要な文字数全て(数千文字～)	10	5.1%
5 文字数ではなく、必要な要素(払い、止め等のエレメント又は篇、旁等)があればよい	34	17.4%
6 文字の形ではなく名称で違いを認識している	28	14.4%
7 違いについて意識したことがない	12	6.2%
8 その他	12	6.2%
無回答	14	7.2%
合 計	195	

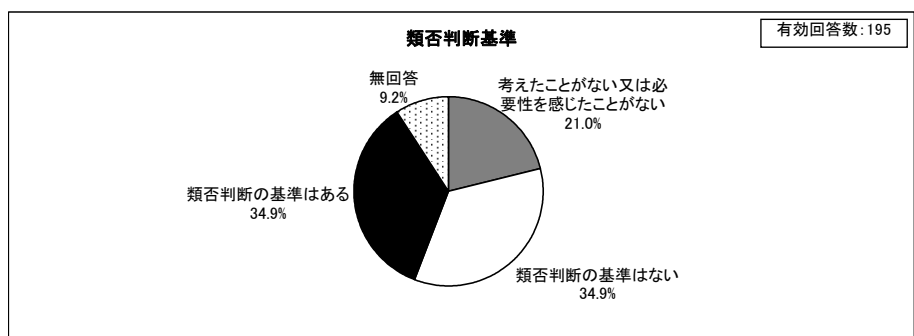


問67 その他

- ・300文字は必要。
- ・漢字では、デザイナーの個性が出ると思われる構成要素を持つ300字程度が必要。
- ・1500文字程度必要。
- ・約物と組版(欧文文字・数字)があれば判断できる。
- ・1書体につき、縦組・横組(3～4行で、大きさ8pt・10pt・12pt・16pt・20pt等の5種類程(欧文文字入り))のサンプルが必要。
- ・③+欧文文字・数字・約物。
- ・和文の場合は全平仮名・漢字100文字程度、欧文文字の場合は全文字。

問68 あなた(又はあなたの会社)はタイプフェイスの似ている、似ていないという点の判断(類否判断)の基準をお持ちですか。

	件数(件)	割合
1 考えたことがない又は必要性を感じたことがない	41	21.0%
2 類否判断の基準はない	68	34.9%
3 類否判断の基準はある	68	34.9%
無回答	18	9.2%
合 計	195	100.0%

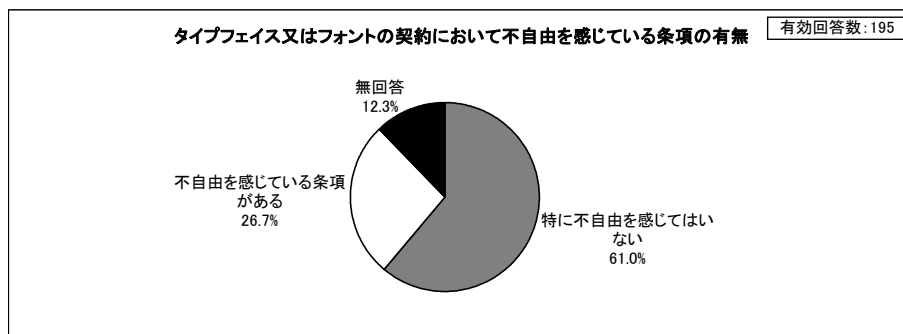


問68 類否判断基準

- ・払い・止め等のエレメント。
- ・エレメントを中心に全体の印象も考慮する(主観的判断だが)。
- ・エレメント(特にひらがな、カタカナ) ・ウエイト ・縦横線の太さ比。
- ・全体のイメージと骨格。
- ・仮想ボディとフェイスのバランス。
- ・過去から現在にいたる書体見本帳を参考に判断する。(字形を含むすべての要素について比較検討している。)
- ・直感的に分かる部分を重視、デザイナーとしての自分の目。
- ・目視で判断(ランダムに数文字を選び比較する)。
- ・書体により異なるため、一概に記述しにくい。
- ・創作上の発想(コンセプト)、字体の構造、払い、止め(エレメント)、感性、美的センス。
- ・とにかく同じ文字の異書体を見比べる。
- ・同じ文章で比較(文字組み)し、印象及び雰囲気・細部と各エレメントの比較。
- ・ある別の書体に類似していたとしても独自のコンセプトを持っているタイプフェイスは問題視しないが、いかにも特定の書体(デジタル・データ)を利用して改変しただけと分かるタイプフェイスは問題視する。
- ・一つの書体で細・中・太の同一傾向のデザイン又はファミリー的なタイプフェイスを作っているか等。
- ・骨格・重心などが類似しているか。
- ・スタイル(イメージ)・ウエイト(太さ)・ストローク(線質)・エレメント(点、払い等の要素)。
- ・文字の太さ・払い・止め・旁・プロポーショナル等の造型的要素全て。
- ・書体名。
- ・字素(エレメント)、線率(ファミリー)、使用目的(本文用・見出し用・企業専用)、組み印象。
- ・出力されたタイプフェイスが完全に一致、または、ほとんど重なるか否か。ただし、白抜き、影付け、平体・斜体・長体等を元に戻すと重なるもの、ウエイト変更等のようなタイプフェイスのデザインではなく、デジタル・データの事後処理により製作されたと思われるものは類似とは別の観点で判断する。
- ・エレメントの形状・点画の形状(骨格)・文字の懐の大きさ ・全体の印象により類似性を見ているが、どこまで似ていれば類似とするかの明確な基準はない。

問69 タイプフェイス又はフォントの契約に関し、契約内容に不自由を感じていること等がありますか。

	件数(件)	割合
1 特に不自由を感じてはいない	119	61.0%
2 不自由を感じている条項がある	52	26.7%
無回答	24	12.3%
合 計	195	100.0%

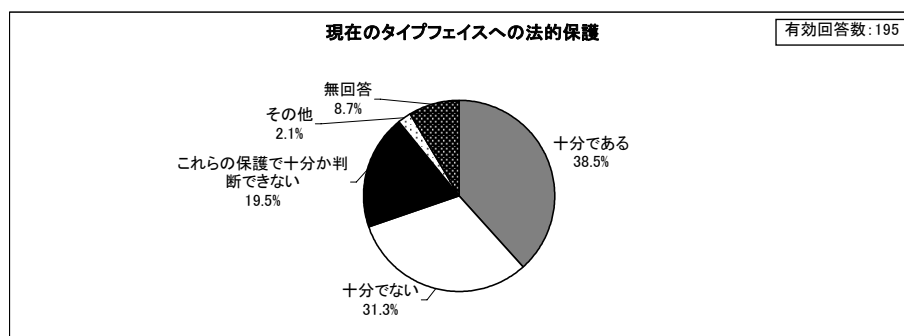


問69 不自由を感じている条項

- ・ライセンス契約によるフォントのインストール時の処理手続きが煩雑であること。
- ・コンピュータ又はプリンター入替時に各機種につきフォント・ライセンス契約を更新する必要があるが生じ不自由である上、更新手続きも使用しているフォントに係る各フォントベンダー毎に行う必要があるのもで一元管理しづらいこと。
- ・フォントの使用に係る費用が高いこと。
- ・フォントの使用許諾範囲を確認しづらい上、許諾範囲の記載も不明確であること。
- ・フォントベンダー毎にフォントの使用許諾範囲がバラバラであるため、各フォント毎の許諾範囲を確認する必要があり煩雑である。
- ・フォントベンダー側で使用許諾条件の統一基準のようなものを取りまとめるか、契約内容に使用する語句を統一して欲しい。
- ・フリー・フォントの使用可能範囲が明確に分からないこと。
- ・コンピュータ・プリンター・複写機等、各々にフォントのライセンス契約が必要なこと。
- ・フォントのバージョンアップ料金が高いこと。
- ・フォントにインストール可能回数の制限がかけられており、そのフォントをインストールしたコンピュータを初期化した際に同じコンピュータであると認識されず、再インストールできないことがあった。
- ・コンピュータ・OS・ソフトウェアのモデルチェンジやバージョンアップのため、旧仕様のフォントがインストールできない場合があるため、フォント・ライセンス契約を新たに締結する必要があり、非常に不満である。
- ・タイプフェイスやフォントに「明確な権利」がないこと(プログラム著作権や現行法で守ることができる範囲を除く)を理由に、利用用途における許諾内容の理解・合意に至るまで、契約時の説明・協議に時間がかかること。
- ・タイプフェイス・フォントに係る権利の法的根拠・保護内容が明示できないこと。
- ・タイプフェイスやフォントに知的財産権があるという前提で使用許諾契約書を作成しているが、どの法律により知的財産権があるのかと聞かれると返答に困ること。

問70 タイプフェイスに対し、現行の法律の規定では保護を明文化しているものはないものの、裁判例等から、保護は可能とされています。あなたは、これらの保護がタイプフェイスに対する法的保護として十分だと思いますか。十分だと考えている場合もそうでない場合も、その理由を選んでください(理由につき複数選択可)。

	件数(件)	割合
1 十分である	75	38.5%
2 十分でない	61	31.3%
3 これらの保護で十分か判断できない	38	19.5%
4 その他	4	2.1%
無回答	17	8.7%
合 計	195	100.0%

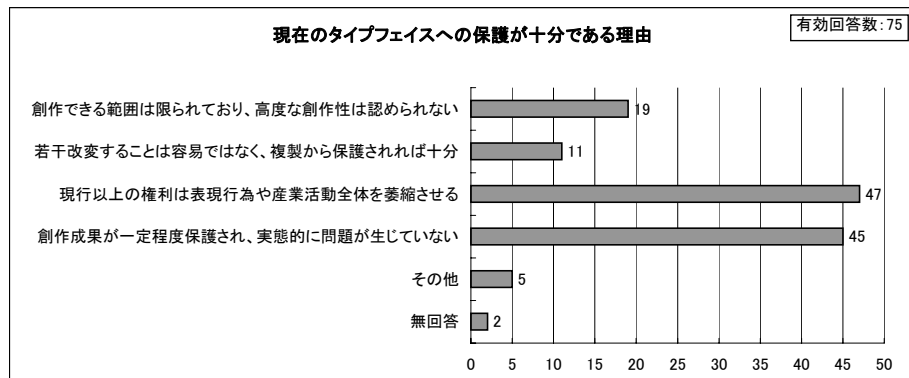


問70 その他

・法律で規制しても侵害する人はいるため、フォントベンダーが、ユーザーに提供するフォント・プログラムやメディアのセキュリティを上げるべき。

1. 十分である理由(複数選択可):

	件数(件)	割合
1 実用性のあるタイプフェイスについては創作できる範囲は限られており、高度な創作性は認められないため	19	14.7%
2 タイプフェイスを若干改変することは容易ではなく、複製から保護されれば十分であるため	11	8.5%
3 文字は言語の著作物や工業製品等の素材となるものであり、文字の形状であるタイプフェイスに現行制度以上の権利が認められた場合、文字を使うたびに権利を侵害していないか調査する必要がある、表現行為や産業活動全体を萎縮させる恐れがあるため	47	36.4%
4 タイプフェイスやタイプフォントは上述の法律や契約で創作成果が一定程度保護されており、実態的に問題が生じていないため	45	34.9%
5 その他	5	3.9%
無回答	2	1.6%
合 計	129	

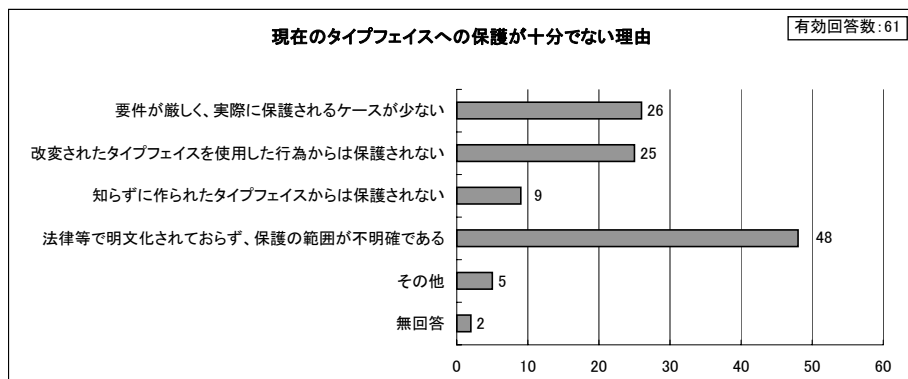


問70.1 十分である理由 その他

- ・法的保護を明文化するという問題よりも、判断する裁判官の見識・センスが問題ではないか。
- ・数多くのタイプフェイスやフォントが創作されるものの、使用されていないものも多い現状を考慮すると、権利の主張だけが可能となっても更なるフォント開発の妨げになる場合が生じる可能性もある。
- ・ある基準に基づきタイプフェイスに保護を与えることで、創作者の観点からは、創作行為そのものの萎縮が懸念される。また、利用者に一定の行為を規制することによって、逆に、創作者や製作者側に、既存のタイプフェイスとの権利関係の調整や侵害問題が生じた際の利用者への補償等の必要性が生じ、創作活動に支障を来す要素となることが懸念される。
- ・保護は十分ではあるが、その保護範囲が不明確であるという問題はあある。

2. 十分でない理由(複数選択可):

	件数(件)	割合
1 保護が認められるための要件が厳しく、実際に保護されるケースが少ないため、侵害等の問題が生じたときに十分な保護を受けることができない	26	22.6%
2 同一のタイプフェイスを使用した行為からは保護されるが、若干改変されたタイプフェイスを使用した行為からは保護されないため、問題が生じている	25	21.7%
3 同一のタイプフェイスであっても、知らずに作られたタイプフェイスからは保護されないため、問題が生じている	9	7.8%
4 法律等で明文化されておらず、保護の範囲が不明確であるため	48	41.7%
5 その他	5	4.3%
無回答	2	1.7%
合 計	115	

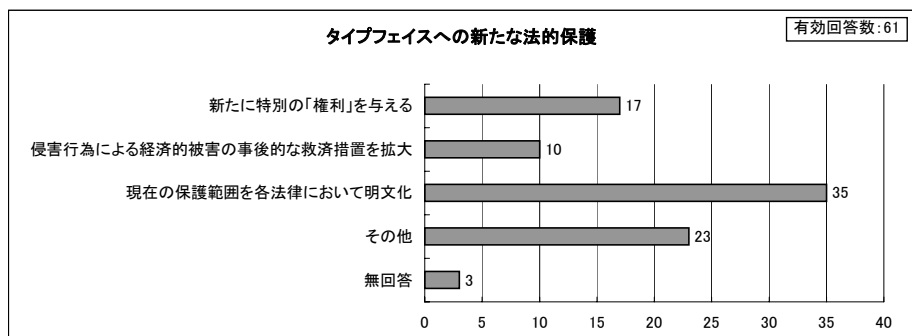


問70.2 十分でない理由 その他

- ・判例における保護の判断基準が、独創性・美的特性という不明確な定義であるため。
- ・自由に利用できる範囲が不明確で、安心して利用できないため。
- ・創作にかなりの労力を費やしていると聞いているから(その一方で、文字に強い権利が与えられても困るが)。

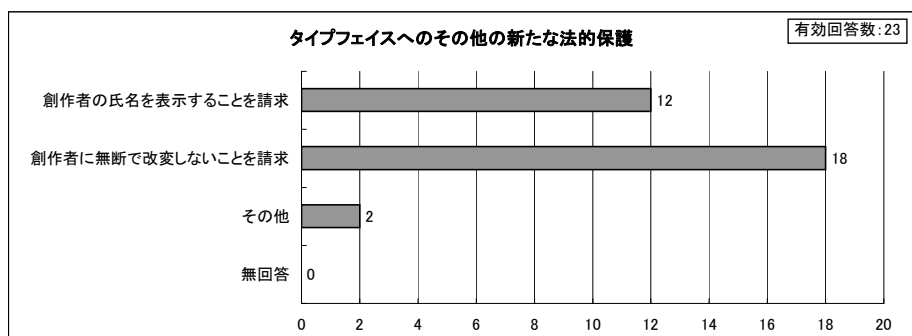
問71 問70で「2. 十分でない」を選択した方に伺います。タイプフェイスに新たな法的保護を与える場合、どのような保護を実現することが望ましいとお考えですか。

	件数(件)	割合
1 新たに特別の「権利」を与える	17	19.3%
2 特別の「権利」は与えないが、侵害行為により利益を害された者の経済的被害の事後的な救済措置を拡大する(保護要件を緩和する、類似するものも侵害とする等)	10	11.4%
3 現在の保護範囲を各法律において明文化する	35	39.8%
4 その他(1～3と重複可、複数選択可)	23	26.1%
無回答	3	3.4%
合 計	88	100.0%



4. その他(1～3と重複可、複数選択可)詳細

	件数(件)	割合
1 タイプフェイスを利用するフォント等に、当該タイプフェイスの創作者の氏名を表示することを請求できることとする	12	52.2%
2 タイプフェイスを創作者に無断で改変しないことを請求できることとする	18	78.3%
3 その他	2	8.7%
無回答	0	0.0%
合 計	23	



問71.4 その他 その他

- ・文字と書体の区別を明確に定義して、著作権法で保護されることを望む。
- ・利用者の立場にも配慮した保護を望む。

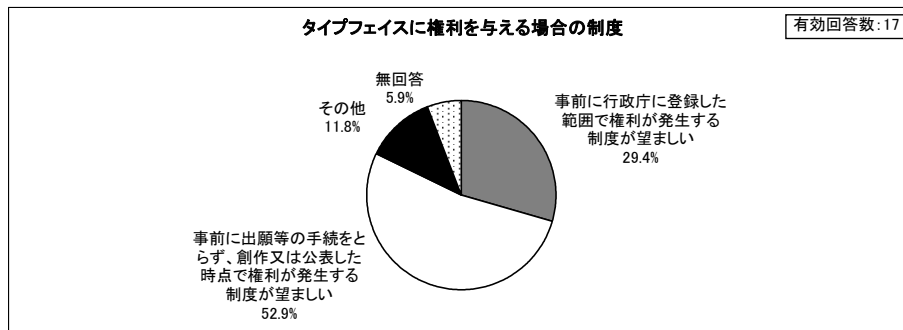
問72 問71で「1. 新たに特別の「権利」を与える」を選択した方に伺います。タイプフェイスの保護について、事後的な救済措置では不十分で、「権利」が必要である理由は何ですか。

理由

- ・適用される法律が事例によって色々では、特に利用者には理解され難く、不正に利用される事例が続出しかねない。
- ・長い年月と費用・ノウハウの蓄積により新しい書体を作り上げるのに、成果物に対して何ら「権利」が生じないのはおかしい。
- ・損失の確定が難しく、そのための創作者・製作者の負担が非常に大きい。また、実際に、損失の確定が不可能な場合が多く、それが侵害の多発の一因となっているため、「権利」を明確にせず侵害の再発を抑止することは難しい。
- ・タイプフェイスが製品になるまでの期間・労力が、現行法ではカバーしきれていないため、改変等の行為や盗用が防止できず、不正行為を止めることができないため。
- ・タイプフェイスは、書や絵画と同様の創作物である。
- ・書体に対する権利意識が向上し、不法行為への歯止めとなることを期待する。
- ・権利が主張できなければ、知的創作行為であるタイプフェイスの創作にかかる労力が報いられず、費用が回収できない。その結果、タイプフェイスの創作活動及び文字文化の衰退につながる事が予想される。
- ・使用許諾契約は、正規購入者と創作者又は製造者との契約であって、第三者には及ばない。創作者が許諾していない使用方法を止めたくても、第三者には無力であるため。
- ・一般の人に分かりやすく、説明しやすくするため。

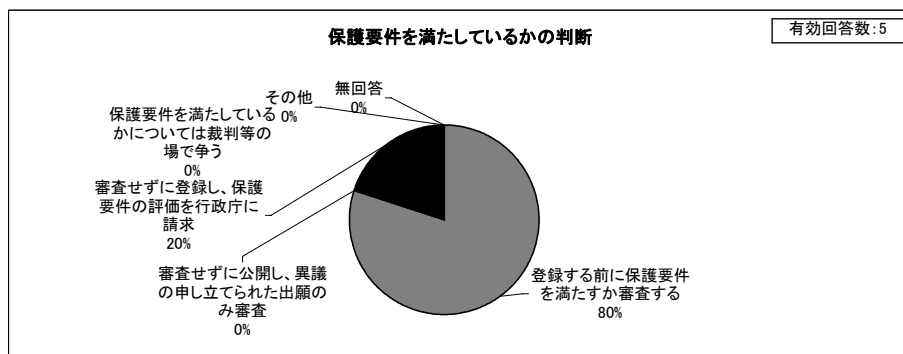
問73 タイプフェイスに新たに権利を与える場合、登録制度とすることが望ましいとお考えですか。登録制度とすることが望ましいという方については、保護要件を満たしているかについてどの段階で判断するのが望ましいかについてもお答えください。

	件数(件)	割合
1 事前に行政庁に登録した範囲で権利が発生する制度が望ましい	5	29.4%
2 事前に出願等の手続をとらず、創作又は公表した時点で権利が発生する制度が望ましい	9	52.9%
3 その他	2	11.8%
無回答	1	5.9%
合 計	17	100.0%



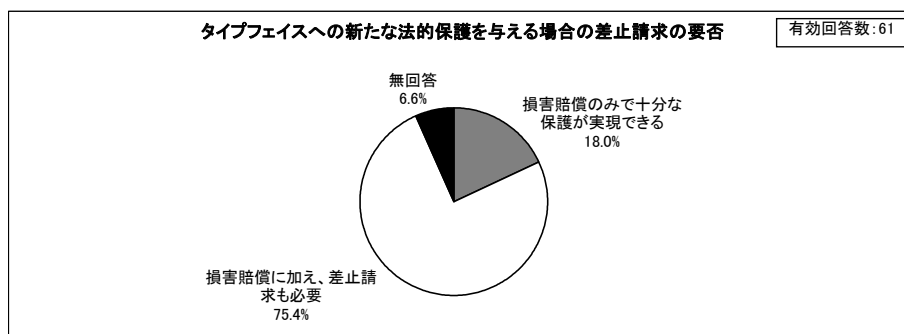
保護要件を満たしているかについて判断する段階:

	件数(件)	割合
1 出願に対し、保護を与える前(登録する前)に保護要件を満たすか審査する	4	80.0%
2 保護要件については審査せずに公開し、一定期間内に異議の申し立てられた出願のみ審査する(異議のないもの及び審査の結果保護要件を満たすとされたものが登録)	0	0.0%
3 保護要件については審査せずに登録し、誰でも登録されたタイプフェイスが保護要件を満たすかについての評価を行政庁に求めることができる	1	20.0%
4 保護要件については審査せず、保護要件を満たしているかについては裁判等の場で争う	0	0.0%
5 その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合 計	5	100.0%



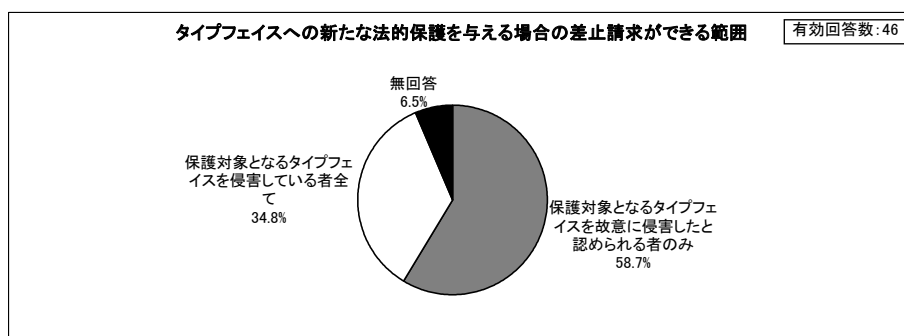
問74 タイプフェイスに新たな法的保護を与える場合、損害賠償に加え、差止の請求(侵害の停止又は予防の請求)も必要ですか。差止の請求を認める場合、どのようなものに対してまで差止を請求できることが望ましいですか。

	件数(件)	割合
1 損害賠償のみで十分な保護が実現できる	11	18.0%
2 損害賠償に加え、差止請求も必要	46	75.4%
無回答	4	6.6%
合 計	61	100.0%



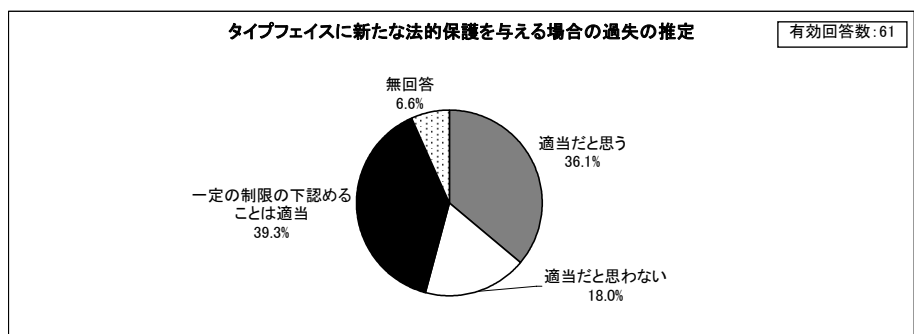
差止の請求ができる対象:

	件数(件)	割合
1 保護対象となるタイプフェイスを故意に侵害したと認められる者のみ	27	58.7%
2 保護対象となるタイプフェイスを侵害している者全て	16	34.8%
無回答	3	6.5%
合 計	46	100.0%



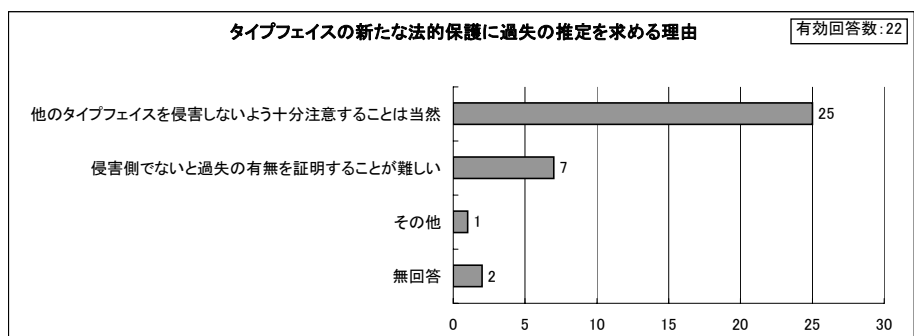
問75 タイプフェイスに新たな法的保護を与える場合、意匠権、特許権のように過失の推定を認めることは適当だと思いますか。その理由もあわせてお答えください(理由につき、複数回答可)。

	件数(件)	割合
1 適当だと思う	22	36.1%
2 適当だと思わない	11	18.0%
3 一定の制限の下認めることは適当	24	39.3%
無回答	4	6.6%
合 計	61	



1. 適当だと思う理由(複数回答可):

	件数(件)	割合
1 タイプフェイスの創作は多大な費用と期間をかけ、業として行うものであるため、他のタイプフェイスを侵害しないよう十分注意することは当然であるため	25	113.6%
2 タイプフェイスの侵害は一部の文字のみ改変することで侵害を回避しようとする事が多く、侵害側でないと過失の有無を証明することが難しいため	7	31.8%
3 その他	1	4.5%
無回答	2	9.1%
合 計	22	

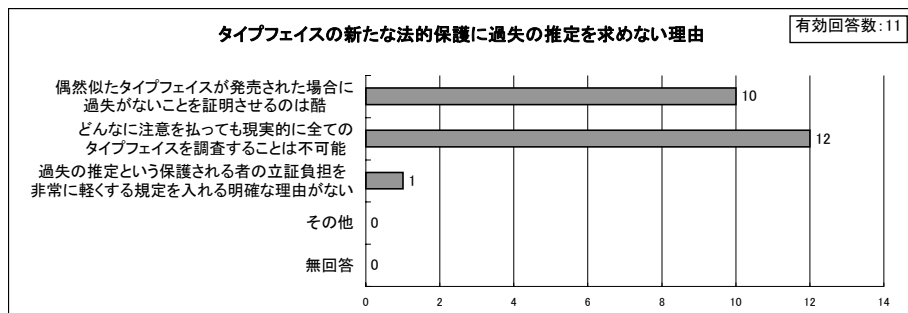


問75.1 適当だと思う理由 その他

・ただし、偶然の一致は有り得るため、権利者(被害者)側も立証に必要な協力を行うべきである。

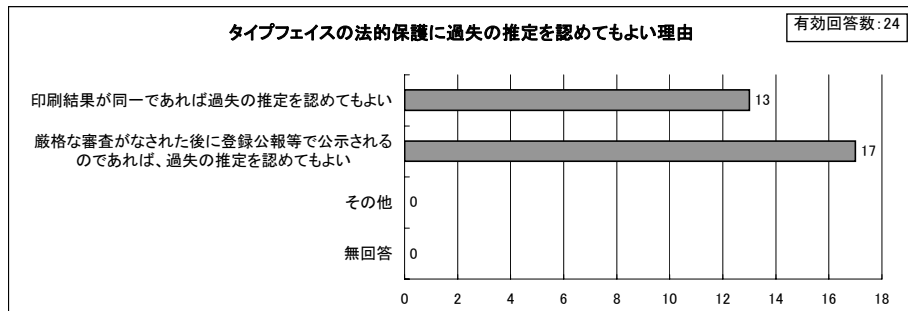
2. 適当だと思わない理由(複数回答可):

	件数(件)	割合
1 タイプフェイスの創作には長い期間がかかるため、他のタイプフェイスを侵害しないよう十分注意して創作を開始したとしても、完成までの間に偶然似たタイプフェイスが発売等されることも考えられ、そのような場合に過失がないことを証明させるのは酷なため	10	90.9%
2 タイプフェイスの中にはフォント化されてもなかなか売れず、存在が知られていないものも多くあり、どんなに注意を払っても現実的に全てのタイプフェイスの存在を調査することは不可能であり、過失がないことを証明することが困難であり酷なため	12	109.1%
3 タイプフェイスの保護制度に、過失の推定という保護される者の立証負担を非常に軽くする規定を入れる明確な理由がないため	1	9.1%
4 その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合 計	11	



3. 一定の制限の下認めることは適当だと思う理由(複数回答可):

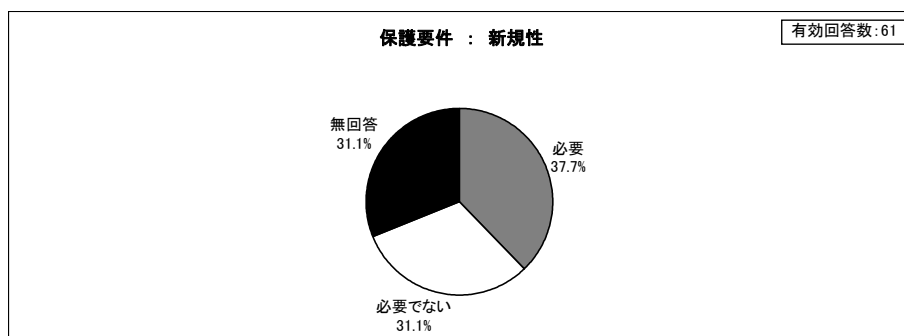
	件数(件)	割合
1 文字の形状が偶然一致する可能性は低いいため、印刷結果が同一であれば過失の推定を認めてもよい	13	54.2%
2 特許制度や意匠制度のように、保護要件について厳格な審査がなされた後に登録公報等で公示されるのであれば、過失の推定を認めてもよい	17	70.8%
3 その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合 計	24	



問76 タイプフェイスに新たな法的保護を与える場合、その新たな法的保護によって守られるタイプフェイスは、新規性(既存のタイプフェイスのいずれとも似ていない)、創作非容易性(既存のタイプフェイスから容易に思いつくものでない)を備えている必要があるとお考えですか。

①新規性

	件数(件)	割合
1 必要	23	37.7%
2 必要でない	19	31.1%
無回答	19	31.1%
合 計	61	100.0%



問76①新規性 1必要 評価方法

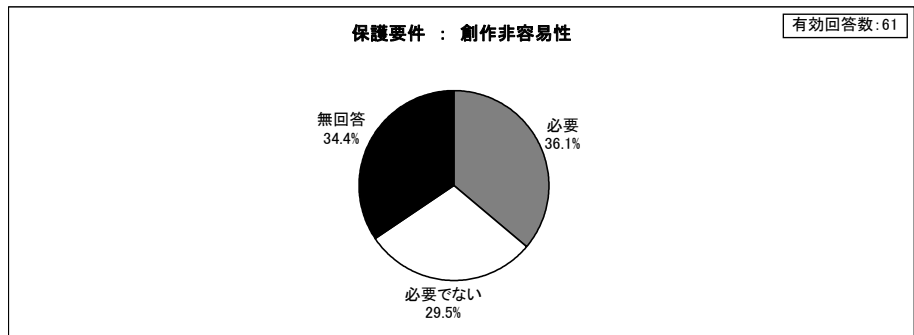
- ・「過去の書体にはない特徴を持つ」とするのとは当然だが、この文言の正確な意味・条件をどう定義するか、誰が判定するのか等問題は沢山ある。
- ・長年タイプフェイスの創作に従事した目の越えたベテランデザイナーによる判断が必要。デザイン性(装飾性)、文字の高さ・幅・縦横比、払いの形状や長さ、線の太さ、全体を見たときの白黒のコントラスト等。
- ・難しいところではあるが、総合的判断(全体のイメージを通しての評価)を行う(一部の要素が似ている場合でも、骨格から新規性を感じるものもある)。
- ・専門家だけでなく、一般人から見て他のタイプフェイスと違うことが認識できるかどうかを基準とする。
- ・利用者(できれば中立的な立場の創作者を含める)として経験を積んだ評価チームにより、要素・骨格・重心等に基づき評価を行う。なお、「新規」を狭義に解釈すると、文字としての正確性・識別可能性を犠牲にしたタイプフェイスのみが有効と判断されるおそれがあるため、偏った評価は適切ではない。
- ・客観的な類似判断基準を策定し、それに基づく判断を行う。
- ・特許庁及び書体(タイプフェイス)を専門とする審査委員会による評価(新規性及び創作非容易性共に、総合的に評価した上で、保護する・しないを決定する)。
- ・過去の書体をデータベース化し、その特徴との差異を調べ、新規性を認定する。
- ・新規性の定義を明確にし、優れた鑑識眼を持つ複数の専門家により評価する。
- ・要素の形状・点画の形状(骨格)・文字の懐の大きさ・全体の印象等。

問76①新規性 2必要でない 理由

- ・無数と言え程存在する既存のタイプフェイスと異なる新規性を見出すことは非常に困難である。タイプフェイス・デザインは、情報伝達機能としての側面が強いので、可読性が非常に重要である。ゆえに、目新しさよりも読みやすさを重視し、バランスを整えた美しいタイプフェイスが保護対象外とされるべきではない。実際、永く使われる本文用書体(明朝・ゴシック系書体)は一見するとオーソドックスな物が多く、その微妙な差異を判定するのはデザイナーでなければ不可能だと考える。
- ・昔から長年にわたり、素人目にはその差異が判別しにくいようなタイプフェイスが創作されてきた。これらは新規性には乏しいと思われるが、保護に値するものだと考えるため。
- ・タイプフェイスは公的記号であり、その歴史を継承しなければならない。突然変異で誕生するタイプフェイスは、ほんの一部の創作書体とされる短命書体ではない。
- ・新規性を要件とすると、タイプフェイスの創作を制限するおそれが生じるため。
- ・本来であれば新規性を要件とすべきであるが、実際には、まったくのオリジナルと思われる書体はわずかである。他の書体はオリジナルにヒントを得て追随したものが多く、これらを一概に退けることは不可能であるため。
- ・タイプフェイスは新規性だけではなく、例えば可読性や歴史的性、親しみやすさなども必要である。新規性のみが強調されると、見出し用書体の保護に片寄ってしまい、本文用書体は保護されなくなる危険がある。
- ・既存のタイプフェイスにおいても、その特徴を見出すことが困難であるため。
- ・例えば、最もよく使われている明朝体やゴシック体等は、改刻を繰り返してきた歴史をもつ書体であり、文字の世界は手本の上に成り立った世界であることから、新規性を明確にするのはとても難しいと思われるため。

②創作非容易性

	件数(件)	割合
1 必要	22	36.1%
2 必要でない	18	29.5%
無回答	21	34.4%
合 計	61	100.0%



問76②創作非容易性 1必要 評価方法

- ・必要だと思うが、判断基準の定義が難しい。
- ・長年タイプフェイスの創作に従事した目の越えたベテランデザイナーによる判断が必要。デザイン性(装飾性)、文字の高さ・幅・縦横比、払いの形状や長さ、線の太さ、全体を見たときの白黒のコントラスト等。
- ・難しいところではあるが、全体のイメージを通しての評価。
- ・フォント・プログラムの加工のみによって可能な改変であるか否か。例えば、タイプフェイスを構成する数千文字の大半が、他のタイプフェイスのデザイン要素を一定量移動させて得られるものであれば、創作非容易性はないと見做す。ただし、創作者、製作者自らが既存タイプフェイスのバリエーションの創作として行った改変の場合には、同一タイプフェイスのファミリーとして保護されるべきである。
- ・似て非なるもので、専門家が見れば一目瞭然と判断できる。
- ・特許庁及び書体(タイプフェイス)を専門とする審査委員会による評価。
- ・エレメントの形状・点画の形状(骨格)・文字の懐の大きさ・全体の印象。

問76②創作非容易性 2必要でない 理由

- ・これを認めると、明朝・ゴシック系のオーソドックスな書体は保護されなくなる可能性が大きく、保護されるのは一定の分野のタイプフェイスに限られるおそれがあるため。
- ・タイプフェイスの創作を制限するおそれが生じるため。
- ・タイプフェイスの基となる文字の形は基本的に同じであるため、そこに施されるデザインを容易に思いつくか否かの判断は困難であるため。
- ・容易に思いついたかどうかは主観であり、タイプフェイス・デザインに表れる『結果』をもって客観的に容易であるかどうかは判断できない。明朝体やゴシック体において、非容易性を見出すことは困難である。ある程度のタイプフェイスのデザインの識別ができる鑑定者であれば、創作非容易性に拘らなくとも、類似かどうかは判断できるのではないかと考える。
- ・創作非容易性の定義が大変難しく、定量化が困難と思われるため。

問76③その他の保護要件

- ・歴史・文化資産・民族的資産としての要件。
- ・創作されたすべてのものを保護すべき。

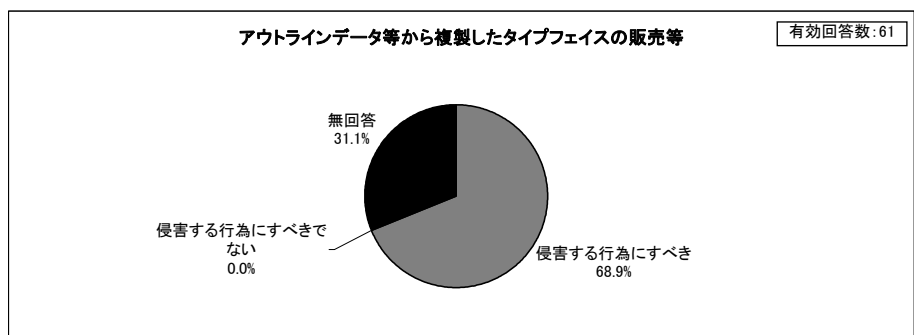
問76③その他の保護要件 評価方法

- ・文化民族資産として保護する。
- ・既に多くの利用者を有するタイプフェイスの場合、既成事実としてその独自性が認識され、尊重されているといえる。新規性・創作非容易性は主として今後の創作物を念頭に置いた要件と思われるが、既存のタイプフェイスにおいては、利用者に広く受け入れられている事実をもって保護要件を満たすすべきである。
- ・デッドコピーや単純なコンピュータ上の操作により改変されたものは保護対象外とすべき。

問77 タイプフェイスに新たな法的保護を与える場合、創作者（又はその承継者）の許諾を得ない以下の行為はタイプフェイスを侵害する行為にすべきだとお考えですか。

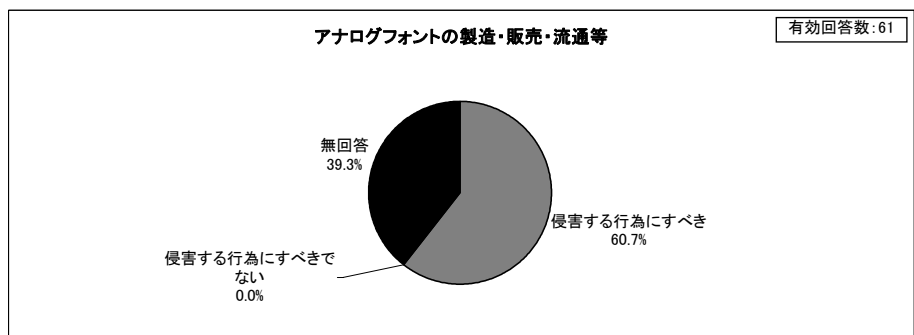
1.タイプフェイスのアウトラインデータ等から複製したタイプフェイスの販売等

	件数(件)	割合
1 侵害する行為にすべき	42	68.9%
2 侵害する行為にすべきでない	0	0.0%
無回答	19	31.1%
合 計	61	100.0%



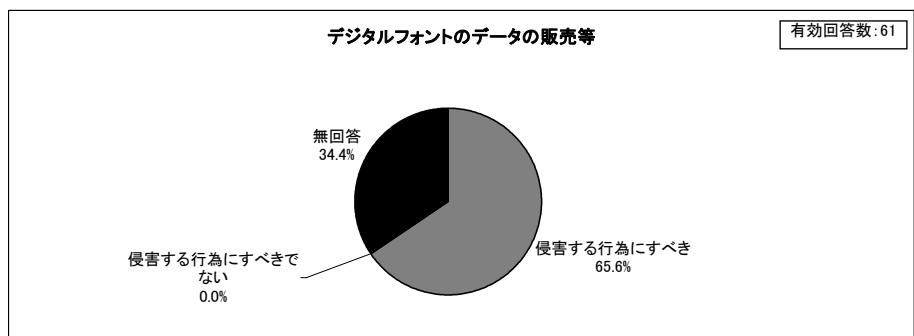
2.アナログフォント(活字、写植機用文字盤等)の製造、販売、流通等

	件数(件)	割合
1 侵害する行為にすべき	37	60.7%
2 侵害する行為にすべきでない	0	0.0%
無回答	24	39.3%
合 計	61	100.0%



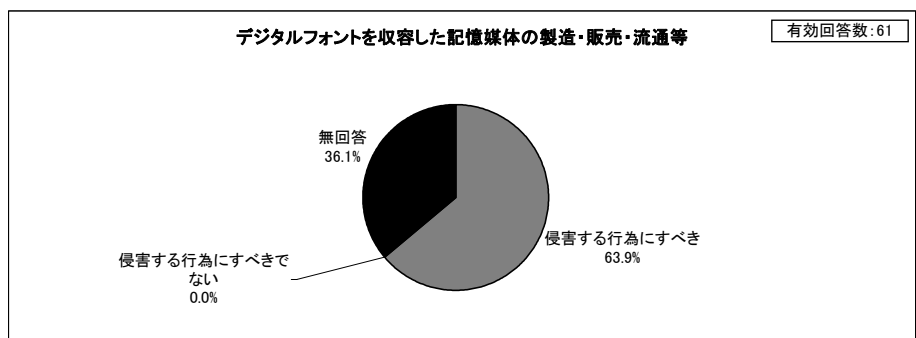
3.デジタルフォントのデータの販売等

	件数(件)	割合
1 侵害する行為にすべき	40	65.6%
2 侵害する行為にすべきでない	0	0.0%
無回答	21	34.4%
合 計	61	100.0%



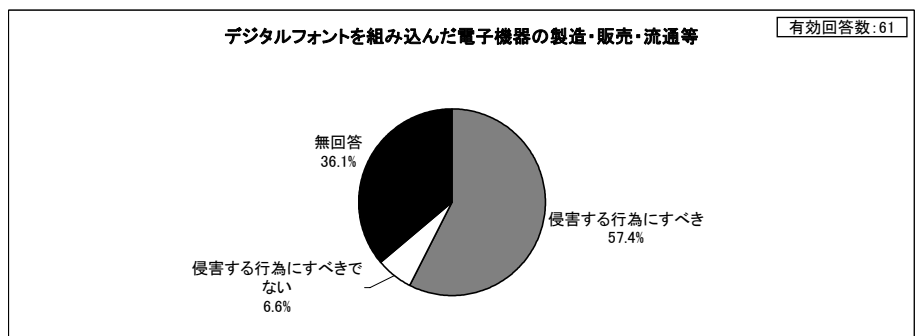
4. デジタルフォントを収容した記録媒体（CD-ROM等）の製造、販売、流通等

	件数(件)	割合
1 侵害する行為にすべき	39	63.9%
2 侵害する行為にすべきでない	0	0.0%
無回答	22	36.1%
合 計	61	100.0%



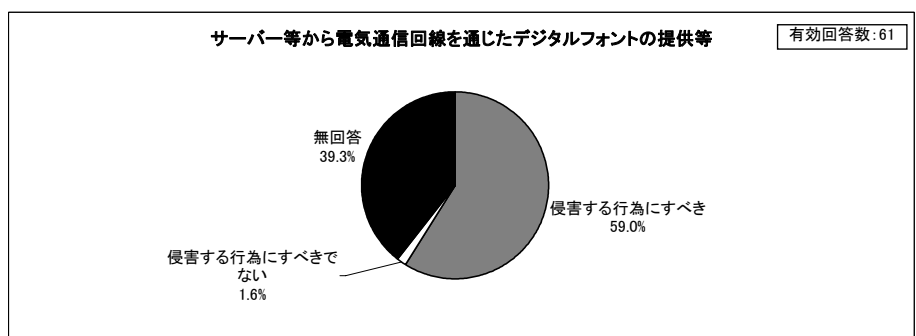
5. デジタルフォントを組み込んだ電子機器（コンピュータ、携帯電話等）の製造、販売、流通等

	件数(件)	割合
1 侵害する行為にすべき	35	57.4%
2 侵害する行為にすべきでない	4	6.6%
無回答	22	36.1%
合 計	61	100.0%



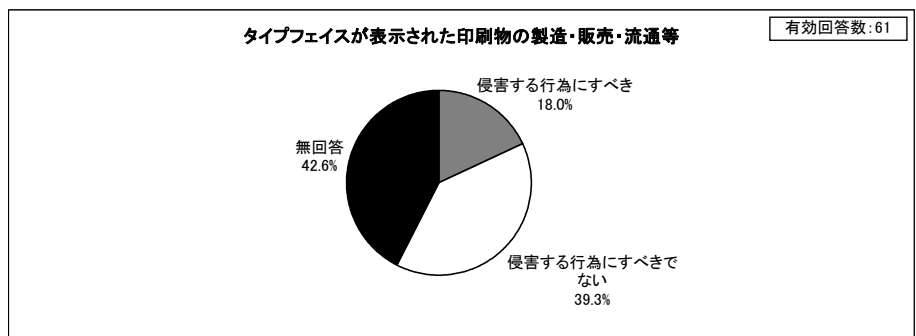
6. サーバー等から電気通信回線を通じたデジタルフォントの提供等

	件数(件)	割合
1 侵害する行為にすべき	36	59.0%
2 侵害する行為にすべきでない	1	1.6%
無回答	24	39.3%
合 計	61	100.0%



7.タイプフェイス(又はフォント)が表示された印刷物の製造、販売、流通等

	件数(件)	割合
1 侵害する行為にすべき	11	18.0%
2 侵害する行為にすべきでない	24	39.3%
無回答	26	42.6%
合 計	61	100.0%



問77 1～7以外で侵害する行為にすべきもの

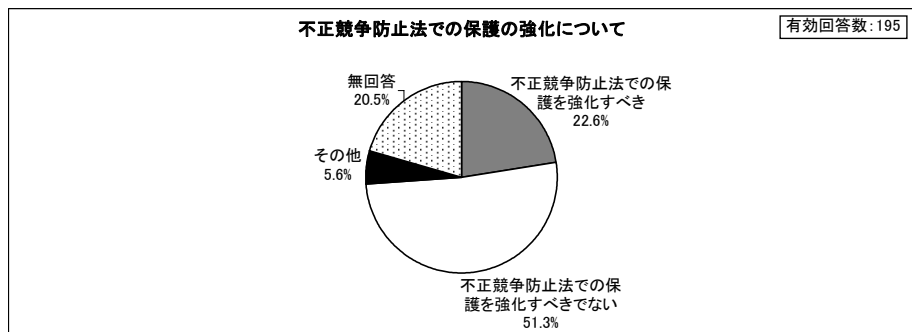
・フォントから抜き出した文字のアウトライン・データの販売。

問77 1～7以外で侵害する行為にすべきでないもの

・正規に入手したフォントを用いた印刷及びそれにより作成された印刷物、正規に入手したフォントを用いて作成した文章等を収録した記録媒体の購入。

問78 今タイプフェイスに生じている問題を解消するため、不正競争防止法で保護されるための要件の緩和等により、不正競争防止法でのタイプフェイスの保護を強化すべきだと思いますか。その理由もあわせてお答えください(理由につき複数回答可)。

	件数(件)	割合
1 不正競争防止法での保護を強化すべき	44	22.6%
2 不正競争防止法での保護を強化すべきでない	100	51.3%
3 その他	11	5.6%
無回答	40	20.5%
合 計	195	100.0%

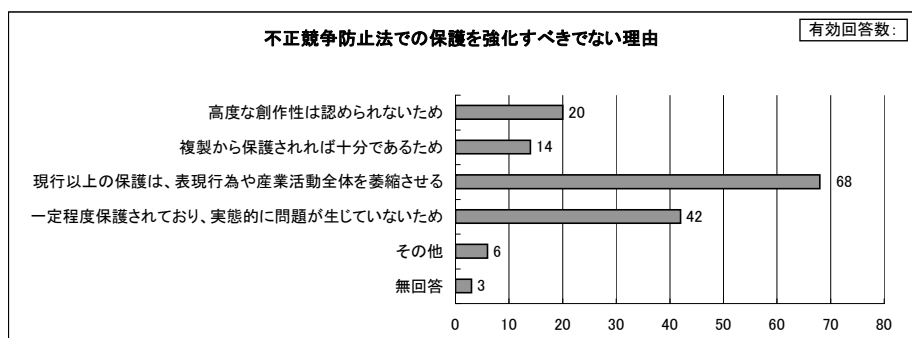


問78 その他

- ・著作権法又はタイプフェイス保護法の立法を望む。
- ・明らかな損害に対する保護が強化されることは望ましい。但、事後救済のみではタイプフェイスの権利保護としては十分ではない。不正競争防止法による保護強化は、あくまでフォントとしての製品の製造者・販売者としての創作者・製作者の権利保護でしかない(これも重要ではあるが)。
- ・保護は行われるべきだが、タイプフェイス・フォントに係る創作意欲・現行商行為を萎縮させることはあってはならない。

2. 不正競争防止法での保護を強化すべきでない理由(複数回答可):

	件数(件)	割合
1 実用性のあるタイプフェイスについては創作できる範囲は限られており、高度な創作性は認められないため	20	20.0%
2 タイプフェイスを若干改変することは容易ではなく、複製から保護されれば十分であるため	14	14.0%
3 文字は言語の著作物や工業製品等の素材となるものであり、文字の形状であるタイプフェイスに現行制度以上の保護が認められた場合、文字を使うたびに侵害していないか調査する必要があり、表現行為や産業活動全体を萎縮させる恐れがあるため	68	68.0%
4 タイプフェイスやタイプフォントは上述の法律や契約で創作成果が一定程度保護されており、実態的に問題が生じていないため	42	42.0%
5 その他	6	6.0%
無回答	3	3.0%
合 計	100	

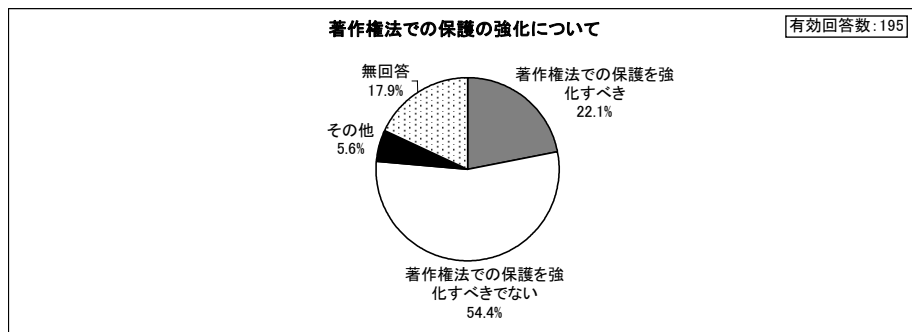


問78.2 不正競争防止法での保護を強化すべきでない理由 その他

- ・タイプフェイス・フォントに係る不正行為を行う者としては個人が多いことを考慮すると、あまり実効性がない保護となるため。
- ・保護の対象が、著名性のあるフォントに限られてしまうおそれがあるため。
- ・文字が情報伝達媒介であることから、タイプフェイスについての一般的な不正競争行為類型を設けるべきでないとする。
- ・不正競争防止法による保護では、創作者の利益になるか不明であるため。
- ・不正競争防止法での保護の是非を問うには時間がかかるため。

問79 今タイプフェイスに生じている問題を解消するため、著作権法で著作物として認められるタイプフェイスの要件を緩和する等し、タイプフェイスの保護を強化すべきだと思いますか。その理由もあわせてお答えください(理由につき複数回答可)。

	件数(件)	割合
1 著作権法での保護を強化すべき	43	22.1%
2 著作権法での保護を強化すべきでない	106	54.4%
3 その他	11	5.6%
無回答	35	17.9%
合 計	195	100.0%

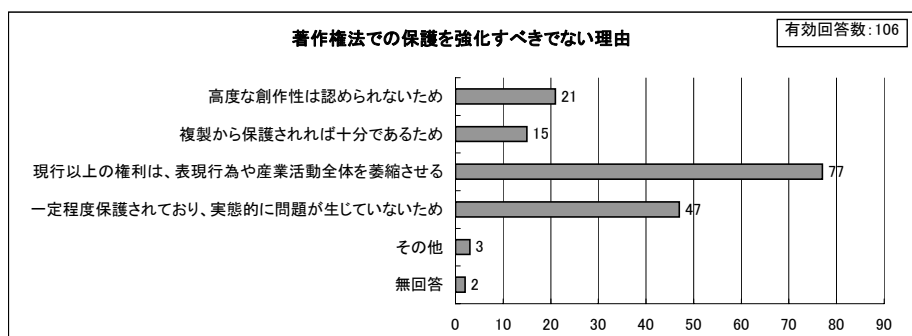


問79 その他

- ・タイプフェイス・フォントに係る権利の効力がどこまで及ぶとするかは検討せねばならないが、第三者による侵害行為等を申し立てた際に、(類否判断等を)速やかに検討・判断してくれる専門機関があると良いと考える。
- ・強化すべきと思うが、良識ある創作意欲を失わせない配慮が必要である。
- ・利用者にタイプフェイスの利用における不便性を生じさせないこと(印刷物等への作者の氏名等を表示することは不要とする等)を一定の条件とした保護が図られることを望む。
- ・無方式主義での保護を望む。一定の基準を定め、その要件を満たすものを著作物として保護すべき。

2. 著作権法での保護を強化すべきでない理由(複数回答可):

	件数(件)	割合
1 実用性のあるタイプフェイスについては創作できる範囲は限られており、高度な創作性は認められないため	21	19.8%
2 タイプフェイスを若干改変することは容易ではなく、複製から保護されれば十分であるため	15	14.2%
3 文字は言語の著作物や工業製品等の素材となるものであり、文字の形状であるタイプフェイスに現行制度以上の権利が認められた場合、文字を使うたびに侵害していないか調査する必要がある、表現行為や産業活動全体を萎縮させる恐れがあるため	77	72.6%
4 タイプフェイスやタイプフォントは上述の法律や契約で創作成果が一定程度保護されており、実態的に問題が生じていないため	47	44.3%
5 その他	3	2.8%
無回答	2	1.9%
合 計	106	

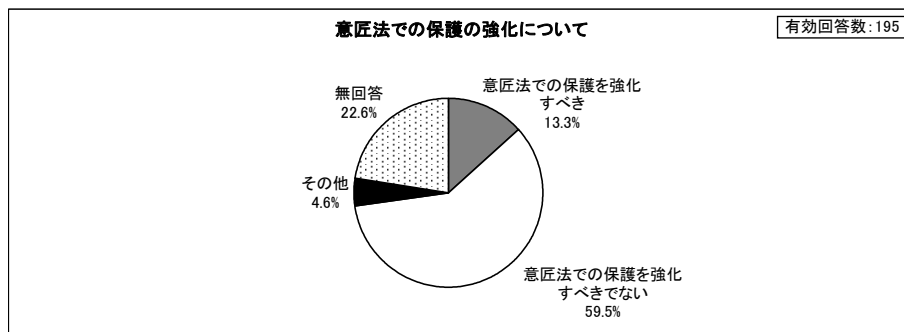


問79.2 著作権法での保護を強化すべきでない理由 その他

- ・タイプフェイスは、実用性と文化・芸術性を併せ持つものであり、著作権法での保護対象とすべきかの判断が難しいため。

問80 今タイプフェイスに生じている問題を解消するため、意匠法で物品性を擬制する等してタイプフェイスを保護する等すべきだと思いますか。その理由もあわせてお答えください(理由につき複数回答可)。

	件数(件)	割合
1 意匠法での保護を強化すべき	26	13.3%
2 意匠法での保護を強化すべきでない	116	59.5%
3 その他	9	4.6%
無回答	44	22.6%
合 計	195	100.0%

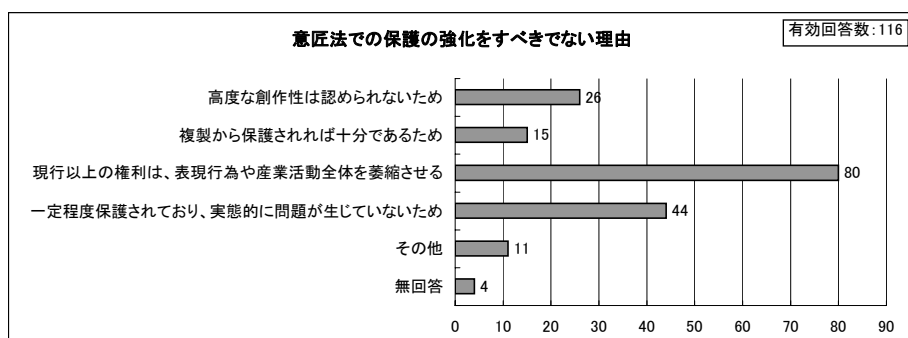


問80 その他

- ・侵害行為の範囲等の検討は困難だが、何らかの保護は絶対に必要である。
- ・創作者・製作者が意匠登録料を支払うことに伴い、利用者にとっては、フォントの小売価格の上昇が懸念される。
- ・意匠法での保護は、タイプフェイスの性質上なじまないと考える。
- ・現行意匠法での保護は難しいと考えるが、現行の法律では意匠法が一番良いように思う。登録料についても考慮して欲しい。
- ・専門家による類否判断等の審査が行えるのであれば、意匠法での保護の強化をすべき。
- ・意匠法による保護を得るために要求される手続き(登録料の支払い等)を履行できない経済力の弱い創作者・製作者は保護されないというのでは本末転倒であるため、一定の要件を満たすものは登録料減免ということも考慮して欲しい。

2. 意匠法での保護を強化すべきでない理由（複数回答可）:

	件数(件)	割合
1 実用性のあるタイプフェイスについては創作できる範囲は限られており、高度な創作性は認められないため	26	22.4%
2 タイプフェイスを若干改変することは容易ではなく、複製から保護されれば十分であるため	15	12.9%
3 文字は言語の著作物や工業製品等の素材となるものであり、文字の形状であるタイプフェイスに現行制度以上の権利が認められた場合、文字を使うたびに侵害していないか調査する必要があり、表現行為や産業活動全体を萎縮させる恐れがあるため	80	69.0%
4 タイプフェイスやタイプフォントは上述の法律や契約で創作成果が一定程度保護されており、実態的に問題が生じていないため	44	37.9%
5 その他	11	9.5%
無回答	4	3.4%
合 計	116	



問80.2 意匠法での保護を強化すべきでない理由 その他

- ・タイプフェイスは、民族的資産・文化でもあるため、一企業に権利を帰属させることには疑問がある。
- ・タイプフェイスは創作物であるため、著作物としての保護を図るのが適当だと考える。
- ・現行の意匠法の保護期間は、長期間にわたって利用されるタイプフェイスの保護になじまない。
- ・類否判断基準を設けることが極めて難しいため。
- ・タイプフェイスの基となる文字は情報伝達機能があり、タイプフェイスに新たな絶対権による保護を付与することは極めて慎重であるべき。意匠権には保護期間の制限があるため、契約で一定の期間を区切ること等により利用者をコントロールしている創作者等にとっては、その保護期間による制限が保護におけるデメリットとなることが懸念される。また、タイプフェイスに付与される権利を産業財産権と位置付けることに伴い、既存のタイプフェイスとの権利関係の調整や侵害問題が生じた際の利用者への補償等、創作者側に何らかの負担が増すことも考えられる。
- ・既存のタイプフェイスが保護されないことになる懸念があるため。保護を受けるためには、登録料の支払いが必要となるため。

問81 その他、ご意見があれば何でも結構ですのご自由にお書きください。

・タイプフェイスの創作が低調になり、新書体の提案が少ない現在において、既得権を主張し、経済的利得を得ようとするのは妥当ではない。タイプフェイスの不正コピーを禁止すれば、それで十分だと考える。韓国等の諸外国の情報に惑されず、まずは業界での十分な討議が必要と考える。

・模倣等の問題に関しては、利用者側のモラルにも問題がある。現行法に基づくタイプフェイスの保護や適正使用につき、利用者等に対する啓蒙活動を行う必要があると思う。

・タイプフェイス・フォントを自由に使用できる範囲を明確にして欲しい。創作者・製作者の保護の範囲を明確にし、その一方で、利用者が自由に使えるよう配慮する必要がある。

・フォントを搭載した機器やアプリケーションのバージョンアップ等により、基本的には変わらないフォントを機器数に応じて買い換えねばならず、このためにかかりの費用がかかる。バージョンアップにより機能が充実するわけでもないため、1度購入したら、無料又は安価にてバージョンアップ等にできるようにして欲しい。

・書体設計という仕事は、先人達の膨大な遺産を基に現代の道具を使って書体を作り替え次の世代に渡す仕事であるとする。したがって、自らが創作した書体といえるのはどこまでなのか分からない。特に画数の多い漢字・品格のある書体になるほど、その判断は微妙になる。もともと中国から伝来した漢字(明朝体)を使っている状況下で、書体のオリジナリティとは何なのかということ自体が曖昧であるとする。

・日々数多く創作・発表されている全てのタイプフェイスを調査することは不可能であり、その類否判断も基本的には難しいと思う。

・タイプフェイスの保護は、創作者の権利を認め、タイプフェイスが広く普及していくような法的手段であることが望ましい。なお、利用者にも、経済活動が妨げられない程度の法的な拘束は必要だと考える。

・タイプフェイスの保護の強化が、表現行為そのものを萎縮させる脅威にならないかと懸念する。

・先行する外国の保護の内容とその問題点を参考とすべきである。和文字の特性(文字数等)を考慮しつつ、外国法との整合性も検討すべきである。

・タイプフェイスは、現状の法律や契約で十分に保護されていると考える。よって、新たな保護を導入する必要性はなく、保護の導入により、かえって産業の萎縮等のデメリットをもたらすと考える。

・フォントの利用者は、あらゆるフォントをもっと利用しやすくして欲しいと考えている。利用者の中には、フォントの使用許諾範囲の確認が難しいこと、その許諾範囲が明確ではないことから、フォントの利用を諦めている場合もある。フォントの使用許諾範囲の表示形式等の標準化が進み、また、フォントの利用料が妥当なものとなれば、更に色々なフォントが企業の中で使われていくと考える。

・タイプフェイスの法的保護としては、主として、複製・デッドコピーに対処し得るものを望む。また、類似性を優先して考慮した保護では、情報伝達の媒介としての文字本来の形状を歪めないかと危惧する。

・タイプフェイス・デザインに携わる者にとって、自分のアイデア・デザインを模倣されることにより利益を得る機会を喪失することは、タイプフェイスの創作～フォント化するまでにかかる多大な労力・費用が無駄になることから、タイプフェイスに対する何らかの保護が必要だと考える。しかし、タイプフェイスは、表現手段としての言語を記号化し、伝達するための道具の一つとして効果的に利用されることにより、文化を形成する要素となっていることから、タイプフェイスの保護において、デザインに対する権利を求めすぎること、利用者における利便性や表現の創造性が失われては本末転倒になりかねないと危惧している。したがって、タイプフェイスの創作者が安心してタイプフェイスを創作でき、また、利用者による円滑な利用が阻害されないようなバランスの取れた法的保護を望む。

・既存のタイプフェイスも保護対象とされることを望む。保護に際しては、登録制度をとらないことを望むが、意匠法のような登録制度に基づく保護となる場合は、出願・登録に要する費用を考慮し、ファミリー書体等を一単位とした登録ができる制度を望む。また、自らが創作した既存のタイプフェイスを修正して創作したタイプフェイスについては、類似意匠のような考え方で登録できるようにして欲しい。

・タイプフェイス・フォントは、現行の法律や契約によっても一定の保護がなされていると考えるが、その保護範囲が不明確であることから、まずは、現状の保護範囲を創作者と利用者の双方が把握できるように明確化すべきであるとする。

・保護期間は50年間程度として欲しい。

・タイプフェイスの創作は、一書体につき2年～3年もの期間を要する地味な作業である。しかしながら、最近のデジタル化に伴い、こうして創作したタイプフェイスを製品化したフォントから文字のアウトラインデータを抜き出し、部分的にデータを改変して新しいタイプフェイスを製作することが安易になったことから、文字のアウトライン・データそのものを販売する業者も現れている。さらに、製品化されたフォントが複製され、正規に販売した数の何十倍ものフォントの海賊版が氾濫している。良いものを作れば作るほど模倣や不正な使用が拡大するという状況が続けば、タイプフェイスの創作者は生きていけないし、また、文字文化も衰退するのではないかと危惧している。よって、法的保護の手法は問わないが、何らかの法的保護を望む。

・創作されたタイプフェイスは、様々な分野で活用されているにもかかわらず、フォントの不正コピーがフォントの正規の販売数を大きく上回っているため、創作者は、新たなデザインを生み出すための資金回収が不可能となっている。このままではセンスと力のあるタイプフェイス創作者及びフォントベンダーが消えていくのではないかと危惧している。

・タイプフェイスの最も重要な機能は情報伝達機能であることを考慮すると、タイプフェイスは、意匠法での保護対象である物品とは位置付けが異なることから、要件を満たせば登録され絶対的な権利が付与される意匠法での保護は適切ではないと考える。ただし、保護する必要性がないわけではなく、案件毎に判断が可能で事後的な救済措置が取れる保護、すなわち不正競争防止法や不法行為法による現状の保護が適切と考える。

資料Ⅲ

タイプフェイス・フォント関連裁判例

1. タイプフェイスに関する裁判例

ゴナ書体事件 197

第一審：大阪地判平 9・6・24 判タ 956 号 267 頁〔平成 5 年（ワ）第 2580 号ほか、反訴平成 5 年（ワ）第 9208 号〕

控訴審：大阪高判平 10・7・17 判例集未掲載〔平成 9 年（ネ）第 1927 号〕

上告審：最判平 12・9・7 民集 54 卷 7 号 2481 頁，判例時報 1730 号 123 頁，判タ 1046 号 101 頁

〔平成 10 年（受）第 332 号〕

- ・ 書体が著作権法にいう美術の著作物に当たるか
- ・ 書体のデッドコピーが民法第 709 条にいう不法行為に当たるか

ポップ用書体事件 199

東京地判平 12・1・17 判時 1708 号 146 頁，判タ 1026 号 273 頁〔平成 9 年（ワ）第 7268 号〕

- ・ 商品の形態が周知な商品等表示に当たるか
- ・ 書体集を引き写し別書体を作成する行為が民法第 709 条にいう不法行為に当たるか

モリサワタイプフェイス不正競争仮処分事件 200

第一審：東京地決平 5・6・25 判例集未掲載〔平成 2 年（ヨ）第 2600 号〕

抗告審：東京高決平 5・12・24 判時 1505 号 136 頁〔平成 5 年（ラ）第 594 号〕

- ・ 書体は旧不正競争防止法第 1 条第 1 項第 1 号にいう「商品」に当たるか
- ・ 書体の類否判断手法
- ・ 書体の形態により他人の商品等表示との混同を起こすか

岩田書体文字設計図事件 202

第一審：東京地判平 5・4・28 判タ 832 号 168 頁〔平成 4 年（ワ）第 4807 号〕

控訴審：東京高判平 5・11・18 知的裁集 25 卷 3 号 472 頁〔平成 5 年（ネ）第 1972 号〕

- ・ 文字設計図が著作権法にいう著作物に当たるか

写真植字機用文字書体事件 203

大阪地判平元・3・8 無体裁集 21 卷 1 号 93 頁，判時 1307 号 137 頁，判タ 700 号 229 頁〔昭和 58 年（ワ）第 4872 号〕

- ・ 書体の複製について
- ・ 書体が著作権法にいう著作物に当たるか
- ・ 書体の流用が民法第 709 条にいう不法行為に当たるか

ヤギ・ボールド事件 205

第一審：東京地判昭 54・3・9 無体裁集 11 卷 1 号 114 頁，判時 934 号 74 頁，判タ 383 号 149 頁

〔昭和 49 年（ワ）第 1959 号〕

控訴審：東京高判昭 58・4・26 無体裁集 15 巻 1 号 340 頁，判時 1074 号 25 頁，判タ 495 号 238 頁
〔昭和 54 年（ネ）第 590 号〕

- ・ 書体が著作権法にいう著作物に当たるか
- ・ 文字及び文字セットが著作権法にいう著作物に当たるか

タイポス書体事件 207

第一審：東京地判昭 55・3・10 無体裁集 12 巻 1 号 47 頁〔昭和 51 年（ワ）第 6007 号〕

控訴審：東京高判昭 57・4・28 無体裁集 14 巻 1 号 351 頁，判時 1057 号 43 頁，判タ 499 号 161 頁
〔昭和 55 年（ネ）第 689 号〕

- ・ 書体が旧不正競争防止法第 1 条第 1 項第 1 号にいう「商品」に当たるか
- ・ 書体の創作者が不正競争防止法にいう「商品主体」に当たるか
- ・ ある書体に類似した書体を製造・販売することが民法第 709 条にいう不法行為に当たるか

Field ロゴマーク事件 209

岐阜地判平 16・11・18 判例集未登載〔平成 15 年（ワ）第 178 号〕

- ・ デジタル・フォントがプログラムの著作物として認められるための要件
- ・ フォントからロゴマーク又はロゴタイプを作成する行為は不法行為に当たるか

2. 参考裁判例

フォント・プログラム不正インストール事件 211

大阪地判平 16・5・13 判例集未登載〔平成 15 年（ワ）第 2552 号〕

動書第一事件 212

東京地判昭 60・10・30 無体裁集 17 巻 3 号 520 頁，判時 1168 号 145 頁，判タ 569 号 93 頁〔昭和 59 年（ワ）第 2343 号〕

- ・ 著作物の利用と著作物性
- ・ 著作物利用に際しての注意義務について

動書第二事件 213

東京地判平元・11・10 無体裁集 21 巻 3 号 845 頁，判時 1330 号 118 頁，判タ 719 号 191 頁〔昭和 62 年（ワ）1136 号〕

- ・ 書が著作権法にいう著作物に当たるか
- ・ 著作物の利用と著作物性
- ・ 字体が類似する書は書の著作物の複製に当たるか

雪月花事件 214

第一審：東京地判平 11・10・27 判時 1701 号 157 頁，判タ 1018 号 254 頁〔平成 10 年（ワ）第 14675 号〕

控訴審：東京高判平 14・2・18 判時 1786 号 136 頁〔平成 11 年（ネ）第 5641 号〕

- ・ 書の著作物としての特性
- ・ 書の著作物の複製とは

ゴナ書体事件

第一審：大阪地判平 9・6・24 判タ 956 号 267 頁〔平成 5 年（ワ）第 2580 号、反訴平成 5 年（ワ）第 9208 号〕

控訴審：大阪高判平 10・7・17 判例集未登載〔平成 9 年（ネ）第 1927 号〕

上告審：最判平 12・9・7 民集 54 卷 7 号 2481 頁，判例時報 1730 号 123 頁，判タ 1046 号 101 頁〔平成 10 年（受）第 332 号〕

本件は、タイプフェイスの著作物性について最高裁が初めて判断を示した事例である。裁判所は、第一審・控訴審・上告審のいずれも、一般論として、書体は美術の著作物に該当するかという点について判断し、独創性及び美的特性を備えていない書体は美術の著作物として保護されるべき応用美術の著作物には当たらないとした。

また、他人の書体の形態を参考にしたことがうかがわれても、そっくり模倣して製作・販売したとまで認められない行為は民法第 709 条の不法行為を構成しないとした。

事実関係

原告書体である「ゴナ U」は、昭和 50 年に原告からの委託に基づきタイプフェイスデザイナー A によって製作された書体であり、「ゴナ M」は、昭和 58 年に原告によって製作・販売された書体である（これら書体を併せて、以下「原告書体」という。）。

被告書体である「新ゴシック体 U」及び「新ゴシック体 L」は、被告によって平成元年から製造・販売された書体である。（これら書体を併せて、以下「被告書体」という。）

裁判所の判断

・ 書体が著作権法にいう美術の著作物に当たるか

書体が著作権法にいう美術の著作物として認められるための要件について、最高裁は、「印刷用書体がここにいう著作物に該当するというためには、それが従来の印刷用書体に比して顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要であり、かつ、それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていなければならないと解するのが相当である。」と判示し、本件の原告書体や被告書体については、従来から印刷用書体として用いられていた種々のゴシック体を発展させたものであり、著作物として認められるための要件を満たしていないため、美術の著作物として認められないとした。反訴についても同旨である。

・ 書体のデッドコピーが民法第 709 条にいう不法行為に当たるか

第一審は、著作物性の認められない書体のデッドコピーが不法行為に当たるかについて、「著作権法による保護を受けられない書体であっても、それが真に創作的な書体であって、過去の書体と比べて特有の特徴を備えたものである場合に、他人が、不正な競争をする意図をもって、その特徴ある部分を一組の書体のほぼ全体にわたってそっくり模倣して書体を制作、販売したときは、書体の市場における公正な競争秩序を破壊することは明らかであり、民法七〇九条の不法行為に基づき、これによって被った損害の賠償を請求すること

ができる余地があるというべきである。」とし¹、著作物性の認められない書体であっても、真に創作性のある書体について、不正な意図をもって特徴ある部分をそっくり模倣する行為は不法行為となり得ることを示唆した。しかし、本件については、①原告が主張する原告書体の特徴が、原告書体の発売以前の書体にも見られること等から、原告書体が上述の「真に創作的な書体で過去の書体と比べて特有の特徴を備えたもの」であるとは認められないこと、②原告書体と被告書体には少なからず差異点が存在し、被告書体が原告書体を参考にしたことがうかがわれるものの、その特徴をそっくり模倣して作成されたものとまではいえないことから、不法行為は成立しないとした。

¹ 控訴審では、第一審の判決内容を相当とした。なお、上告審においては、不法行為の成立について予備的請求とされていたが、上告受理の決定で排除された。

ポップ用書体事件

東京地判平 12・1・17 判時 1708 号 146 頁，判タ 1026 号 273 頁〔平成 9 年（ワ）第 7268 号〕

本件は、原告らの販売するポップ文字の形態が不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号における周知な商品等表示に当たるかについて争われた事件であり、裁判所は、商品の形態が商品等表示として保護される余地があることを示唆しつつも、原告ポップ文字の形態は周知な商品等表示には当たらないとした。

事実関係

原告 X1 は、ポップ用書体（以下「原告書体」という。）を製作し、平成元年 8 月にこの書体を掲載した書籍を刊行した。原告 X2 は、平成 4 年 4 月 23 日、原告 X1 から原告ポップ文字の使用許諾を得てアウトラインフォントを開発し、これを単体ソフトウェア商品としてあるいはコンピュータに組み込んだ商品として販売している。

被告 Y1 は平成 3 年 3 月、被告ポップ文字を製作し、訴外会社と提携してフォントパッケージとして販売したほか、被告 Y2 は被告ポップ文字に基づいてフォントを開発し、ポップ文字の製作に使用できるフォントパッケージを販売している。

裁判所の判断

・ 商品の形態が周知な商品等表示に当たるか

裁判所は、商品の形態と商品等表示との関係に関する一般論として、「商品の形態は、必ずしも商品の出所を表示することを目的として選択されるものではないが、商品の形態が他の商品と識別し得る独特の特徴を有し、かつ、商品の形態が、長期間継続的かつ独占的に使用されるか、又は、短期間であっても商品形態について強力な宣伝等が伴って使用されたような場合には、商品の形態が商品等表示として需要者の間で広く認識されることがあり得る。」とし、商品の形態が商品等表示として認識され得ることを示唆した。しかし、原告書体について、原告が主張する原告書体の幾つかの特徴が、いずれも原告が原告書体を発売する以前の書体で見られていた特徴であったこと、及び、原告書体を搭載した機器等の宣伝及び販売状況に照らし、原告書体の形態が出所表示又は商品等表示に当たり、かつ、その点が需要者に周知となっているとはいえないとした。

・ 書体集を引き写し別書体を作成する行為が民法第 709 条にいう不法行為に当たるか

裁判所は、原告の主張する「原告ポップ研究所が発行した『POP 文字』に掲載された各文字をトレーシングペーパーで引き写すことにより、原告ポップ文字を模倣し、被告ポップ文字を完成させ、（略）第三者に許諾して使用させたり、自ら販売したりした被告らの行為」が証拠から認められないとしたが、仮にこれらの被告らの行為があったとしても、「被告らの行為が原告らの法的利益を侵害するものと解することはできない」とした。

モリサワタイプフェイス不正競争仮処分事件

第一審：東京地決平 5・6・25 判例集未登載〔平成 2 年（ヨ）第 2600 号〕

抗告審：東京高決平 5・12・24 判時 1505 号 136 頁〔平成 5 年（ラ）第 594 号〕

本件は、無体物である書体が旧不正競争防止法第 1 条第 1 項第 1 号にいう「商品」に当たるかについて争われた事件である。抗告審は、原決定の判断を覆し、不正競争防止法にいう「商品」には、経済的な価値が社会的に承認され、独立して取引の対象となる無体物も含まれ、書体が不正競争防止法にいう「商品」に当たるとし、また、本件の抗告人書体は「商品表示性」及び「周知性」の要件を満たし、被抗告人書体は抗告人書体と同一であるから、被抗告人の行為は「混同」の要件をも充足するとした。

事実関係

抗告人は、抗告人子会社に製作を委託し、抗告人書体（「リュウミン L-KL」：昭和 57 年 6 月開発、「太明朝体 A101」：昭和 35 年 2 月開発、「中ゴシック体 BBB 1」：昭和 39 年 3 月開発及び「太ゴシック体 B101」：昭和 36 年 4 月開発）を完成させた。これら抗告人書体は、写真植字機の文字盤に組み込まれて販売されるほか、フィルム・印画紙に焼き付けて、あるいはデジタル化して記憶媒体に記録されて文字書体そのものとして販売され若しくは有償の使用許諾を締結されユーザーの利用に供されている。

被抗告人はコンピュータ・ワードプロセッサ等のソフトウェアの開発・販売を行う者であるが、被抗告人は抗告人書体の搭載された電算写植機を抗告人から購入しており、抗告人書体を参考にしてレーザープリンタに搭載するための書体（以下「被抗告人書体」という。）を作成した。

裁判所の判断

・ 書体は旧不正競争防止法第 1 条第 1 項第 1 号にいう「商品」に当たるか

無体物が旧不正競争防止法第 1 条第 1 項第 1 号にいう「商品」に当たるかについて、第一審では、『商品』とは有体物をいい、無体物はこれに含まれないと解するのが相当」とし、「現実取引の対象として一般取引市場で流通に置かれているのは、債権者書体を文字盤に焼き付けてこれを搭載した手動写植機、債権者書体を焼き付けた文字盤、（略）等であって債権者書体自体ではないというべき」として、書体は同条項にいう「商品」に当たらないとした。

しかし、抗告審においては、「無体物であっても、その経済的な価値が社会的に承認され、独立して取引の対象とされている場合には、それが不正競争防止法第一条一項の規定する各不正競争行為の類型のいずれかに該当するものである以上（略）、これを前記の『商品』に該当しないとして、同法の適用を否定することは、同法の目的及び右『商品』の意義を解釈に委ねた趣旨を没却するものであって相当でないというべきである。」とし、無体物であっても、経済的な価値が認められ、独立して取引の対象となるものは旧不正競争防止法第 1 条第 1 項第 1 号にいう「商品」に当たることを示唆した。書体についても、「書体メーカーによって開発された特定の書体は、正に経済的な価値を有するものとして、独立し

た取引の対象とされていることは明らかというべきである。」とし、「商品」と認められるとした。

- ・ **無体物である「商品」と差止め等対象物との関係**

差止請求等を行う場合は、差止めの対象を特定しなければならないが、無体物は観念的な存在であるため、特定の可否が問題となる。この点につき、抗告審は、「書体それ自体は観念的存在であって、これを取引の対象とするためには、書体を何らかの媒体に固定することが必要であり、そして、書体を固定した媒体を特定することにより、当該書体は他の書体と区別されて取引されることが可能となるのである。したがって、右固定媒体の特定により、書体を特定したことになるものということができる。」とし、観念的な存在であっても、取引の実態に照らし、取引する際の対象を特定することで、差止めの対象を特定できることを示唆した。また、取引物から「商品」が視認できない場合についても、「直接視覚的に認識できるか否かの問題と差止めの対象物の特定の問題は異なる問題」であるとした。

- ・ **書体の類否判断手法**

書体の類否判断の手法として、抗告審は、証拠として提出された手法である「書体の同一性、類似性の判断は①デザインのコンセプト（書体のカテゴリー、使用目的、発想等）、②骨格の形（文字の骨組みの線画、重心の取り方、ふところ等）、③エレメント（部分品）の形（縦、横画の太さ、点、ハライ、ハネ等）の三つの観点から判断するが、前記①は具体的には②、③として現れるものであるから、主として②、③の観点から判断するのが通常である」という手法を採用した上で、抗告人書体と被抗告人書体は同一であるとした。

- ・ **書体の形態により他人の商品等表示との混同を起こすか**

抗告審は、「書体取引において唯一、最高の価値を持つ書体の形態において、（略）抗告人書体と被抗告人書体は同一であることからすると、需要者において、抗告人と被抗告人が右のような製造許諾ないし販売提携等の緊密な営業上の関係が存するものと誤信するであろうことは十分に予測されるところであって、かかる誤信を生ぜしめる以上、混同のおそれがあるというべきである。」とし、流通時に書体の形態が重視されていることから、同一の書体を販売する被抗告人の行為は混同の要件を満たすとした。

岩田書体文字設計図事件

第一審：東京地判平 5・4・28 判タ 832 号 168 頁〔平成 4 年（ワ）第 4807 号〕

控訴審：東京高判平 5・11・18 知的裁集 25 巻 3 号 472 頁〔平成 5 年（ネ）第 1972 号〕

本件は、原告の書体文字設計図が著作権法第 10 条第 1 項第 10 号にいう「図形の著作物」に当たるか否かについて争われた事例である。裁判所は、第一審・控訴審共に、本件設計図が通常の手法で記載されたものであり、その文字にも顕著な特徴が認められないことから、本件設計図には著作物性が認められないとした。

事実関係

原告は、昭和 22 年 10 月に会社設立後、昭和 43 年までの間に書体文字設計図（以下「原告設計図」という。）を作成し、原告設計図は、その固有の特徴により「岩田書体」として印刷及び文字業界に定着するにいたった。

被告は、原告設計図によって主にワープロ用の文字を複製し、第三者に譲渡している（この点については原告の主張にあるのみで、実際の行為の有無については不明である。）。

裁判所の判断

・ 文字設計図が著作権法にいう著作物に当たるか

第一審は、原告設計図の著作物性を判断する中で、原告設計図中の文字の著作物性について判断し、文字が著作権法にいう著作物として認められるかという点につき、「文字は、それが共有されるようになってから極めて長い間、文字による情報がよりよく伝達されるように、書体や空白部分を含めて一つの文字の書き方に工夫がなされ、また連続する各文字相互間の配置方法に工夫が加えられてきたことは明らかであるから、文字を作成するについて何らかの工夫が加えられたとしても、それが通常行われる範囲内の手法でなされる限り、そしてまた、以前から存在した文字に比べて顕著な特徴を有するものでない限り、作成された文字に、著作物性を認めることはできないというべきである。」とした²上で、原告設計図について、文字を配する文字枠やその配置方法について通常行われる範囲内の手法であるとした。また、原告設計図中の文字について、原告が以前から存在する同種の文字と比べたときの顕著な特徴や創作性について明らかにしなかったことから、「原告設計図中の文字が、以前から存在している同種の文字に比べて顕著な特徴を有するものと認めることはできない」として³、原告設計図の表現方式についても原告設計図中の文字についても、著作物性は認められないとした。

² 控訴審では、第一審判決のとおりとされた。

³ 控訴審では、第一審判決のとおりとされた。

写真植字機用文字書体事件

大阪地判平元・3・8無体裁集21巻1号93頁，判時1307号137頁，判タ700号229頁〔昭和58年（ワ）第4872号〕

本件は、①原告書体が著作権を有するか、②被告書体が原告書体を複製したかについて争われた事例である。裁判所は、①原告書体に著作物性を認めず、②原告書体だけでなく被告書体にも創意工夫が見られるため、被告書体が原告書体に似ていることは否定できないとしても、原告書体を流用したとまではいえず、不法行為の法理を適用すべきではないとした。

事実関係

原告は、昭和41年7月頃、原告子会社の製作により、台湾等東南アジア向けの写真植字機用文字盤に搭載する文字書体（亜細亜中明朝体文字及び亜細亜太ゴシック体文字）（以下「本件書体」という。）を完成した。本件書体は、アジアの漢字圏諸国でも使えるように当用漢字体だけでなく従来の康熙字典体を加えたものである。

被告は、昭和54年10月頃訴外会社に被告の電算写植システムに搭載すべき書体（以下「被告書体」という。）の作成を依頼し、訴外会社は、被告書体を昭和55年9月頃には完成した。被告は、被告書体を被告電算写植システムに搭載して販売している。

裁判所の判断

・ 書体の複製について

裁判所は、本件書体と被告書体とが一見すると類似していることを認めたが、原告書体のような実用書体については、既存の書体を伝承しつつ限られた範囲で創作を加えるという開発の実情に照らし、「被告書体の文字の中には、本件書体の文字と同様の不均衡な特徴を持つ文字が七〇字余り含まれている（略）反面、被告が指摘するように、部首やつくりの接触に関して、本件書体の文字のそれと反対の特徴を示す文字が八〇字余り含まれていることも事実であると認められる。そうすると、右の被告書体の文字の中に本件書体の文字と同じような特徴を持つ文字が七〇字余り含まれていることも、それだけでは、被告書体の複写性を裏付けるに十分なものとはいえない。」として、被告書体が本件書体を機械的に複写したとまではいえないとした。

・ 書体が著作権法にいう著作物に当たるか

裁判所は、書体に著作物性が認められるための要件について、「本件書体のような文字の書体であって、なお、著作権法の保護の対象になるものがあるとすれば、それは、当該文字が持っている本来の情報伝達機能を失わせる程のものであることまでは必要でないが、当該文字が本来の情報伝達機能を発揮するような形態で使用された時の見やすさ、見た目の美しさだけでなく、それとは別に、当該書体それ自体が、これを見る平均的一般人の美的感興を呼び起こし、その審美感を満足させる程度の美的創作性を持ったものでなければならないと解するのが相当である。」として、書体の著作物性につき示唆したが、本件書

体が実用性の強いものであり、以前から存在していた他社の書体と比べてどのような点について創作性があるのかといった主張がなされていなかったこともあり、本件書体の著作物性を認めなかった。

- ・ **書体の流用が民法第 709 条にいう不法行為に当たるか**

裁判所は、本件書体のような実用的な書体についても、製作者は、書体の製作・改良に当たり可読性を上げる等のために創意工夫を凝らしていること、これらの作業には多くの労力・時間・費用を要すること及び他者の書体を使用する場合は対価を払い許諾を得る等の写植業界での商慣行を踏まえて、「著作物性の認められない書体であっても、真に創作性のある書体が、他人によって、そっくりそのまま無断で使用されているような場合には、これについて不法行為の法理を適用して保護する余地はあると解するのが相当」とした。しかしながら、本件書体についての創作性が明らかでないこと、及び、本件書体と被告書体の間に異なる点が幾つか存在することから、被告書体が、本件書体に類似していることは否定できないとしても、本件書体をそっくりそのまま流用したものであるとまでは断じることができないとして、被告の行為は不法行為に当たらないとした。

ヤギ・ボールド事件

第一審：東京地判昭 54・3・9 無体裁集 11 巻 1 号 114 頁，判時 934 号 74 頁，判タ 383 号 149 頁〔昭和 49 年（ワ）第 1959 号〕

控訴審：東京高判昭 58・4・26 無体裁集 15 巻 1 号 340 頁，判時 1074 号 25 頁，判タ 495 号 238 頁〔昭和 54 年（ネ）第 590 号〕

本件は、書体（アルファベット等装飾文字）の著作物性について争われた事例である。裁判所は、第一審・控訴審共に、著作権法の保護の対象となる応用美術作品は、実用的製作意図を一応捨象して観察する限り純粋美術作品と区別し得ないことから、通常美術鑑賞の対象となるものに限定されるとして、実用的な書体の著作物性を否定した。

さらに、控訴審においては、著作権法上の著作物性は、美的な価値の多寡高低によって決せられるものではなく、単に美術の範囲に属するか否かによって決せられ、美的な表現を創作するにあたっての労作の多少等は、著作物性の決定にあたっては考慮されるべきものではないとした上で、文字等の実用的な書体は、著作物として特定人に付与される排他的権利の対象とされ得ないとした⁴。

事実関係

原告 X は、昭和 44 年から 45 年にかけて「ヤギ・ボールド」、「ヤギ・ダブル」、「ヤギ・リンク・ライト」及び「ヤギ・リンク・ダブル」と称する各一連の装飾文字（以下「本件文字セット」という。）を創作した。

被告 Y1 は、「ニューアルファベット」及び「装飾アルファベット」と題する書体集の中で原告らに無断で原告らの創作した本件文字セットを複製し並び替えたものを掲載し、被告 Y2 は被告 Y1 との契約に基づき「ニューアルファベット」及び「装飾アルファベット」の出版物を昭和 47 年 9 月 1 日に発行した。

裁判所の判断

・ 書体が著作権法にいう著作物に当たるか

控訴審は、書体と文字とは不可分な関係であることから、「特定人に対し、書体について独占的排他的な権利である著作権を認めることは、万人共有の文化的財産たる文字等について、その限度で、その特定人にこれを排他的に独占させ、著作権法の定める長い保護期間にわたり、他人の使用を排除してしまうことになり、容認しえない」とし、書体に著作物性を認めることについては否定的な見解を示した。その上で、実用的なものが美的な表現を包含するのは当然であり、また、実用的なものが優れた美を具現するものであると認めつつも、「著作権法上の著作物性は、美的な価値の多寡高低によつて決せられるものではなく、単に、美術の範囲に属するか否かによつて決せられるものであつて、文字等の書体について美的な表現を創作するにあつての労作の多少などは、著作物性の決定について

⁴ なお、本件は最高裁において和解しており、和解調書については、大家重夫『タイプフェイスの法的保護と著作権』235-236 頁（有斐閣、2001 年）に掲載されている。

は考慮されるべきものではない。」とし、「文字等の書体は、結局、著作物として特定人に付与される排他的権利の対象とされ得ないものというべきである。」とした⁵。

- ・ 文字及び文字セットが著作権法にいう著作物に当たるか

控訴審は、「本件各文字及び本件文字セットは、それぞれ『一組のデザインとして、印刷、タイプライター、その他の印刷技法によつて文を組立てる手段として意図された』タイプ・フェイス（書体）であることが明らかであつて、本件各文字にはデザインが施されているとはいえ、各文字、数字、その他の記号などは、本来的にそれらの組合わせによつて、情報伝達という実用的機能を期待されたものであり、それがため、そこに美の表現があるとしても、文字等についてすべての国民が共通に有する認識を前提として、特定の文字なり、数字なりとして理解されうる基本的形態を失つてはならないという本質的制約を受けるものである。この点からしても、本件各文字を美術鑑賞の対象として絵画や彫刻などと同視しうる美的創作物とみることはできない。」として、本件文字セットを含む、情報伝達という実用的機能を期待して作られた書体が美術の著作物に当たらないことを示唆した。

さらに、本件文字セットを表現するために用いられた文字配列についても、実用目的のために配されたにすぎず、この配列によって美術の著作物と同視し得るような表現をしたとは認められないとした。

⁵ 第一審では、本件文字セットのようなデザイン書体は、著作物として認められる応用美術である美術工芸品に該当しないため、美術の著作物といえないとの理由から、デザイン書体の著作物性を否定した。

タイポス書体事件

第一審：東京地判昭 55・3・10 無体裁集 12 巻 1 号 47 頁〔昭和 51 年（ワ）第 6007 号〕

控訴審：東京高判昭 57・4・28 無体裁集 14 巻 1 号 351 頁，判時 1057 号 43 頁，判タ 499 号 161 頁〔昭和 55 年（ネ）第 689 号〕

本件は、①無体物たる書体が旧不正競争防止法第 1 条第 1 項第 1 号にいう「商品」に当たるか、②商品たる写植用文字盤の「商品主体」に、当該商品の製造・販売に直接かわらない書体の創作者が該当するかが争われた事例である。裁判所は、第一審・控訴審共に、①無体物は旧不正競争防止法第 1 条第 1 項第 1 号にいう「商品」には当たらず、②商品である写植用文字盤の製造・販売をしない書体の創作者は商品主体に当たらないとした。

また、控訴審においては、仮に、被告が、原告書体の存在や評判を知って原告書体に類似した書体による活字及び母型の製造・販売を行ったとしても、当該行為は不法行為に当たらないとした。

事実関係

原告は、昭和 43 年、平仮名及び片仮名からなる「タイポス 45」と称する書体を含む一連の新書体（以下「本件書体」という。）を創作した。原告は、被告を含め複数社と本件書体を写植用文字盤等に使用することを許諾する契約を締結し、これらの取引によって営業上の利益を得ている。

被告は、昭和 47 年頃から「キツド」と称する活字及び母型を製造し、販売を開始した。

裁判所の判断

・ 書体が旧不正競争防止法第 1 条第 1 項第 1 号にいう「商品」に当たるか

控訴審は、「商品」という語句に対する社会通念上の解釈や、無体物は商品等表示とすることが直接的に不可能であること等から、「不競法第一条第一項第一号の規定にいう『商品』とは、少なくとも有体物（容器に収めて取引される無定形物を含む。）であることを必要とし、無体物はこれに含まれないと解するのが相当である。」として⁶、本件書体は「商品」に当たらないとした。

・ 書体の創作者が旧不正競争防止法にいう「商品主体」に当たるか

控訴審は、旧不正競争防止法にいう商品主体について、「不競法第一条第一項第一号の規定は、他人の商品との混同を生ぜしめる行為を防止することによつて、いわゆる周知表示に化体された商品主体の信用の冒用、毀損を防止し、もつて、公正な競争秩序の維持、形成を図ろうとするものであると解されるから、この規定によつて保護されるべきものは、信用の保持者たる商品主体、すなわち、商品の製造、加工、販売、輸出入等の商品取扱業

⁶ 第一審についても同旨である。

務に従事する業務主体に限られるものと解される。」とし⁷、製造業者に書体の使用を許諾し、対価を得ている書体の創作者は同法にいう商品主体に当たらないとした。（この場合、商品主体となるのは、創作者から本件書体の使用許諾を受け実際に商品である写真用植字盤を製造・販売している者とした。）

- ・ **ある書体に類似した書体を製造・販売することが民法第 709 条にいう不法行為に当たるか**

被告が本件書体に類似した書体による活字及び母型を製造・販売することが不法行為に当たるかという点について、控訴審は「もともと、文字の書体は、線の一定の配列により特定の音又は意味内容を伝達するものであるから、当然一定の形態をとることになる。したがって、そのような一定の形態をとる一つ一つの文字自体における個々の形態ないしその創作も保護しなければならず、法律上の保護に値する利益があるものとすれば、無限に存する書体自体の私有化を認めるに等しい結果となり、本来国民共有の財産たるべきはずの文字は、僅かな者の独占的使用に委ねられ、国民による文字の自由使用は不可能になってしまうのであつて、帰結するところは明らかに不当である。」として⁸、不法行為法における書体の保護自体を否定することを示唆した。これを受け、仮に、被告が本件書体の存在や評判を知って本件書体に類似した書体を製造・販売したとしても、不法行為を構成しないとした。

⁷ 第一審についても同旨である。

⁸ 第一審では、この点について争われなかった。

Field ロゴマーク事件

岐阜地判平 16・11・18 判例集未登載〔平成 15 年（ワ）第 178 号〕

本件は、①フォントからロゴマーク又はロゴタイプを作成し、看板又は広告等に用いる行為が著作物の複製に当たるか、②このような行為が不法行為に当たるかについて争われた事例である。裁判所は、①原告のフォント及びそれにより具現化されるタイプフェイスについては著作物性が無いとし、②不法行為については、原告のタイプフェイスのごく一部を使用してロゴ等を作成する行為は原告のタイプフェイスのほぼすべてをそっくり模倣した書体を制作・販売したものとはいえないとした上で、原告書体が真に創作的な書体とはいえないことから、被告の行為は不法行為に当たるとはいえないとした。

事実関係

原告は、広告制作及びグラフィックデザインを業としており、その業務の一環としてフォントを製作・販売した。

被告は、美容室の経営及び化粧品の販売を業としており、訴外会社に依頼して作成したロゴマーク及びロゴタイプを、被告の販売するシャンプー等に付したり、雑誌の求人広告等に掲載して使用していた。

裁判所の判断

・ デジタル・フォントがプログラムの著作物として認められるための要件

裁判所は、デジタル・フォントがプログラムの著作物として認められるための要件として、「著作権法は、著作物であるプログラムについて、その具体的表現を保護するものであって、その機能を保護するものではないから、たとえ当該プログラムの機能については作成者の個性が発揮されたものであると認められるとしても、その具体的表現自体が一般に作成可能な極くありふれたものである場合には、(略) 当該プログラムの具体的表現自体については、作者の個性が発揮されていないものとして、創作性がなく、著作物として著作権法の保護を受けることはできないというべきである。」とし、デジタル・フォントがプログラムの著作物として認められるためには、プログラムの具体的表現自体に作者の個性が発揮される必要があるとした。その上で、本件につき、「原告製品は、一般的にも知られている既存のソフトウェアを使用して、個々の文字のデータの集積であるフォントファイルを作成したものに過ぎず、個々の文字の形状を表現するプログラム自体は既存のソフトウェアに依存しているものであるから、創作性があるとはいえず、原告製品のプログラムは、著作物として、著作権法上の保護を受けることはできない。」とした。

なお、原告フォントにより具現化されるタイプフェイスについては、作成者によるデザインが加えられていることは認めつつも、最高裁判例の判断手法に基づき⁹、その著作物性

⁹ 最判平 12・9・7 民集 54 卷 9 号 7 頁[ゴナ書体事件上告審]にて判示された、タイプフェイスが著作権法にいう美術の著作物として認められるためには、「従来の印刷用書体に比して顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要であり、かつ、それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていなければならない」という要件に基づく判断を行った。

も否定した。

- ・ フォントからロゴマーク又はロゴタイプを作成する行為は不法行為に当たるか

裁判所は、フォントからロゴマーク又はロゴタイプを作成する行為は不法行為に当たるかを判断するに先立ち、被告が原告タイプフェイスを原告の承諾なくそっくり模倣して使用する行為についての不法行為の成立につき、最高裁判例と同様の判断基準¹⁰を挙げた上で、被告ロゴマーク及びロゴタイプに用いられた文字の形状は原告タイプフェイスと同一か、少なくとも極めて類似しており、訴外会社がロゴマーク及びロゴタイプ作成時に原告タイプフェイスを使用したことを推認しつつも、「それは原告製品のタイプフェイスの極く一部であることが認められる。」とし、「原告製品のタイプフェイスのほぼ全てをそっくり模倣した書体が制作、販売されたものともいえないし、被告においてこれをしたものともいえないことは明らかである」とした。さらに、原告タイプフェイスについては、真に創作的な書体であって、過去の書体と比べて特有の特徴を備えたものであるとはいえないとして、被告の行為による不法行為の成立を否定した。

¹⁰ 最判平 12・9・7 民集 54 卷 9 号 7 頁[ゴナ書体事件上告審]における、書体のデッドコピーが民法第 709 条にいう不法行為に当たるかについての判断基準。本件において、第一審は、「原告製品のように著作権法による保護を受けられないタイプフェイスであっても、当該タイプフェイスが真に創作的な書体であって、過去の書体と比べて特有の特徴を備えたものである場合に、他人が、不正な競争をする意図をもって、その特徴ある部分を一組の書体のほぼ全体にわたってそっくり模倣して書体を制作、販売したときは、書体の市場における公正な競争秩序を破壊することは明らかであり、不法行為（民法 709 条）に基づき、これによって被った損害の賠償を請求することができる余地があるというべきである。」とした。

フォント・プログラム不正インストール事件

大阪地判平 16・5・13 判例集未登載〔平成 15 年（ワ）第 2552 号〕

本件は、デジタル・フォントに係るプログラムの著作権侵害（海賊版の販売による複製権の侵害）について争われた事例であり、争点としては、①被告が顧客に販売したパーソナルコンピュータに本件フォント・プログラムの海賊版を恒常的にインストールしていたか、②本件フォント・プログラムの差止請求及び消去請求の必要性、③損害額の認定等が挙げられていた。裁判所は、証拠に照らし、原告による請求をすべて認め、被告による著作権侵害を認めた。

事実関係

原告は、パーソナルコンピュータ用の日本語フォント・プログラム（以下「本件フォント・プログラム」という。）を開発し、平成元年からこれを販売している。被告は、パーソナルコンピュータの小売りをしており、平成 10 年 11 月から平成 14 年 10 月までに 1,272 台を販売した。

原告は被告会社を相手として、証拠保全としての検証を申し立て、平成 14 年 11 月 28 日に被告会社事務所における検証を実施した（大阪地裁平成 14 年（モ）第 7288 号事件）ところ、被告会社が業務に使用しているパーソナルコンピュータに、原告の許諾を得ていない複製防止機能が解除された本件フォント・プログラムの海賊版がインストールされていた。

裁判所の判断

裁判所は、全面的に原告の主張を認め、被告による本件フォント・プログラムに係る著作権侵害を認容の上、被告に対して本件フォント・プログラムの使用差止及び消去、並びに原告への損害賠償を命じた。損害賠償の額の算定に際し、裁判所は、被告のコンピュータ販売実績（台数）、被告が原告から正規に購入した本件フォント・プログラムの数及び被告の所有する海賊版フォント数から、被告が顧客に販売したパーソナルコンピュータにインストールした本件フォント・プログラムの海賊版の累積数を推計し、本件フォント・プログラムの販売価格から推定される一書体当たりの原告の逸失利益を基に、原告が被った損害額を算定した。

なお、裁判所は、本件フォント・プログラムが著作物に当たるかという点については、判断していない。

動書第一事件

東京地判昭 60・10・30 無体裁集 17 卷 3 号 520 頁，判時 1168 号 145 頁，判タ 569 号 93 頁〔昭和 59 年（ワ）第 2343 号〕

本件は、原告の書を掲載した出版物から一部の文字を複製し並べ替えたものを掲載した出版物が著作権を侵害するか否かについて争われた事例である。裁判所は、原告の書が思想又は感情を創作的に表現したものであって著作物性を有するとし、また、原告の書を掲載した出版物に記載されている原告の書の使用時に要する手続きを怠った被告の行為に過失を認めた。

事実関係

原告は、書 3,125 文字（以下「本件書」という。）を書し、それを昭和 47 年 4 月 25 日発行の出版物「動書」に複製掲載した

被告 Y1 は、被告 Y2 に依頼し、本件書を一部複製して使用した出版物を発行（昭和 55 年 10 月、昭和 56 年 3 月及び昭和 57 年 12 月に発行。）し、一般に頒布した。

裁判所の判断

・ 著作物の利用と著作物性

裁判所は、原告自ら書した本件書について、「本件書は、思想又は感情を創作的に表現したものであつて、知的、文化的精神活動の所産といふことができる。」として、その著作物性を認めた。また、著作物の利用状況と著作物性の関係については、「知的、文化的精神活動の所産といふのか否かは、創作されたものが社会的にどのように利用されるかは必ずしも関係がないといふべきであるから、創作されたものが実用目的で利用されようとも、そのことは著作物性に影響を与えるものではない。」とし、創作された著作物が実用目的に利用されたとしても、その利用により著作物性を失うことはないことを示唆した。

・ 著作物利用に際しての注意義務について

本件書の収蔵された出版物「動書」には、「動書」の所有者は本件書を複写使用してよいとの記載はあるものの、その使用のための手続きとして、使用する文字・使用者名及び使用目的等を明記した書類を原告に提出し、原告からの承諾書を得ることとされている。被告はこれらの手続きを採っていないことが認められたが、裁判所は、この点に関し、「仮に、動書の購入者は、本件書が無償にて使用できる旨販売外交員が説明したことがあり、更に動書の価格が非常に高額であるとの事情があつたにせよ、これらの事情から、本件書が無償で使用できると軽信した者に過失があること明らかであるし、また、前認定事実によると、本件出版物を制作した被告（略）も、その内容が著作権及び著作者人格権を侵害していないかにつき確認をすべき注意義務を懈怠したものと認められる。」として、被告の過失を認めた。

動書第二事件

東京地判平元・11・10 無体裁集 21 卷 3 号 845 頁，判時 1330 号 118 頁，判タ 719 号 191 頁〔昭和 62 年（ワ）1136 号〕

本件は、①原告の書が著作物に当たるか、②原告の書における文字に類似する被告の文字が原告の文字を複製したものといえるかについて争われたが、裁判所は、①本件書が思想又は感情を創作的に表現したものであって著作物性を有するとした一方で、②単に字体が類似するからといって書を複製したということはできないとした。

事実関係

原告は、書（以下「本件書」という。）を書し、それを昭和 47 年 4 月 25 日発行の出版物「動書」に掲載した。

被告 Y1 は、昭和 51 年までに被告 Y2 に依頼して書の記載された看板を製作し、被告 Y1 整骨院の本院及び分院 4 ヶ所の計 5 ヶ所に設置した。被告 Y3 は昭和 53 年までに被告 Y4 に依頼して書の記載された看板を製作し、被告 Y3 スナックに設置した。

裁判所の判断

・ 書が著作権法にいう著作物に当たるか

裁判所は、原告が自ら書した書について、「本件書は、原告がその思想又は感情を創作的に表現したものであって、美術の範囲に属する書としての著作物であると認めることができる。」として、その著作物性を認めた。

・ 著作物の利用と著作物性

原告は、本件書の複製及び展示を第三者に許諾し、その許諾に対して使用料等を徴収していたが、このような行為についても、「原告において、本件書を書した後、これを使用する者から使用料を徴収するなどの行為をしたとしても、そのことによつて、本件書の著作物性が失われるものではない。」とした。

・ 字体が類似する書は書の著作物の複製に当たるか

裁判所は、文字の字体については本来著作物性がなく、また、同一人が書した書であっても、多くの異なった字体となり得ることから、単に書の字体が「類似するからといって、その範囲にまで独占的な権利を認めるとすれば、その範囲は広範に及び、文字自体の字体に著作物性を認め、これにかかる権利を認めるに等しいことになるおそれがあるものといわざるをえない。したがって、書については、単にその字体に類似するからといって、そのことから直ちに書を複製したものであるとはいえない、と解すべきである。」として、書の著作権は類似する書にまでは及ばないことを示唆し、本件書と被告が看板で用いた書は、各字体に明らかな相違があるか、せいぜい字体が類似しているにすぎず、また、墨の濃淡・かすれ具合・筆の勢い等の字形以外の要素が類似しているということも認められないため、本件書の複製に当たらないとした。

雪月花事件

第一審：東京地判平 11・10・27 判時 1701 号 157 頁，判タ 1018 号 254 頁〔平成 10 年（ワ）第 14675 号〕

控訴審：東京高判平 14・2・18 判時 1786 号 136 頁〔平成 11 年（ネ）第 5641 号〕

本件は、照明器具のカタログ中の写真に書の作品が写された場合に、これが書の著作物の複製に当たるかについて争われたものである。裁判所は、書の著作物としての特性を示した上で、一般人の通常の注意力を基準として、書の美的要素（文字の形の独創性・線の美しさと微妙さ・文字群と余白の構成美・運筆の緩急と抑揚・墨色の冴えと変化及び筆の勢い）が直接感得できるほどに再現されていない本件カタログは、書の著作物の複製に当たらないとした。

事実関係

原告は書家であり、平成 4・5 年頃までに、「雪月花」「吉祥」「遊」の文字を書いた書（以下「本件作品」という。）を完成した。

被告は、各種照明器具の製造・販売を行っており、平成 7 年から 9 年にかけて、電気工事店等に配布するカタログ（以下「本件カタログ」という。）を作成し、その中に照明器具を配した和室の写真に掲載していたが、その写真には掛け軸として装丁された本件作品がその和室の床の間に掛けられた状態で写されていた。

裁判所の判断

・ 書の著作物としての特性

控訴審は、書の著作物としての特性につき、「書は、本来的には情報伝達という実用的機能を担うものとして特定人の独占が許されない文字を素材として成り立っているという性格上、文字の基本的な形（字体、書体）による表現上の制約を伴うことは否定することができず、書として表現されているとしても、その字体や書体そのものに著作物性を見いだすことは一般的には困難であるから、書の著作物としての本質的な特徴、すなわち思想、感情の創作的な表現部分は、字体や書体のほか、これに付け加えられた書に特有の上記の美的要素に求めざるを得ない。」とした¹¹。

・ 書の著作物の複製とは

控訴審は、書の著作物としての特性を踏まえ、「著作物の複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製することであって、（略）美術の著作物としての書の複製に当たるといえるためには、一般人の通常の注意力を基準とした上、当該書の写真において、上記表現形式を通じ、単に字体や書体が再現されているにとどまらず、文字の形の独創性、線の美しさと微妙さ、文字群と余白の構成美、運筆の緩急と抑揚、墨色の冴えと変化、筆の勢いといった上記の美的要素を直接感得することができる程

¹¹ 第一審についても同旨である。

度に再現がされていることを要するものというべきである。」として¹²、本件カタログの中に縮小して再現されているにすぎない本件作品には、本件書の著作物としての本質的な特性が再現されているとはいえず、本件カタログに本件作品が写された写真を掲載した被告の行為は、本件作品の複製には当たらないとした。

¹² 第一審についても同旨である。

資料Ⅳ

参考文献一覧

<工業規格>

- ・ (財) 日本規格協会『日本工業規格 フォント情報交換 第1部 体系』(1993年)
- ・ 日本工業規格 標準情報 (TR) TR X 0003:2000「フォント情報処理用語」

<個別事案>

[ゴナ書体事件]

第一審：大阪地判平 9・6・24 判例タイムズ 956 号 267 頁〔平成 5 年（ワ）第 2580 号、反訴平成 5 年（ワ）第 9208 号〕

控訴審：大阪高判平 10・7・17 判例集未登載〔平成 9 年（ネ）第 1927 号〕

上告審：最判平 12・9・7 民集 54 卷 7 号 2481 頁、判例時報 1730 号 123 頁、判例タイムズ 1046 号 101 頁〔平成 10 年（受）第 332 号〕

- ・ 鈴木眞実子「「写研タイプフェイス」事件」コピライト 439 号 32 頁（1997 年）
- ・ 牛木理一「書体は著作物として保護されるか」日経デザイン編『デザインの紛争と判例－知的財産権法の解説とその活用法』222-224 頁（日経 BP 社、1998 年）
- ・ 佐藤恵太「デザイン書体－ゴナ書体事件」齊藤博・半田正夫編『別冊ジュリスト No.127 著作権判例百選〔第 3 版〕』30-31 頁（有斐閣、2001 年）
- ・ 高部眞規子「印刷用書体の著作物性」ジュリスト 1203 号 128-130 頁（2001 年）
- ・ 水谷直樹「印刷用書体の著作物性を否定した事例」発明 98 卷 4 号 106-107 頁（2001 年）
- ・ 板倉集一「タイプフェイスの著作物性の要件」知財管理 52 卷 2 号 199-206 頁（2002 年）
- ・ 森本敬司「印刷用書体の創作の保護は何処へ行くのか」DESIGN PROTECT 16 卷 1 号 28-32 頁（2003 年）
- ・ 宮脇正晴「不法行為法によるタイプフェイスの保護－ゴナ書体事件下級審判決の示す要件論を中心に－」L&T 22 号 53-64 頁（2004 年）

[ポップ用書体事件]

東京地判平 12・1・17 判例時報 1708 号 146 頁、判例タイムズ 1026 号 273 頁〔平成 9 年（ワ）第 7268 号〕

[モリサワタイプフェイス不正競争仮処分事件]

第一審：東京地決平 5・6・25 判例集未登載〔平成 2 年（ヨ）第 2600 号〕

抗告審：東京高決平 5・12・24 判例時報 1505 号 136 頁〔平成 5 年（ラ）第 594 号〕

- ・ 牛木理一「文字書体を不正競争防止法により保護した事例」特許管理 44 卷 8 号 1105-1116 頁（1994 年）
- ・ 牛木理一「認められたタイプフェイス保護」日経デザイン 1994 年 4 月号 84-85 頁（1994 年）

- ・ 榊モリサワ「東京高等裁判所が書体の法的保護を認めました。」*TYPOGRAPHICS* ti: 160 号 20-21 頁 (1994 年)
- ・ 松村信夫「商品概念〔モリサワタイプフェイス事件〕」中山信弘・大淵哲也・茶園成樹・田村善之編『別冊ジュリスト No.188 商標・意匠・不正競争判例百選』292-293 頁 (有斐閣、2008 年)

【写真植字機用文字盤事件】

第一審：東京地判昭 63・1・22 無体裁集 20 巻 1 号 1 頁、判例時報 1262 号 35 頁、判例タイムズ 660 号 58 頁〔昭和 55 年（ワ）第 8474 号〕

控訴審：東京高判平元・1・24 無体裁集 21 巻 1 号 1 頁〔昭和 63 年（ネ）第 264 号〕

- ・ 松坂祐輔・須山佐一「不正競争行為差止請求－写植文字盤等模倣事件」中山信弘編『知的財産権研究Ⅱ』113-141 頁 (東京布井出版、1991 年)
- ・ 土肥一史「書体文字盤と商品形態の保護」小野昌延先生還暦記念論文集刊行会編『判例不正競争法 小野昌延先生還暦記念論文集』225-239 頁 (発明協会、1992 年)

【岩田書体文字設計図事件】

第一審：東京地判平 5・4・28 判例タイムズ 832 号 168 頁〔平成 4 年（ワ）第 4807 号〕

控訴審：東京高判平 5・11・18 知的裁集 25 巻 3 号 472 頁〔平成 5 年（ネ）第 1972 号〕

- ・ 牛木理一「書体の作成枠に著作権保護を主張」日経デザイン編『実例から学ぶデザインの紛争と判例－知的財産権法の解説とその活用法』228-230 頁 (日経 BP 社、1998 年)

【写真植字機用文字書体事件】

大阪地判平元・3・8 無体裁集 21 巻 1 号 93 頁、判例時報 1307 号 137 頁、判例タイムズ 700 号 229 頁〔昭和 58 年（ワ）第 4872 号〕

- ・ 牛木理一「タイプフェイスの法的保護－モリサワ事件に思う－」*パテント* 42 巻 10 号 2-8 頁 (1989 年)
- ・ 渋谷達紀「写植用文字書体の著作物性」判例時報 1324 号 213-218 頁 (1989 年)
- ・ 牛木理一「タイプフェイスに法的保護はあるか」日経デザイン 1989 年 7 月号 44-45 頁 (1989 年)
- ・ 半田正夫「写真植字機用文字盤に搭載する目的で作成された書体について、著作権の保護の対象となる著作物に当たらないとされた事例」*発明* 87 巻 4 号 64-69 頁 (1990 年)
- ・ 牛木理一「タイプフェイス事件」*著作権研究* 20 号 139-149 頁 (1993 年)
- ・ 田村善之「写真植字機用文字書体の機械的複写行為と不法行為－写植機用文字書体事件」*ジュリスト* 1015 号 283-286 頁 (1993 年)
- ・ 佐藤恵太「デザイン書体 (2) －写植文字盤用書体事件」斉藤博・半田正夫編『別冊ジュリスト No.128 著作権判例百選〔第 2 版〕』33-34 頁 (有斐閣、1994 年)

【ヤギ・ボールド事件】

第一審：東京地判昭 54・3・9 無体裁集 11 巻 1 号 114 頁、判例時報 934 号 74 頁、判例タイムズ 383

号 149 頁〔昭和 49 年（ワ）第 1959 号〕

控訴審：東京高判昭 58・4・26 無体裁集 15 卷 1 号 340 頁、判例時報 1074 号 25 頁、判例タイムズ 495 号 238 頁〔昭和 54 年（ネ）第 590 号〕

- ・ 牛木理一「タイプフェイスと著作権法―東京地裁判決に思う―」パテント 32 卷 8 号 3-12 頁（1979 年）
- ・ 大家重夫「タイプフェイス（印刷用文字書体）東京地裁判決について」特許ニュース 5118 号 1-15 頁（1979 年）
- ・ 紋谷暢男「著作権法上の「美術」の範囲―装飾文字の書体の著作物性の有無」ジュリスト 763 号 146-148 頁（1982 年）
- ・ 牛木理一「印刷用書体は著作物でないか―東京高裁判決に思う―」パテント 36 卷 8 号 22-33 頁（1983 年）
- ・ 阿部浩二「タイプ・フェイス（印刷活字体）の著作物性―東京高裁昭和 58 年 4 月 26 日判決を契機に―」法学教室 35 号 80-81 頁（1983 年）
- ・ 高石義一「デザイン書体―「ヤギ・ボールド」事件」池原季雄・斉藤博・半田正夫編『別冊ジュリスト No.91 著作権判例百選』42-43 頁（有斐閣、1987 年）
- ・ 高石義一「デザイン書体（1）―ヤギ・ボールド事件」斉藤博・半田正夫編『別冊ジュリスト No.128 著作権判例百選〔第 2 版〕』32-33 頁（有斐閣、1994 年）
- ・ 阿部浩二「一、著作権法にいう「美術」の意義と応用美術 二、デザイン書体ことにタイプ・フェイスの著作物性」判例時報 960 号 166-169 頁（2005 年）

[タイポス書体事件]

第一審：東京地判昭 55・3・10 無体裁集 12 卷 1 号 47 頁〔昭和 51 年（ワ）第 6007 号〕

控訴審：東京高判昭 57・4・28 無体裁集 14 卷 1 号 351 頁、判例時報 1057 号 43 頁、判例タイムズ 499 号 161 頁〔昭和 55 年（ネ）第 689 号〕

- ・ 播磨良承「タイプフェイスは不正競争法にいう商品に該当しないか」発明 80 卷 11 号 58-62 頁（1983 年）
- ・ 牛木理一「文字の書体の保護には不正競争防止法も不法行為法も適用されないとした事例」特許管理 34 卷 9 号 1197-1201 頁（1984 年）
- ・ 紋谷暢男「タイプフェイスの不正競争法及び不法行為法上の保護」ジュリスト 849 号 109-112 頁（1985 年）
- ・ 牛木理一「文字書体の不競争法による保護」小野昌延先生還暦記念論文集刊行会編『判例不正競争法 小野昌延先生還暦記念論文集』241-252 頁（発明協会、1992 年）
- ・ 田村善之『不正競争法概説〔第 2 版〕』299-300 頁（有斐閣、2003 年）

[Field ロゴマーク事件]

岐阜地判平 16・11・18 判例集未登載〔平成 15 年（ワ）第 178 号〕

[フォント・プログラム不正インストール事件]

大阪地判平 16・5・13 判例集未登載〔平成 15 年（ワ）第 2552 号〕

[動書第一事件]

東京地判昭 60・10・30 無体裁集 17 卷 3 号 520 頁、判例時報 1168 号 145 頁、判例タイムズ 569 号 93 頁〔昭和 59 年（ワ）第 2343 号〕

- ・ 飯島久雄「書－「動書書体」事件」池原季雄・斉藤博・半田正夫編『別冊ジュリスト No.91 著作権判例百選』44-45 頁（有斐閣、1987 年）
- ・ 松坂祐輔「「書体」の権利性 「動書」は著作物か」中山信弘編『知的財産権研究 I』85-102 頁（東京布井出版、1990 年）
- ・ 飯島久雄「書－動書書体事件」斉藤博・半田正夫編『別冊ジュリスト No.128 著作権判例百選〔第 2 版〕』36-37 頁（有斐閣、1994 年）

[動書第二事件]

東京地判平元・11・10 無体裁集 21 卷 3 号 845 頁、判例時報 1330 号 118 頁、判例タイムズ 719 号 191 頁〔昭和 62 年（ワ）1136 号〕

- ・ 千野直邦「「動書」が美術の範囲に属する書の著作物と認められ、その字体に類似する看板文字の字体について、書の複製権は及ばないとされた事例」発明 87 卷 11 号 73-77 頁（1990 年）

[雪月花事件]

第一審：東京地判平 11・10・27 判例時報 1701 号 157 頁、判例タイムズ 1018 号 254 頁〔平成 10 年（ワ）第 14675 号〕

控訴審：東京高判平 14・2・18 判例時報 1786 号 136 頁〔平成 11 年（ネ）第 5641 号〕

<タイプフェイスの法的保護全般>

- ・ 大家重夫「タイプフェイスの保護（上）」発明 70 卷 5 号 18-23 頁（1973 年）
- ・ 大家重夫「タイプフェイスの保護（中）」発明 70 卷 6 号 26-29 頁（1973 年）
- ・ 大家重夫「タイプフェイスの保護（下）」発明 70 卷 7 号 12-16 頁（1973 年）
- ・ 大家重夫「文字はいかに売買されているかーその取り引きの実態」発明 71 卷 2 号 46-51 頁（1974 年）
- ・ 意匠委員会「タイプフェイスの保護に関して（報告）」特許管理 24 卷 12 号 339-340 頁（1974 年）
- ・ 野口勇「タイプフェイス保護の諸問題」特許懇 54 号 35-41 頁（1974 年）
- ・ 大家重夫「タイプフェイスの法的保護をどう考えるか」特許ニュース 4890 号 2-13 頁（1978 年）
- ・ 田北嵩晴「印刷書体の保護について」特許懇 80 号 12-14 頁（1978 年）
- ・ 大家重夫「タイプフェイスの国内裁定と保護問題」印刷雑誌 62 卷 6 号 3-8 頁（1979 年）
- ・ 飯島英雄「タイプフェイス（印刷用文字書体）の法的保護の動向（その一）」特許管理 31 卷 11 号

1245-1257 頁 (1981 年)

- ・ 飯島英雄「タイプフェイス（印刷用文字書体）の法的保護の動向（その二）」特許管理 32 巻 2 号 171-196 頁 (1982 年)
- ・ 飯島英雄「タイプフェイス（印刷用文字書体）の法的保護の動向（その三）」特許管理 32 巻 3 号 293-301 頁 (1982 年)
- ・ 飯島英雄「タイプフェイス（印刷用文字書体）の法的保護の動向（その四）」特許管理 32 巻 5 号 545-561 頁 (1982 年)
- ・ 飯島英雄「タイプフェイス（印刷用文字書体）の法的保護の動向（その五）（完）」特許管理 32 巻 6 号 715-722 頁 (1982 年)
- ・ 播磨良承「タイプ・フェイスの保護法理に関する一試論－特に我が国の諸判例を中心に－」判例時報 1064 号 148-159 頁 (1983 年)
- ・ 牛木理一「タイプフェイス事件をめぐる二つの和解と一つの判決」パテント 39 巻 1 号 12-22 頁 (1986 年)
- ・ 大家重夫「印刷用文字書体保護の現状と問題点」特許管理 37 巻 12 号 1441-1453 頁 (1987 年)
- ・ 中山信弘「知的財産権の概念」ジュリスト 919 号 54-55 頁 (1988 年)
- ・ (社) 日本機械工業連合会・(社) 日本印刷製本紙工機械工業会『書体の法的保護に関する調査研究報告書』(1989 年)
- ・ (社) 日本機械工業連合会・(社) 日本印刷製本紙工機械工業会『平成元年度 書体（タイプフェイス）の法的保護に関する調査研究報告書』(1990 年)
- ・ (財) 知的財産研究所『タイプフェイスの保護のあり方に関する調査・研究について 報告書』(1990 年)
- ・ (財) 日本規格協会 文字フォント開発・普及センター『平成元年度 文字フォントの権利保護に関する調査研究 報告書』(1990 年)
- ・ 石田健「タイプフェイス・デザイン」叶芳和・高石義一編『先端産業の知的所有権』209-238 頁 (東洋経済印刷、1990 年)
- ・ 滝沢健「タイプフェイスについて」DESIGN PROTECT 11 号 27-32 頁 (1990 年)
- ・ (財) 知的財産研究所『タイプフェイスの保護制度に関する調査研究報告書』(1991 年)
- ・ (財) 日本規格協会 文字フォント開発・普及センター『平成 2 年度 文字フォントの権利保護に関する調査研究 報告書』(1991 年)
- ・ 田倉整「タイプフェイスをめぐる紛争と最高裁判所の和解勧告」発明 88 巻 9 号 96-102 頁 (1991 年)
- ・ 峯唯夫「タイプフェイスの保護」パテント 44 巻 10 号 132-138 頁 (1991 年)
- ・ 金井隆男「タイプフェイスの法的保護」NBL 485 号 23-29 頁 (1991 年)
- ・ 桑山弥三郎・林隆男・大谷四郎・奥泉元晟・吉田佳広「タイプフェイスの類似判定基準案」TYPOGRAPHICS ti: 149 号 12-16 頁 (1993 年)
- ・ NPO 法人 日本タイポグラフィ協会「タイプフェイス・デザインの係争事例」TYPOGRAPHICS ti: 149 号 56-60 頁 (1993 年)

- ・ 田倉整「文字書体（タイプフェイス）の法的保護」発明 91 巻 10 号 120-126 頁（1994 年）
- ・ 水井正「書体デザインのオリジナリティとは…」TYPOGRAPHICS ti: 160 号 22-29 頁（1994 年）
- ・ 三崎陽尹「意見を聞かせてください。」TYPOGRAPHICS ti: 160 号 30-35 頁（1994 年）
- ・ 布施茂「タイプフェイス、法的保護の現状」日経デザイン 1998 年 7 月号 69 頁（1998 年）
- ・ 大家重夫「タイプフェイスの法的保護と権利情報データベースの作成について」コピーライト 460 号 51-53 頁（1999 年）
- ・ NPO 法人 日本タイポグラフィ協会「「データベース・日本のタイプフェイス」の刊行」コピーライト 460 号 50-51 頁（1999 年）
- ・ TYPOGRAPHICS ti: 206 号 11-33 頁（1999 年）
- ・ （財）知的財産研究所『表示画面上に表示された画像デザインに関する保護についての調査研究報告書』（2002 年）
- ・ TYPOGRAPHICS ti: 230 号 19-40 頁（2003 年）
- ・ 牛木理一「タイプフェイス」小谷悦司・小松陽一郎編『意匠・デザインの法律相談』16-22 頁（青林書院、2004 年）
- ・ 葛本京子「タイプフェイスの権利をとりまく現実」TYPOGRAPHICS ti: 242 号 104-109 頁（2005 年）
- ・ （財）知的財産研究所『独創的デザインの保護に即した意匠制度のあり方に関する調査研究報告書』（2006 年）
- ・ 大町尚友「タイポグラフィの展望と基礎認識」DESIGN PROTECT 19 巻 3 号 25-32 頁（2006 年）
- ・ 大町尚友「タイポグラフィの現在」DESIGN PROTECT 19 巻 4 号 24-31 頁（2006 年）
- ・ 日経デザイン編集部「ND インタビュー、葛本京子氏」日経デザイン 2006 年 3 月号 70-73 頁（2006 年）
- ・ 大町尚友「タイポグラフィの知的財産権」DESIGN PROTECT 20 巻 1 号 19-26 頁（2007 年）
- ・ 中島安貴輝・葛本京子・吉田佳広「タイプフェイスとして認知される「アイコン言語」」TYPOGRAPHICS ti: 247 号 19-20 頁（2007 年）

＜タイプフェイスの保護と国際寄託のためのウィーン協定、諸外国でのタイプフェイス保護制度＞

- ・ 野口勇「タイプフェイスの保護および国際登録に関するウィーン協定（草案）について」パテント 24 巻 11 号 11-16 頁（1971 年）
- ・ 牛木理一「タイプフェイスの国際的保護の諸問題（上）」パテント 26 巻 8 号 4-10 頁（1973 年）
- ・ 牛木理一「タイプフェイスの国際的保護の諸問題（下）」パテント 26 巻 10 号 3-22 頁（1973 年）
- ・ ジョン・ドレイフス著／牛木理一訳「「タイプフェイス」はなぜ新しい国際法によって保護する価値があるか」AIPPI 18 巻 5 号 182-189 頁（1973 年）
- ・ 大家重夫「タイプ・フェイス保護 ウィーン外交会議に出席して」発明 70 巻 8 号 14-17 頁（1973 年）
- ・ 野口勇「タイプフェイスの保護と国際協定について」AIPPI 18 巻 6 号 2-20 頁（1973 年）

- ・ 野口勇「タイプフェースの保護と国際寄託のためのウィーン協定」AIPPI 18 巻 9 号 8-28 頁 (1973 年)
- ・ 砂川昭男「修正されたタイプ・フェイス保護協定」発明 70 巻 9 号 9-13 頁 (1973 年)
- ・ 大家重夫「文字書体保護のための国際協定の成立と今後の課題 (1)」工業所有権研究 40 号 3-7 頁 (1974 年)
- ・ 大家重夫「文字書体保護のための国際協定の成立と今後の課題 (2)」工業所有権研究 41 号 13-17 頁 (1974 年)
- ・ 大家重夫「文字書体保護のための国際協定の成立と今後の課題 (3)」工業所有権研究 42 号 24-30 頁 (1974 年)
- ・ 大家重夫「文字書体保護のための国際協定の成立と今後の課題 (4・完)」工業所有権研究 44 号 20-26 頁 (1975 年)
- ・ 野口勇「オランダはタイプフェースに著作権法の適用を認めた」特許懇 81 号 33 頁 (1978 年)
- ・ 牛木理一「西ドイツのタイプフェース法」AIPPI 27 巻 9 号 34-37 頁 (1982 年)
- ・ 「タイプフェイスフォントのデザインと著作権保護 (Adobe Systems Inc.v. Southern Software Inc., NDCA, 2/2/98)」IPR 12 巻 3 号 114-118 頁 (1998 年)
- ・ (財) 知的財産研究所『諸外国におけるデザイン保護の実態に関する調査研究報告書』(2005 年)
- ・ 布施茂「漢字圏のタイプフェイスとフォントの権利保護事情」TYPOGRAPHICS ti: 242 号 110-112 頁 (2005 年)
- ・ 布施茂「諸外国の意匠法によるタイプフェイス保護事情」TYPOGRAPHICS ti: 247 号 7-12 頁 (2007 年)
- ・ 葛本京子「登録公報に見る欧文タイプフェイスデザインの傾向」TYPOGRAPHICS ti: 247 号 13-18 頁 (2007 年)
- ・ 葛本京子「韓国のタイプフェイス法的保護事情」TYPOGRAPHICS ti: 249 号 27 頁 (2007 年)
- ・ (財) 知的財産研究所『諸外国におけるタイプフェイスの保護の現状と問題点に関する調査研究報告書』(2007 年)

<著作権法と文字のデザイン>

- ・ 大家重夫「タイプフェイス (印刷用文字書体) の保護」発明 75 巻 9 号 96-99 頁 (1978 年)
- ・ 玉井克哉「文字の形と著作権」ジュリスト 945 号 76-77 頁 (1989 年)
- ・ 半田正夫『転機にさしかかった著作権制度』69-93 頁 (一粒社、1994 年)
- ・ 斉藤博『概説 著作権法 [第 3 版]』46-47 頁 (一粒社、1994 年)
- ・ 中山敦夫「タイプフェイスは著作物になり得ないか」パテント 48 巻 5 号 92-103 頁 (1995 年)
- ・ 中山敦夫「タイプフェイスは著作物になり得ないか」パテント 48 巻 8 号 62-66 頁 (1995 年)
- ・ 弥永真生「書体の著作物性」斉藤博・牧野利秋編『知的財産関係訴訟法』96-104 頁 (青林書院、1997 年)
- ・ 柳澤眞実子「タイプフェイスと文字の独占」清和法学研究 5 巻 2 号 135-154 頁 (1998 年)

- ・ 大家重夫『タイプフェイスの法的保護と著作権』（成文堂、2000 年）
- ・ 半田正夫『著作権法概説〔第 10 版〕』107 頁（一粒社、2001 年）
- ・ 田村善之『著作権法概説〔第 2 版〕』37-40 頁（有斐閣、2001 年）
- ・ 著作権法令研究会編『著作権法ハンドブック〔第 4 版〕』122-123、185-186 頁（（社）著作権情報センター、2001 年）
- ・ 満田重昭「書道デザイナー・商業書道デザイン書体事件」 齊藤博・半田正夫編『別冊ジュリスト No.157 著作権判例百選〔第 3 版〕』34-35 頁（有斐閣、2001 年）
- ・ 作花文雄『詳解 著作権法〔第 2 版〕』151-155 頁（ぎょうせい、2002 年）
- ・ （社）著作権情報センター 附属著作権研究所『応用美術委員会 著作権法と意匠法との交錯問題に関する研究』163-186 頁（（社）著作権情報センター、2003 年）
- ・ 岡戸昭佳「文字を素材とする造形の著作物について」 パテント 56 巻 9 号 5-10 頁（2003 年）
- ・ 三山裕三『著作権法詳説 判例で読む 16 章〔新改訂版〕』106-109 頁（東京布井出版、2006 年）
- ・ 丸山温道「フォント・タイプフェイスの保護」 パテント 59 巻 1 号 24-26 頁（2006 年）
- ・ 日経デザイン編集部「文字の形が似るのは当然か？」 日経デザイン 2006 年 10 月号 60 頁（2006 年）
- ・ 中山信弘『著作権法』152-157 頁（有斐閣、2007 年）

<不正競争防止法と文字のデザイン>

- ・ 小泉直樹「不正競争法による秘密でない情報の保護」 判例タイムズ 793 号 27-42 頁（1992 年）
- ・ 渋谷達紀「商品形態の模倣禁止」 マックス・プランク知的財産・競争法研究所編『知的財産と競争法の理論 F.K.バイヤー教授古稀記念論文集』368-369 頁（第一法規出版、1996 年）
- ・ 島田康男「タイプフェイスの保護」 小野昌延・山上和則編『不正競争の法律相談〔改訂版〕』100-106 頁（青林書院、2002 年）
- ・ 田村善之『不正競争法概説〔第 2 版〕』299-300 頁（有斐閣、2003 年）
- ・ （財）知的財産研究所『不正競争防止法を活用した知的財産の保護強化（営業秘密の保護と模倣品・海賊版対策）に関する調査研究報告書』280-285 頁（2005 年）
- ・ NPO 法人 日本タイポグラフィ協会「不正競争防止法を活用した、タイプフェイス・フォントの保護」 TYPOGRAPHICS ti: 242 号 100-103 頁（2005 年）
- ・ 小野昌延『新・注解 不正競争防止法〔新版〕（上巻）』101-104 頁（青林書院、2007 年）
- ・ （財）知的財産研究所『知的財産の適切な保護のあり方に関する調査研究報告書』47-50 頁（2007 年）

<意匠法と文字のデザイン>

- ・ 高田忠『意匠』55-71 頁（有斐閣、1969 年）
- ・ 砂川昭男「意匠法雑感」 特許ニュース 3000 号 23-32 頁（1973 年）

- ・ 佐藤恵太「文字と意匠」DESIGN PROTECT 21 号 15-30 頁 (1992 年)
- ・ 牛木理一『意匠法の研究 [4 訂版]』349-350、398-460 頁 (発明協会、1994 年)
- ・ 斉藤瞭二『意匠法概説 [補訂版]』66-69 頁 (有斐閣、1995 年)
- ・ 峯唯夫「デザイン保護雑感 (デザイン産業の視点から)」パテント 56 巻 7 号 41-48 頁 (2003 年)
- ・ 布施茂「日本の意匠法によるタイプフェイス保護経緯」TYPOGRAPHICS ti: 249 号 28 頁 (2007 年)

<書体に関する研究>

- ・ 桑山弥三郎『書体デザイン』(グラフィック社、1971 年)
- ・ 佐藤敬之輔『日本のタイポグラフィ』(紀伊國屋書店、1972 年)
- ・ 「文字に生きる」編纂委員会編『文字に生きる[51-60]』(写研、1985 年)
- ・ (株)タイプバンク編『The TYPEBANK』(朗文堂、1985 年)
- ・ (社)グラフィックデザイナー協会教育委員会編『VISUAL DESIGN 2 タイポグラフィ・シンボルマーク』(六耀社、改訂新版、2004 年)
- ・ 西野嘉章編『歴史の文字ー記載・活字・活版』(東京大学出版会、1996 年)
- ・ 丸山剛「「制定書体」のデザイン」デザイン学研究 特集号 6 巻 1 号 21-24 頁 (1998 年)
- ・ 石川重遠・生田目美紀「日本語フォントのイメージ調査のための書体分類」デザイン学研究 研究発表大会概要集 46 号 56-57 頁 (1999 年)
- ・ 田中正明「欧文書体「タスカン体」について」デザイン学研究 研究発表大会概要集 46 号 60-61 頁 (1999 年)
- ・ 山本政幸「19 世紀グロテスク書体とモダン・サンセリフ書体の比較考察」デザイン学研究 研究発表大会概要集 46 号 62-63 頁 (1999 年)
- ・ 野宮謙吾・渡辺静香「書体における視覚的イメージと聴覚的イメージの関係について 1」デザイン学研究 研究発表大会概要集 47 号 112-113 頁 (2000 年)
- ・ 石崎幸・白石和也「タイポグラフィのプロポーションに関する一考察ーローティス書体を中心に」デザイン学研究 研究発表大会概要集 47 号 154-155 頁 (2000 年)
- ・ 野宮謙吾・渡辺静香「書体における視覚的イメージと聴覚的イメージの関係について 2」デザイン学研究 48 号 276-277 頁 (2001 年)
- ・ 山田貴史「フォント制作プロセスへの体系的アプローチーかな書体の試作を通して」デザイン学研究 研究発表大会概要集 48 号 332-333 頁 (2001 年)
- ・ 内山和也「書体と文体」広島大学大学院教育学研究科紀要 50 号 225-233 頁 (2001 年)
- ・ 世ノ一善生・南琢也「和欧混植用欧文書体に関する研究」デザイン学研究 研究発表大会概要集 49 号 292-293 頁 (2002 年)
- ・ 清水由美子「ピクトグラムの文法構造」武蔵工業大学環境情報学部情報メディアセンタージャージャーナル 3 号 58-63 頁 (2002 年)
- ・ 野宮謙吾・渡辺静香「和文書体の視覚イメージと音声イメージの関係」デザイン学研究 50 巻 6 号

11-18 頁 (2004 年)

- ・ 山本政幸「ヤン・チヒョルトの実験的書体デザイン」デザイン学研究 研究発表大会概要集 51 号 128-129 頁 (2004 年)
- ・ 関征春・伊藤晃「フォント「S 明朝体ファミリー」」デザイン学研究 作品集 10 巻 10 号 34-39 頁 (2004 年)
- ・ 片塩二郎「あの一〇年、その一〇年、この一〇年 普遍のタイポグラフィ街道の十字路に佇む」アイデア 53 巻 4 号 245-248 頁 (2005 年)
- ・ 山本政幸「日本語タイポグラフィにおける和欧書体混植の調和について」デザイン学研究 研究発表大会概要集 52 号 166-167 頁 (2005 年)
- ・ 小林章『欧文書体 その背景と使い方』(凸版印刷、第 3 版、2006 年)
- ・ 板倉雅宣『活版印刷発達史』((財)印刷朝陽会、2006 年)
- ・ 女子美術大学編『タイポグラフィ・タイプフェイスの現在 5 人の書体設計家と 3 人のタイポグラファーの思い』(女子美術大学、2007 年)
- ・ 阿辻哲次「漢字のしくみとあゆみ」TYPOGRAPHICS ti: 249 号 1-11 頁 (2007 年)

禁 無 断 転 載

平成19年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

タイプフェイスの保護のあり方に関する
調査研究報告書

平成20年3月

財団法人 知的財産研究所

〒102-0083 東京都千代田区麹町三丁目4番地

トラスティ麹町ビル3階

電話 03-5275-5285

FAX 03-5275-5323

<http://www.iip.or.jp>

E-mail support@iip.or.jp